

令和4年3月定例会 建設経済常任委員会記録

令和4年3月14日（月）

令和4年3月15日（火）

令和4年3月16日（水）

令和4年3月18日（金）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和4年3月14日（月）	7頁
令和4年3月15日（火）	73頁
令和4年3月16日（水）	153頁
令和4年3月18日（金）	241頁

令和4年3月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3月14日（月）	<p>審査日程の決定</p> <p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第3号・6号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第7号・8号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第3号・6号～8号 〔採決〕</p>

第 2 日	3月15日（火）	<p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第9号、議案甲第8号・9号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第9号・12号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第9号・13号・14号 〔説明、質疑〕</p>
第 3 日	3月16日（水）	<p>建設課審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>維持管理課審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第2号・5号 〔協議〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第4号 〔協議〕</p>

<p>第4日</p>	<p>3月18日（金）</p>	<p>現地視察</p> <p>河川のしゅんせつ事業（大野川）（曾根崎町）</p> <p>飯田・水屋線道路改良事業（飯田町）</p> <p>J R 肥前旭駅トイレ（儀徳町）</p> <p>旭まちづくり推進センター周辺道路（儀徳町）</p> <p>陳情</p> <p>陳情第2号・4号・5号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第9号・12号～14号、議案甲第8号・9号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>建設経済常任委員会の委員派遣について</p>
------------	-----------------	--

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年3月11日付託]

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号） [可決]

議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号） [可決]

議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号） [可決]

議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号） [可決]

[令和4年3月14日 委員会議決]

[令和4年3月15日付託]

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第12号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算 [可決]

議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算 [可決]

議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算 [可決]

議案甲第8号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和4年3月18日 委員会議決]

2 陳情

陳情第2号陳状

陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める要望書

陳情第5号旭まちづくり推進センターの係る車両経路の整備についての要望書

令和4年3月14日（月）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長 能富繁和

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係担当係長 香月啓介

農林課長 森山信二

農林課長補佐兼農政係長 楠和久

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕
上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範
上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂
建設課庶務住宅係長 安永伸也
建設課整備係長 立石佳照
建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠
建設部次長兼維持管理課長 大石泰之
維持管理課管理係長 斉藤了介
維持管理課維持係長 山下美知
都市計画課長 槇浩喜
都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也
都市計画課庶務係長 佐藤臣久
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範
国道・交通対策課長 佐藤正己
国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

建設課・維持管理課審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 57 分開会

久保山日出男委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

久保山日出男委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案を御手元にお配りしております。お目通しをお願いしたいと思います。

まず14日、令和3年度の補正予算。それから15日に、令和4年度当初予算、経済部ですね。

それから16日に、同じく令和4年度の当初予算、建設部。17日を予備日を持って行っております。18日については、現地視察、採決となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、現地視察につきましては、副委員長のほうから説明をお願いしたいと思います。

西依義規副委員長

おはようございます。日程的には、現地視察が18日の午前中になっていますので、候補地がある方は本日中午ぐらいまでに私のほうまでお伝えください。

補正については、視察を予定しておりませんので、本日採決でございますので、当初予算や陳情関係で、できたらよろしくお願いたします。

以上です。

久保山日出男委員長

以上の日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審査につきましては、以上のとおりと決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 59 分休憩



午前10時開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

おはようございます。本日、令和4年3月定例会建設経済常任委員会におきまして、御審議をいただきます経済部及び上下水道局関係の案件につきましては、補正予算関係議案4件でございます。

補正予算につきましては、主に事業費の決算見込みなどに伴うものでございます。

なお、事情によりまして年度内施行が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をいたしました。

詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

久保山日出男委員長

それでは、これより経済部関係議案の審査を始めます。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明をいたします。

委員会資料の補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金468万5,000円の補正のうち、主なものとしたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金60万4,000円で、農業委員会の事務に要する経費に対する県の交付金の追加配分を補正するものでございます。

次に、説明欄4項目めの農地利用最適化交付金388万3,000円は、農業委員及び推進員の農地集積や遊休農地の解消等の活動成果の実績により、県の交付金を補正するものでございます。

次に、款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節3農業水産業費受託収入14万3,000円の補正は、農業者年金業務受託料の活動実績分の補正でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬338万2,000円の補正につきましては、歳入で御説明をいたしましたとおり、農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進員の活動に対する報酬の加算措置の交付金となっておりますため、併せて補正するものでございます。

次に、節7報償費から、4ページの節18負担金、補助及び交付金の減額は、決算見込みにより減額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算の説明とさせていただきます。

森山信二農林課長

農林課関係分につきまして、補正予算説明資料に沿いまして、説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

資料5ページのほうをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

その下の款16国庫支出金、項2国庫支出金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

次に、資料の6ページのほうをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、5項目めのさが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業者を確立するため、機械施

設等の整備に必要な経費に対する補助金で、事業の完了見込みに伴う減額補正でございます。

その下、農村地域防災減災事業費補助金につきましては、ため池のハザードマップ作成業務に係る補助金で、事業の完了見込みに伴う減額補正でございます。

次に、下の欄、項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金のうち、2項目めの経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、今年度の登記事務の完了見込みに伴う増額補正でございます。

歳出のほうで詳しく御説明させていただきます。

次に、資料8ページのほうをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、1項目めの県営水利施設事業（鳥栖南部地区）負担金返還金につきましては、返還金が生じたためでございます。

次に、9ページのほうをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債、令和3年度発生災害復旧事業につきましては、事業完了に伴う起債の減額補正でございます。

その下、目9農林水産業債、節2農業債、農業経営体育成基盤整備事業につきましては、県営事業費の増額に伴い、起債も増額補正いただくものです。

事業内容といたしましては、平成30年度から令和5年度で、下野町の約128ヘクタールの農道、暗渠排水等の整備を行っております。

これより、歳出の主なものについて御説明をいたします。

資料11ページのほうをお願いいたします。

款6農林水産業債、項1農業債、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄1項目めの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、令和3年度における猟友会駆除のイノシシ480頭、アライグマ57匹に対する捕獲報償金に対する分担金でございます。

例年、当初では捕獲数が見込めないことから、3月補正をお願いするものでございます。

2項目めの、さが園芸生産888億円推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明しましたとおり事業完了見込みに伴い減額補正するものでございます。

次に、資料13ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費、節18負担金、補助及び交付金の経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、経営体育成基盤整備事業、令和3年度事業の増に伴う負担金の増額でございます。

事業等につきましては、総事業費が約15億円で、平成30年から令和5年までの事業期間となっております。

下野地区の用排水路、農道、暗渠排水等の整備を行っております。

国、県、地元負担がございまして、市のほうが17.5%の負担となっております。

資料15ページのほうをお願いいたします。

目6農地等保全管理費、節12委託料の測量設計委託料につきましては、事業完了に伴う減額補正でございます。

次に、資料16ページのほうをお願いいたします。

目8農業研修施設費、節12委託料の2項目めの滞在型農園施設等指定管理料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による宿泊者等利用者の減少に伴い収入減が見込まれることから、減少分を補填するものでございます。

資料19ページのほうをお願いいたします。

目4治山事業費、節12委託料の2項目めの市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、市民の参加を募りノルディックウォーキングや、イノシシ肉の試食会等を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大が収まらないので、イベントが実施できない状況のため、減額補正をするものでございます。

資料20ページのほうをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農業水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費の災害復旧工事費につきましては、災害復旧工事の事業完了に伴う減額補正でございます。

それではこれより、繰越明許費について御説明申し上げます。

資料21ページのほうをお願いいたします。

繰越明許費の、款6農林水産業費、項1農業費の事業名営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業につきましては、令和3年8月豪雨により被災いたしました、水稻、大豆の種子購入に対する補助で、種子購入時期が令和4年度になることから、繰り越すものでございます。

次に、事業名橋梁長寿命化事業につきましては、柚比町にございます高速道路をまたいでおります水路橋の点検が年度内に完了できないため、繰り越すものでございます。

次に、土地改良事業につきましては、土地改良区が実施しております地域水利ストックマネジメントの維持管理事業の年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

次に、基盤整備促進事業につきましては、こちらも土地改良区が実施しております麓地区の山浦、立石、原古賀ほか4町区で、整備面積17.8ヘクタールの暗渠排水工事の年度内完了が認めないことから、繰り越すものでございます。

以上簡単ではございますが、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

2ページの農地利用最適化交付金。今回増額になっていますよね、これ。

これは当初見込みよりも耕作放棄地っていうか、そういったところの調整に、いろいろ労を奏してもらわないといけないというようなことが何か発生したというような理解でいいんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

農地利用最適化交付金につきましては、実際の活動内容に伴う実績に応じて委員及び推進員のほうに交付している交付金でございます、実際の活動内容が、当初の見込みよりも増えたということで、今回の増額となったものでございます。

江副康成委員

手当てを必要とする面積と手当てができた面積は、どのぐらいぐらいになるんでしょうか。

庄山裕一農業委員会事務局長

面積に応じてっていう活動根拠はございませんで、実際の活動内容及び時間等で算定をいたしておりますので、面積については把握をしておりません。

以上でございます。

江副康成委員

毎年毎年耕作放棄されて、荒れているところがずっと継続しているところも多々ございますんで、そういったところは引き続き何とか対策を取っていただきたいなというふうに思いましてその確認でございました。

続けて11ページ、さが園芸生産888億円推進事業費補助金。これが減額になっているじゃないですか。佐賀のほうの園芸は、ずっと全体として盛り上がっているようなイメージを持っていたんですけども。

鳥栖市内のほうではちょっと苦戦しているようなことなのかなと思っておりますけれども、その実態と、どういったところに特化して、園芸を盛り上げていこうとしているのかというやつを、すいませんけど教えていただけますか。

森山信二農林課長

今回の減額の理由といたしましては、通常見積りを取られて予算を組んでおりますが、今回入札をされて、入札の結果、金額が落ちたというふうに聞き及んでおります。

それと実際どういうふうなところかということで、イチゴの農家のほうに高設栽培「高い」ですね。新しい形の栽培方法だと思いますけれども、そういうふうな施設に、今回の補助金を入れるということでございます。

結果といたしましては先ほど申しましたように、入札の結果ということで減額になっております。

以上でございます。

江副康成委員

最後ですけれども、21ページ、先ほど土地改良区の暗渠排水の繰越明許費の御説明があっておりまして、麓地区を見るときに、もうピンクのつていうか、暗渠排水の工事の予定みたいなところが多々ありまして、ああ、やられているなど。

五、六年、もっと前ですかね、地元の方から、麓も暗渠排水をやってくれよと言われて、なかなか色よい返事が土地改良区からなかったんですけれども、いつの間にか進んだなというふうに喜んでおるところですけれども、繰越しで、終わったら、必要なところは、工事が終わるといようなことでよろしいですか。

必要であればまた追加で要望がある部分だけやっているだけであって、これで終わりじゃなくて、必要があればまたやるということですか。

どっちですか。

森山信二農林課長

先ほど御説明させていただきましたように、今回麓地区のほうで事業を進めてありますけれども、その17.8ヘクタールにつきましては、工事が年度内に見込めないということですので、その事業につきましては、年度を越えても完了させるということでお聞きをしております。

江副康成委員

というのは、農家の方でも暗渠排水をやっていることを知らない人も多々おるんですよ、実は。

そういう意味で、既に知っている方は申し込まれてやられているんでしょうけれども、知らなくて、そういう機会が、もうこれで終わりなのか。

今後やっぱり、そういうことできるのであれば、やってほしいのならば、やってもいいよというような、もうちょっと機会は開かれているような制度なのか、その辺りは分かるのであれば教えていただきたいなと思って。

中垣秀隆農林課農村整備係長

今、鳥栖市土地改良区のほうで実施されています基盤整備促進事業ですけれども、令和元年から令和3年までの3か年で計画された事業でございます。

一応実施に当たっては、各受益者さんのほうにアンケートで確認を取られて実施をされているということで、一応、令和3年度で事業のほうは一旦、完了というふうに聞いておりま

す。

以上です。

池田利幸委員

すいません、私もまずは2ページですけど、2ページの農地利用最適化交付金。

さっき江副委員も聞かれていたんですけど、もともと私も聞こうと思っていたんですけど、説明のときに、実際の活動に見合っ、増えている分を渡しましたって言われる、その実際の活動って余りに説明も具体化していないっていうか、実際どういう活動をされていることに対する補助金で、具体的な活動って、詳細内容ってどうなるんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

実際に、農業委員及び推進員さんたちが現地を訪れて、いろんな人たちと、農地の現状についての会話をするとか、いろんな遊休農地、その他についての調査実績、その他を資料として毎月1回提出していただいておりますので、その辺を勘案した結果に基づき、交付をしているものでございます。

池田利幸委員

あんまり具体的なもんじゃないような気がするんですけども。

これは提出された方、要は農業委員会さんたちの報酬があっ、さらに上乗せで渡す分だとは思んですけど、その報告書とかからすると、10人いらっしゃる農業委員会の委員さん全部に均等に渡すんですかね、これ。

それとも報告書とか調査をされて、それに出られた方々に対して上乗せなんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

一応、委員の方々には、均等でお渡しをしているところでございます。

池田利幸委員

これは確認なんで、もうこれ以上は聞かないです、取りあえず。

11ページの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金のところですけど、有害鳥獣の捕獲推奨金負担金っていう部分ですけど、基本的に捕った数は480頭と57匹だと思うんですけど、この数が多いのか、少ないのか分かっていない部分があるんですけど、これによって大分、私自身も、イノシシ被害とか、そういう部分で御相談もらって、農林課さんに相談行ったこともあるんですけど、この数で大体被害っていうのは大分軽減されているんですか。

現状、有害鳥獣の被害の現状ってどういうものなんですかね。

森山信二農林課長

被害の状況といたしましては、どれぐらいの範囲とかいうものはなかなか難しいものがございいます。

ただ、こちらに補正をかけさせていただいている量につきましては、例年この程度という失礼ですが、毎年これぐらいの数量は捕れている状況でございます。

ただやはり、最近イノシシも住宅街とかいうところにも頻繁に出てきておりますので、わなを仕掛けるとかっていうのが、山のほうではできるんですが、住宅街のほうになると、わなを仕掛けるとかっていうのが、捕獲上難しいので、やはり山のほうに追い払うっていうのはちょっとあれですが、職員が行って対応するとかいう状況でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。市役所のところに出てきたりとか、下まで下りてきている現状とかもあったり、上のほうでもかなり荒らされているっていうような状況なんで、お話聞く限り、わなではなかなかイノシシがつかまらない現状が出てきているとかいう中で、頭数と被害の現状のバランスっていうのはどうなのかなっていう部分でお伺いさせていただきました。

あとすいません、18ページで最後です。森林整備担い手育成事業補助金。

御説明は多分さっきなかったと思うんですけど、農林課のほうで今されている、ちょっと名前を度忘れしてしまったんですけども、山林を今ずっと地区ごとに意向調査とかをやりながらっていう部分でそこで担い手に渡していくとか、そういう部分の関連事業になるんですか、この事業の内容っていうのはどういうものになるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

森林整備担い手育成事業は、先ほどおっしゃった経営管理制度が始まる以前から行われている事業です。

これにつきましては、佐賀東部森林組合に対する補助になるんですけども、活動内容としては、森林整備の担い手の育成、研修であるとか、そういったものに対する事業費の補助になっております。

ですので、直接、その経営管理制度と、関連しているかといえば、直接的には関連はしておりません。

以上です。

池田利幸委員

これは東部でやっているってことですけど、負担金が若干ですけど増えているっていう部分もあって、鳥栖の中でも担い手さんが増えてきている現状があるっていうことですか。

現状的に担い手さんって鳥栖は増えてきているものですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

担い手さんが、特に増えているという状況ではございませんで、増加しているのは、この事業の中には福利厚生事業とか保険とか雇用とか、年金とかに対する助成もございますので、

そういったものが上がってきて、この金額がちょっと増額になってきているという状況でございます。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

小石弘和委員

19ページの市民の森ネーミングライツ事業委託料で説明を聞き漏らしたので、もう一度説明をお願いしたい。

森山信二農林課長

先ほど説明しました、19ページの、目4治山事業費、節12委託料の市民の森ネーミングライツ委託料につきましては、市民の参加を募りまして、ノルディックウォーキングやイノシシ肉の試食会を、例年行っておりましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大が収まりませんので、イベント等が実施できてないという状況で減額補正をするものでございます。

小石弘和委員

こういうものの自体は令和3年度——これ何回目になるわけですか、毎年毎年行っている？いつからやっているんですか、これ。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

イベント等につきましては、すいません今正確な、いつからってというのがはっきりしないんですが、10年ぐらい前から毎年イベント等を行っております。

その中で、先ほど説明させていただきましたようにノルディックウォーキングとか様々なイベントをこれまでやってきておりますが、昨年と今年度につきましては、また新型コロナの関係で実施ができていないという状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

市民の森のネーミングライツ事業に関しては、イノシシの試食会って利に反することじゃないかな。

これも10年前からやっているっちゃんことを、私は聞き及んでないんですけど、いつからそういうふうなことを始めたのか。

久保山日出男委員長

分かりますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

イノシシの試食会ということですかね。これは毎年行っているということではなくて、そ

れを行った年もあったということでございます。

主にはノルディックウォーキングであるとか、いろんなイベントとしては紅葉ふれあいイベントでありますとか、市民の森で、自然観察会であるとか、いろんな種類のイベントを行ってきているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

いろいろやっていることは分かっているわけですよ。しかし、イノシシの試食会って、結局それはちょっとおかしいんじゃないかなと。

今の時代に、こういうふうなことをやるのが——ですから、私はこのイノシシの試食会をやっているのはいつからかとお聞きしているんですよ。

久保山日出男委員長

出初めのときを聞かれていると思う。

森山信二農林課長

今の御質問につきましては、先ほど課長補佐のほうから申しましたように、手元に資料がございませんので、お調べをさせていただきます。

久保山日出男委員長

後ほどでよろしいですか。

森山信二農林課長

はい。

久保山日出男委員長

後ほどに提出してください。

小石弘和委員

イノシシの480頭で、負担金を出している。例えば、イノシシの肉は殺処分しているわけですか、アライグマも。

その点お聞きしたいんです。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

イノシシ等の処分については、主に焼却処分をしているところでございます。

小石弘和委員

全頭焼却処分？アライグマも？

楠和久農林課長補佐兼農政係長

イノシシについては、一部食肉用として加工というか、処分されるものもございますけれども、ほとんどは、そういった利用をせずに、もう焼却処分ということになっております。

以上です。

小石弘和委員

処分となっておりますと、それは確認したことはないんでしょう？答弁をお願いします。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

そういった食肉用とかではなくて、焼却処分等で処理をされております。

小石弘和委員

先ほど課長が申されたように、結局、いつからと、何年度、何年度かも分かれば御報告をしていただきたいと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

16ページの滞在型農園施設の委託料の680万円の根拠はどういうふうになっていますか、内訳。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

680万円の根拠でございますけれども、まず内訳といたしまして、680万円のうち30万円は、減免、例えば学校で利用されるとか、そういった減免に対する補助を30万円見込んでおります。

650万円について、新型コロナウイルスの影響による利用者の減によるものを見込んでおりまして、ずっと毎月の収支を確認いたしております。

その中で、どれぐらい収支が不足するだろうということで、見込みを立てて、今年度につきましては、650万円とさせていただいているところでございます。

以上です。

齊藤正治委員

前年度どうか知りませんが、基本的な数字があるわけでしょう。

だから、基本的な数字をどれだけ見込んで、それより不足したから、何名不足したっていうのがあると思うんですけども、それを、もうちょっと分かりやすいような数字を出していただければと思いますけど。

それから、これはコロナ対策で、要するに、国から補助金が出ているじゃないですか、県と市も。

それは、ここの事業所は要請していないんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

助成金等の事業につきましては、商工振興課とかでやられているんですけども、伺って

おりますのは、あくまで指定管理者として行われている企業の業績に対して対象になると伺っておりますので、指定管理の分だけではなくて、企業全体で見ると、対象にならないというところで伺っております。

齊藤正治委員

じゃあここだけでは、請求はされていないということが、それは確認取れているってことですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

そういった助成金は請求されておられないということです。

齊藤正治委員

先ほどの680万円の根拠の資料を出していただきたいということと、それから、3,300万円ですね。補正前の金額、今年3,300万円の契約をしているんですかね。

それは今年度から5年間ですかね。どうなっていますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

指定管理料がもともと3,100万円となっております。

で、令和3年度が3,100万円というふうにさせていただいて、基本的に金額については、毎年度、協定書で結ばせていただくということになっておりまして、5年間3,100万円と決まっているわけではございません。

先ほど基準となる金額とおっしゃったんですけれども、ここ数年で例年の経営状況なんですけれども、平成29年、30年が大規模改修を行ってございましたので、1年間通した、また新型コロナとかの影響がない、事業が行えたのが、基本的に令和元年度だけなんです。

基本的には令和元年度を基準にさせていただいております。

で、その収支の差額が約3,100万円となっております、基本的にはそれを基準に指定管理をさせていただいているんですが、令和元年度と比較しますと、例えば、主な収入源の宿泊と宴会やバーベキュー等の利用が、元年度と比較しますと、もう半分以下となっております。

ですので、そういった状況が、今後、コロナの終息後どうなるのか、令和元年程度まで戻るのかとか、まだよく分かりません。

そういったものを見極めながら、今後の指定管理料の算定は考えていきたいと考えております。

齊藤正治委員

大規模改修とか、いろいろトラブルがあって、できなかったという部分についてずっと補填するというのは役所しかできない話ですけれども。

そもそも、施設そのものの指定管理に出すことそのものを、前から申し上げておりますけ

れども、どういう検討をされているのか。

大体検討されているのか、されていないのか。

どんなですか？このままずっと指定管理に出そうと思っておられるのか、それとも業者にも迷惑かけるのにいつまでもお金だけ追加、追加で払っていくっていうのも非常に財政圧迫しているわけですから。

だから、そこら辺はどういうふうを考えてあるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

事業を指定管理で継続をしていくのかという——現状、平成21年度から両施設合わせたところでずっと指定管理でやらせていただいているんですけども、基本的には今後も指定管理による運用をお願いしたいと考えております。

当然今、こういったコロナの影響とかで、なかなか業績が悪化している状況ですけども、一方では、キャンプ場の利用とかも増えてきておりまして、その分で、一定程度収入減をカバーできているところもございます。

そういった今後の経営状況については、先ほど申し上げましたけれども、コロナ等の影響が不透明ですので、状況を見ながら判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

齊藤正治委員

キャンプ場の問題を言われましたけれども、キャンプ場は例えば3,100万円の中の収入に入っているってことですよ。

そういうことですよ。

今はそれでいいんですけど、トイレ等の改修とか何とかも含めると、やっぱそれだけ市が投資をしていかにやいかんというような話になっていますけれども。

だから、それもいいんですけども、本当に指定管理として毎年3,000万円からの金を払って、果たしてあそこが市民にとって本当に憩いの場っていうか、福祉になっているかっていうのは、これは考えないかん話だと思います。

もう前みたいにお風呂だとか、そういった宿泊もあるでしょうけれども、わざわざそんなに背伸びしなくても、今のような状況であるとするならばもう元に戻して、指定管理を外して、それで再雇用でも何でもいいですから、そういう職員を何人か置いて、運営していくし——私はもうそっちのほうが経費もかからなくていいんじゃないかろうかと思っているわけですけど。

金を取って、いろんな宿泊をさせるには、やっぱそれなりの設備をせんばいかん。

だから、それでいろいろここには40万円とか、また出ていますけれども、そういったこと

も含めてトータルで、かなりの金額の投資をされながら、やっぱり来ているわけですよ。

ところが、それが本当に今後もずっと恐らく今から、市民生活が変わっていくでしょうから。

だから、そういったことが本当に指定管理に出すことが、本当に正しいのかは、今後やっぱり協議をしてもらいたいと私は思っておりますけど、何回も言いいよとやんね。

久保山日出男委員長

今の質問について、お答えは？要望ですか。

質問でしょうか？

森山信二農林課長

非常に答弁のほう为难しゅうございますけれども、毎年言われているということでございますので、幾らかでも御意見に沿うような形で進めさせていただければというふうに思っております。

答えは非常に難しゅうございますが、できれば、こういう形でお願いできればと思っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ちょっと時間もたちましたが、ほかにありますか。

池田利幸委員

すいません、1個だけ聞かせてください。

指定管理は、基本的に国からの補助金とかを受けることはできるのですか。

さっき申請されませんでしたって言われたんですけど、僕が聞いている話では、しようとしたけどするなと言われてたって聞いているんですよ、実際。

国からの補助金、要は指定管理、補填を全国の指定管理の組合の中でも、赤字になる分は必ず自治体は完全に埋めなきゃいけないってなっている。

そこで基本的には、赤字になったら市で埋めます。

国に対して申請をされると、二重に受け取る話になるんでやめてくださいって言われて、申請しようとしたのに止められたっていうふうに関心聞いているんですね。

さっき説明されたことと聞いている話は若干ニュアンスが違うんですけど、そういう指定管理、要は公共事業に準ずるものっていうか、そういうものの申請はできないっていう考え方でいいんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

都道府県とか、自治体によっては、指定管理者を対象とならないとしているところもある

ようですけれども、指定管理者だから法的にそういった補助を受けられないということにはなっておりません。

以上です。

池田利幸委員

なっておらないって言われたんですけど、基本的には今回の場合は指定管理でやらないでくれって言われたって聞いて、その事実の分ではどうなるんですか、そうしたら。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

すいません、そこがちょっと私も確認できていないところですけども、私が聞いているのは、そういった企業としての業績を見るということで伺っておりました。

池田利幸委員

分かりました。また後で聞きます。

江副康成委員

1つだけ、19ページ。県の治山林道協会負担金がございますよね。これが今回半減したということですけども、説明があったか覚えていないんですけども、その減額と、協会の目的及び活動内容について併せて御答弁いただけますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

治山林道協会の負担金が減額になっております理由といたしましては、この負担金が主に林道等の災害復旧の事業費に応じた、それに対する割合で負担金が算定されるようになっております。

当初見込んでいた事業よりも、実際令和3年度中にできた分が少なかったということで、今回、減額をさせていただいているところです。

治山林道協会の事業内容ということで今手元に持っておりませんので、後で答弁させていただきたいと思います。

江副康成委員

要するに災害復旧の後追いついていうか、それで一生懸命されているのは分かるけれども、実際、森林の生産のほうも非常にもう停滞しているんですよ、長いこと。

幾つか町で生産森林組合とか、持たれるところはありますけど、どうなっているんだという、非常に怨嗟的な声も上がっておりまして、簡単に言うと、こういうときだからこそ、負担金を持ち合いながら、積極的に取り返すぐらいの気持ちがないと、壊れたらそれだけ直して、計画していて、また次の災害が来るといふ悪循環。

その連鎖からなかなか乗り切れない。

だからもっと大きな観点からやっていただきたいということと、あとは林班制度を設けて、

生産計画を立てながらやっているわけじゃないですか。

そっちのほうも、本当に動いているのかなというような私の気持ちもあるけれども、併せて積極的に進めるための計画の部分はこれには直接関係ないということだったかもしれませんが、その部分はどのような状況なんですか。

進められているんですか。

久保山日出男委員長

できたら予算的な質問だけにしてくれるように。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

経営管理制度に関してという……（「に基づく、結局、実施の部分ですね」と呼ぶ者あり）この鳥栖市で予算をつけている、経営管理の分ですかね。

実施につきましては、現在の状況といたしましては、最初の林班のほうを進めさせていたでいるんですけれども、今年度意向調査を行いまして、来年度に、これ当初予算で要求させていただいているんですけれども、意向調査で、市のほうに管理を委託したいと意向を示された森林のうち、そのうちのどの部分を施業していくのか、調査を行いたいと思っております。

その調査に基づいて、令和5年度に間伐等の措置、基本的には、これからの意向調査から間伐等の措置まで約4年間のサイクルで、各林班をずっと回していきたいと考えているところ です。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

13ページの基盤整備促進事業補助金は、補助先は土地改良区ということでもいいんですか。

あと、繰り越している事業費の600万円の全体事業費はどれぐらいですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

基盤整備促進事業補助金につきましては、鳥栖市の土地改良区への補助金となっております。

全体の事業費につきましては、まず、補助金の率としましては、事業費の17.5%を市のほうから出しておりまして、事業費としましては、3,647万円となっております。

以上でよろしかったでしょうか。

西依義規委員

これ、減額理由は説明あったですか。補助の146万2,000円の減額理由。

中垣秀隆農林課農村整備係長

いま一度、減額理由につきましては、実施に当たりまして、事前に地権者のほうにアンケートの証書調査を行った結果、実施する面積が当初より減になったことになります。

以上です。

西依義規委員

もう一つ、細かいところだったんですけど、16ページの職員手当の20万円の時間外勤務手当の充当というところの説明を頂きたいんですが。

鳥栖市が払う理由、協議会から、ちょっと詳しくお願いします。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

この時間外手当については、再生協議会の業務に対して、時間外勤務をしております。

それについて8ページを見ていただきたいんですけども、歳入のほうに、同じく20万円、これが再生協議会のほうから、実際その分を鳥栖市のほうに負担をして、その分を振替というか、鳥栖市のほうの超勤として振替を行うという処理です。

お金の流れとしては再生協議会から鳥栖市に入ってくるお金になります。

以上です。

西依義規委員

時間外手当分をっていう契約か何かされているのか、それとも本当に、17時15分以降に再生協議会の仕事を本当にしているんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

交付金等の申請等に関する事務について、実際時間外業務を行っております。

その分に対する手当になっております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

以上で、農林課及び農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。

10分ほど休憩取りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩



午前11時6分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

商工振興課

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

久保山日出男委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

3月補正予算中一般会計、商工振興課関係分について御説明をいたします。

商工振興課関係分につきましては、全て決算見込みでの補正となっております。

委員会資料22ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

いずれも決算見込みに伴うものでございますけれども、委員会資料の23ページをお願いいたします。

こちらで決算見込みに伴う補正でございますが、歳入の鳥栖ガス配当金でございますけれども、例年、配当がございまして、私が課長になりましてからもずっと90万円で続けております。

ここ3年、90万円となっております。

委員会資料の24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらでいずれも決算見込みに伴う減額補正となっております。

委員会資料の25ページをお願いいたします。

こちらで、決算見込みに伴う減額補正となっております。

委員会資料の26ページ、こちらにつきましても、決算見込みに伴う減額補正でございます

けれども、節18負担金、補助及び交付金の減額の主なものとしたしまして、企業立地奨励金、これは雇用奨励金のほうが清算によりまして減額となっております。

それから、節21ですけれども、補償、補填及び賠償金でございますが、これも市小口資金融資保証料の決算見込みに伴う減額となっております。

これにつきましては、佐賀県、それから政府の有利な融資制度がコロナ禍において実施をされておりますものですから、それに伴って、市の小口資金の活用というものが少なかったのかなというふうに想定をしております。

続きまして、委員会資料の27ページをお願いいたします。

こちら、決算見込みに伴う減額の補正となっております。

委員会資料の28ページでございますが、こちら、コロナ禍においてイベント等が開催されなかったことに伴います減額補正となっております。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

27ページの報酬の会計年度任用職員の報酬。

何でこれ減額になった？144万円。

ちょっと説明して。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらの会計年度任用職員の報酬でございますけれども、これは夏休み期間中に開設をしております沼川河川プール、それから、四阿屋遊泳場の監視員の方の報酬でございますけれども、コロナ禍によりまして閉鎖を行っておりますが、ただ土、日、祝日等におきましては、散策に見えられるお客さんも多いということで、通常は夏休み期間中、常駐で置いておるんですけれども、コロナ禍におきましては、散策に訪れる方が多い土、日、祝日に限って配置をいたしております。

その分で、平日の分が不要となったものについて減額を行ったものでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これはあくまでも令和3年度分ね。令和2年度分は分からんかな。ちょっとお答えをお願いします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

金額の詳細については手元に持っておりませんが、令和2年度分につきましても、

同じくコロナ禍において遊泳場は閉鎖をしておりますので、同じく減額補正を行っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

西依義規委員

すいません、25ページの産業団地検討調査委託料、マイナス1,000円ですけど、この補正予算ということではないけど、この検討調査自体はいつ出来上がるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今年度中に出来上がるものでございまして、今最終的な精査を行っております。

今月末までには精査を終えて成果品としての納品がなされるものと思いますが、その御報告につきましては、次回の委員会的时候には、御報告を申し上げたいというふうに思っております。

西依義規委員

4月とかにうちが委員会すれば、そのときに報告してくれるってことですか。

それとも6月って言い方ですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

6月の想定で申し上げたつもりでございました。

西依義規委員

結構一般質問とかにも出て、今度当初予算で、企画のほうからも出ているんじゃないですか、住宅地の。

これを参考にしてつくりますみたいなやつやったと思うんですけど、これもその成果をできたら早めに見せていただきたいなと思ったんで、補正予算で1,000円ついてたんで質問をさせていただいて、後で御相談します。

久保山日出男委員長

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

3月補正予算中、産業団地造成特別会計について御説明いたします。

委員会資料につきましては、29ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明をいたします。

款1県支出金から款3繰越金まで、次のページ行っていただきまして、款4諸収入から款6財産収入につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

なお、款6財産収入に関しましてでございますけれども、これは県道中原鳥栖線側の宅地について、県道中原鳥栖線の道路改良工事の仮設現場事務所等で一時貸付けたものでございます。

次の31ページでございますけれども、こちら歳出でございます。

いずれも決算見込みに伴う減額補正となっております。

以上、補正予算の説明を終わります。

久保山日出男委員長

ただいま説明終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

30ページ土地貸付収入、先ほど説明をいただいたんですけど、何日で何平米ぐらい貸しているんですか。

業者名も分かればお願いをしたいと思います。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

まず、平米数ですけれども、901平米になります。

相手方に関しましては、株式会社篠原建設になります。

期間といたしましては、12月13日から令和4年1月31日の50日間となっております。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

31ページ、款2公債費、項1公債費の利子の部分ですけど、これは補正後が571万5,000円。

これって全部、利息は新産業集積エリアに係る利息になるということなんですよ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そのとおりでございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

ないようでしたら、それでは、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

oo

午前11時23分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

上下水道局

議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

久保山日出男委員長

これより上下水道局関係議案の審査を行います。

議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）、議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）について御説

明をいたします。

補正予算説明資料の 2 ページをお願いいたします。

収益的収支の主なものについて御説明いたします。

款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 加入金につきましては、新設の給水工事申込みの増加に伴う補正でございます。

目 3 受託工事収益につきましては、開発行為や下水道工事等に関連する工事の施工に伴う補正でございます。

項 2 営業外収益、目 2 消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、今年度内における仕入れ消費税額の減に伴い、決算見込みによる減額補正を行っております。

目 4 雑収益につきましては、給配水管破損復旧費の増加に伴う補正でございます。

次に、3 ページをお願いします。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用の主なものについて御説明いたします。

目 1 原水及び浄水費の委託料につきましては、発生汚泥の減少などによる減額補正でございます。

修繕費につきましては、ポンプ類の修繕箇所減少などによる減額補正でございます。

目 4 業務費につきましては、量水器に係る修繕費の減額が主なものでございます。

目 5 総係費から、目 8 その他営業費用につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項 2 営業外費用でございますが、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、主に企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

項 3 特別損失、目 1 過年度損益修正損につきましては、過年度分水道料金の漏水減免による損益の補正でございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

資本的収支の主なものについて御説明をいたします。

款 1 資本的収入、項 2 工事負担金につきましては、開発行為関連工事負担金の減などによる減額補正でございます。

項 3 他会計負担金につきましては、消火栓の新設及び更新の増による補正でございます。

次に、款 1 資本的支出でございます。

項 1 建設改良費、目 1 原水設備につきましては、委託料により水源地耐水化実施設計業務を予定しておりましたが、2 度、入札不調となり、再度入札するとした場合には工期の確保ができず、令和 4 年度当初予算に組み替えたことなどによる減額補正でございます。

目 2 浄水設備費につきましては、工事請負費の入札残などによる減額補正でございます。

目3送配水設備費につきましては、委託料の入札残などによる減額補正でございます。

以上で、令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

日吉和裕上下水道局事業課長

続きまして、補正予算資料の5ページをお願いいたします。

議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

まず、収益的収支でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目2他会計負担金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

目4その他の営業収益及び項2営業外収益、目4雑収益につきましては、し尿等受入れ施設維持管理負担金の収入科目更正のための補正でございます。

項2営業外収益、目2他会計補助金につきましては、決算見込みによる増額でございます。

目3長期前受金戻入、項3特別利益につきましても、決算見込みによる補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費につきましては、し尿等受入れ施設維持管理業務に係る委託料などの決算見込みに伴う減額でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項3特別損失、目11過年度損益修正損につきましては、過年度分下水道使用料の漏水減免などによる損益の補正でございます。

目2その他特別損失につきましては、浄化センター長寿命化工事が令和3年度に繰り越したことに伴う除却費の補正でございます。

7ページをお願いいたします。

次に、資本的収支でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債及び項4分担金及び負担金、目3工事負担金につきましては、施設建設費の減に伴う減額でございます。

8ページをお願いいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費につきましては、県道等の関連工事の進捗に合わせたことなどによります減額でございます。

以上で、令和3年度下水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

久保山日出男委員長

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、まず、2ページをお願いします。

最初のところですけど、目2加入金のところの御説明で、加入者が増えておりますっていう御説明をいただいたと思うんですけども、補正額で1,629万1,000円、大分大きくあるなと思って、これ加入された部分がどれくらい増えているのか教えていただいてもいいですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

当初が414件でございましたけれども、補正で493件に増えております。

池田利幸委員

これは単純に、新規で住宅ないし、企業とかが増えた分とかいう考え方でいいんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

増えた主な理由といたしましては、アパートとか、戸建ての棟の新築による新規加入者が増加したものと見込んでおります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あとすいません、6ページですけども、項3の特別損失のところですけども、既決予算が1,000円、1,000円となったのが91万5,000円と885万4,000円っていうふうに増えて、これは管が壊れたとか言われていたと思うんですけど、もう一回説明聞いていいですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

その他特別損失で885万4,000円補正をさせていただいている分につきましては、浄化センターの長寿命化に伴う下水道施設の撤去工事が令和3年度に延期されたことによってよろめのでございまして、通常の場合、除却となるんですけども、除却の場合は資産減耗費ということで計上させていただくんですけども、今回の場合のように臨時的なものについては、特別損失で計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

上の過年度損益修正損っていうのも同じ理由になるんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

過年度損益修正損につきましては、下水道使用料の過年度調定更正をしたことによる本年度の損失分を補正させていただいている分でございます。例えば、令和3年度4月以降にその前の過年度である3月調定以前の分の漏水減免等があった場合にこういうふうに補正をさせていただいているということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

的が外れていたらごめんなさい、僕、下でたばこ吸うことが結構多くて、職員さんと話したときに、古い管なんだけど、管が破裂して、それを職員さんが修理しに行ったんだよってというような話を1回聞いた記憶があって私有地に入っている管だから。

けど、随分前から使っている分で、市で対応したんだよみたいなことを聞いた記憶があるんですよ。

それは全然これとは関係ない話になるんですよ。

日吉和裕上下水道局事業課長

漏水の修理につきましては、今池田議員言われるように、敷地の中の分に関しては、個人さんの御負担になりますので基本的に市のほうで修繕等をすることはございません。

何らかの形で、少し確認等には行く場合がございますけれども、今言われたように、この分とその修理をしていく分については、関係がございません。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

西依義規委員

3ページの修繕費が減額になっているところですけど。

予算の組み立て方自体をどういうふうにして、何で減額になる——予想より少なかったということで、その予想はどうやって立てているんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

それではまず、原水費及び浄水費の修繕費について御説明をさせていただきます。

当初、修繕については、ポンプの修繕と、浄水場にありますが汚泥脱水をする脱水機の修繕を予定いたしておりました。

脱水機とかっていうのは、特殊な設備になりますので、メーカーでしか設備の修繕ができません。

そのため、そこと随契をするような形で修繕をする予定で計画をいたしておりました。

当然、見積りを取って、その分の予算を計上させていただいております。

そうしたところ、その会社が、業務のほうで、今年度ちょっと厳しいということの通達がございましたので、打合せ、現場の確認もした上で、来年度の修繕でも賄えるということで、来年度に修繕の予定を先送りしたことによっての今年度の補正になります。

西依義規委員

5ページの4その他の営業収益と、雑収益を組み替えたとかいう説明があったんですけど、

もうちょっと詳しく説明をしてください。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

この分は、し尿等受入れ施設に関する維持管理費用について、これまで、営業外費用の雑収益で計上していたものを今回、営業収益の、その他営業収益に科目修正をしております。

どうしてこういうふうに入れ替えたかといいますと、経費につきましては、営業費用のほうから支出をしていたもので、収入のほうも営業収益が本当のところだろうということで、入替えをさせていただいております営業外収益のその他雑収益のほうをマイナスして、営業収益のその他営業収益にプラスさせていただいているということでございます。

西依義規委員

これ収益なんで、支出のほうもどっか出てくるんですか。

今のおっしゃっている、営業のほうで出資をしていたもんでってのは、どの項目に当てはまるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

支出のほうは、し尿等の受入れ施設の維持管理負担金になりますので、処理場費の委託料の中で支出のほうを行っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

3ページの原水及び浄水費。修繕費が減額なったと。

相手の都合でというふうに説明を受けたんですけど、万が一例えば故障した場合は、どういうふうになるんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今回相手方の都合で繰り延べたんですけども、繰り延べをする前に一度点検をさせていただいております。

4月までもつだろうか、5月までもつだろうか、その保証をくださいという形で、そこまで完璧に持たせませすという返事をいただいておりますので、それで、私ども今回は、翌年度のほうに延ばしたということになります。

小石弘和委員

持たせませすというふうな形でも、それは向こうの都合と、こちらはもう修繕してくださいと、もう予定を入れとって、相手の都合で、4月、5月もたなかった場合は、問題が、生活に密着する原水ですから。

ですから、相手の都合というふうな形で、よくそこまでのまれたなど。

どんな都合か私分かりません。

ですから、その点は、十分にやっぱりしていただかんと、生活に密着する原水ですから、その点、ひとつよろしく願いをしておきます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようでしたら、以上で上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

ようございますか、進めて？

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩



午前11時46分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入る前に部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

福原茂建設部長

皆さん、お疲れさまです。

今回、令和4年3月定例会建設経済常任委員会におけます建設部関係につきましては、議案乙第3号の補正予算となっております。

補正予算の主なものとしましては、決算見込みによる調整となっております。

なお、事情により年度内施工が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をいたしております。

それぞれ担当課より説明させていただきますので、何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。



建設課・維持管理課

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

久保山日出男委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、建設課分の主なものにつきまして、補正予算説明資料にて御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅使用料の収入見込みによる補正でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅の改善事業、空き家の除却事業及び、木造住宅の耐震診断、耐震改修事業等の決算見込みによる補正でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅において、共有施設に係る維持管理委託費の決算見込みによる補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款12諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、轟木排水機場など、国が所管する排水機場8か所の稼働実績に沿った受託費の補正でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料から節10需用費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

9ページをお願いします。

目1 土木総務費、節12委託料につきましては、歳入で御説明した轟木排水機場など、国が所管する排水機場8か所の稼働実績への補正でございます。

11ページをお願いいたします。

款8 土木費、項2 土木橋梁費、目7 土木新設改良費、節12委託料につきましては、国土交通省・今町線道路改良事業における用地測量及び物件調査業務の入札差金でございます。

14ページをお願いいたします。

款8 土木費、項5 住宅費、目1 住宅管理費、節2 給料から節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

目2 住宅改善費、節12委託料のうち、設計委託料につきましては、南部団地におけるガス管及び弓道設備設計業務の入札差金でございます。

その下段、木造住宅耐震診断委託料と節18負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震改修補助金及び空き家等対策補助金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費の追加といたしまして、道路改良事業と既設公営住宅改善事業を計上しております。

道路改良事業につきましては、国土交通省・今町線改良事業において、土地所有者の主要部局である国土交通省と管理部局の財務所が異なっていたため、売却に係る所要の手續等に不測の日数を要しましたことから、道路改良工事の着手が遅れ、工事費を繰り越すものでございます。

本年4月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

既設公営住宅改善事業につきましては、前田アパートのガス管及び給湯設備改修工事において、先行発注しましたトイレ洋式化工事が、入札不調により着手が遅れたことから、当該工事の発注時期が遅れ、工事費を繰り越すものでございます。

本年6月下旬の工事完了を見込んでおります。

資料の17ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更といたしまして、道路整備交付金事業を計上しております。

田代大官町・萱方線等改良事業につきましては、工事資材等の調達に不測の日数を要しましたことから、工事費を繰り越すものでございます。

本年4月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

また、アパートの補償につきましては、アパート借家人の移転先確保に不測の日数を要しましたことから、物件移転補償費を繰り越すものでございました。

本年9月下旬のアパート移転完了を見込んでいます。

続きまして、轟木・衛生処理場線改良事業につきましては、橋梁下部工の工事が、大雨の影響が少ない、渇水期からの着手が必要である中で、用水路付け替え工事の地元調整に不測の日数を要しましたことから、工事費を繰り越すものでございます。

本年6月下旬の工事完了を見込んでおります。

飯田・酒井東線等改良工事につきましては、味坂スマートインター（仮称）の設置に伴う付け替え道路等の工事を、NEXCO西日本が主体に進めておりますけれども、道路通行止めなどの地元調整に不測の日数を要しましたことから、負担金を繰り越すものでございます。

本年6月下旬の工事完了を見込んでおります。

飯田・水屋線等改良事業につきましては、工事資材等の調達に不測の日数を要しましたことから、工事費を繰り越すものでございます。

本年9月下旬の工事完了を見込んでいます。

また、家屋等の移転については、地権者の移転先選定に不測の日数を要したため、物件移転補償費を繰り越すものでございまして、本年9月下旬の移転完了を見込んでいます。

以上、建設課分の説明とさせていただきます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課分につきまして御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の決算見込額でございます。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、法定外公共物払下げに伴う土地売払収入でございます。

19ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、路上事故損害賠償4件に係る保険金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

20ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需要費につきましては、道路照明灯、

電気代、鳥栖駅前トイレ等上下水道代の不足に伴う光熱水費の補正でございます。

21ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路維持費、節1報酬から節14工事請負費につきましては、決算見込みに伴い、それぞれ減額補正するものでございます。

22ページでございます。

目5交通安全対策事業費、節7報償費から、節11役務費につきましても決算見込みに伴い、それぞれ減額補正するものでございます。

23ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費及び下段の土木施設災害復旧費につきましては、加藤田町交差点改良事業及び柚比町側道1号線の災害復旧事業の決算見込みに伴い、それぞれ減額補正をするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

繰越明許費計算書でございます。

道路側溝等整備事業につきましては、沿線住民との調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

次に、道路防災対策事業費につきましても、地元との協議、調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年12月末まで繰り越すことといたしております。

河川浚渫改良事業につきましては、大野川の測量設計に不測の日数を要し、工事着手が遅れたため、工事請負費を令和5年3月末まで繰り越すことといたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、井川口・天神松線などの災害復旧工事でございますが、これはさきの12月補正予算に計上いたしましたものでございまして、工事請負費を本年8月末まで繰り越すことといたしております。

25ページをお願いいたします。

道路舗装事業につきましては、交通管理者との協議や沿線企業等の調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年5月末まで繰り越すことといたしております。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、それぞれ関係機関との協議調整に不測の日数を要したことから、委託料を本年7月末まで、工事請負費を今年12月末まで繰り越すことといたしております。

以上、説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたが、昼食のため、暫時休憩といたします。

午前11時59分休憩



午後 1 時 8 分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

建設課、維持管理課の質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、3ページをお願いします。

木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業とか上げられていて、あと15ページも連動するんですけれども、15ページのところの負担金、補助及び交付金。

木造住宅耐震改修補助金の300万円減額。

空き家対策等補助金50万円の減額という部分が出ていると思うんですけれども、これってももとの予算立てってどれくらいだったのかと、あと、大分減額になっているということは、申請がほとんどなかったのかなって思うんですけど。

その部分、どうだったのかっていうところ踏まえて、もう、ほぼほぼ申請がなかったんでしょうけど、耐震診断がほとんどのところが終わってきているのかっていう部分もお答えもらえますか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

庶務住宅係でございます。

先ほどの歳入の部分、木造住宅耐震診断等、木造住宅耐震改修の部分は、まず予算の見立てとしましては、こちらのほうを歳入としまして、1件当たり10万円の対象戸数が10戸分、それで100万円の歳入というような形で想定をしておりましたところでございます。

それと、木造住宅の耐震改修工事の部分につきまして、こちらのほうは5戸分でございます。

補助額が60万円ということで300万円ほどということで、事業の想定をしたところがございます。

ただ今回、この歳入のほうの減の部分でございますが、耐震化診断につきましては、10件に対して3戸ということで、こちらのほうも市報等で、この制度の周知のほうは図らせてい

ただいておりますけど、実際上がってきた件数としては、3戸というところでございます。

同じように耐震改修事業につきましては、こちらもここ数年でございますけど、同じように周知のほうはさせていただいているところなんですけど、手出しの金額もあることから、今、申請のほうには至っていないというところでございます。

市のほうとしまして、毎年1回、地区を定めまして、個別のチラシの配布のほうをさせていただいております。

また今月中に、当該地区を決めまして、戸別訪問してチラシを配布して、また周知のほうをするという計画でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

地区を定めてやっているってことは、まだまだしなきゃいけないだろうっていう住宅は、そこその数あるってということですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらのほう、そもそも対象となる木造住宅が昭和56年以前に建てられた建物が対象になる補助金でございます。

いわゆる旧耐震基準で建てられたもの、こちらのほうとしましては、まだそういう住宅っていうのは、もちろん多くございますので、必要というふうに考えておりまして、また当初予算のほうでも、事業化の必要な予算を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

まだいっぱいありますんで、そこをやってもらうように、今、震災ですね、庁舎も防災のっていう部分でやるってことで皆さんの住まれているところっていうの安全も守るようによろしくをお願いします。

ちょっとそのまま引き続いて9ページですけれども、節12委託料、轟木排水機場等操作委託料54万3,000円の減額に、補正の減額になっていると思うんですけど。

これは委託した人員が減ったとか、どういう部分で減額になっているか教えてもらっていいですか。(発言する者あり)

増額と減額になっているんですか、これ。

安永伸也建設課庶務住宅係長

申し訳ございません、今こちらの皆様の御手元に配付しております委員会資料の12委託料で、三角の54万3,000円となっておりますが、申し訳ございません、これは54万3,000円の増額でございます。

この三角の分、すいません削除のほうをさせていただきたいと思います。

申し訳ございません。（「何ページ？」と呼ぶ者あり）

9ページでございます。

池田利幸委員

じゃあそのまま、増額になっている理由を教えてください。

安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらの委託料の増額につきましては、例年7月から9月までの排水機場の操作実数、実働時間数とか、そういったものを加味しまして、増額を行うものでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

齊藤正治委員

轟木排水機場等ということで何か所かのところでしょうけれども、トラブルが発生したのために、要するに、通常の勤務よりも増えている部分があるじゃないですか、増えているって言ったらかおしいけど。

だから、そういったものは全然、ここにはもう加味されていないってことですかね。

安永伸也建設課庶務住宅係長

昨年8月の大雨の時点で、前川排水機場が一時稼働を停止いたしました。

それと併せまして、下野排水機場のほうも、御存じのとおり大雨冠水ということで、停止をしております。

いずれも操作時間内に生じた部分でございますので、そこで新たな何か御負担を、長期間の拘束をしたということではございません。

以上でございます。

齊藤正治委員

たまたまトラブルかも分かんけれども、だけど出ている時間っていうのは、トラブっているときも含めて、かなり長時間出ているわけですね。

それはスイッチを入れたり、外したりするだけかも分かんけど、現実的にはずっとそこに拘束されているわけだから。

やっぱりそういったものも含めて、手当とか、何とか、という形で見っていくのが普通ではなかろうかと思えますけれども。

安永伸也建設課庶務住宅係長

今回、そのトラブルが生じた部分も含めまして、ポンプの操作に至った時間と、実際に御

勤務をいただいた時間ということで精算をさせていただいております。

それをもちまして、追加で委託料のほうをお支払いをするというような形で補正予算を組ませていただいております。

以上です。

齊藤正治委員

ということは、張りつけられた時間を見ておられるというところの認識でいいですかね。

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

建設課の繰越明許費（追加）、16ページ。それから繰越明許費の変更、17ページ。

これ、何でもこういうふうな事態が起きてくるかということが不思議でたまりません。

これ変更にしても、田代大官町・萱方線改良事業。

この、工事資材などの調達に不測の日数を要したことから、道路構造物設置工事の着手が昨年12月に遅れたため、工事費を繰り越すもの。

本年4月下旬の工事完了を見込んでいる。

これは、大体どういうふうになっているんですか。

どこの部分かね。

また、工事補償について、昨年11月に土地所有者と契約を締結しているものの、アパート借家人の移転先確保に不測の日数を要し、見込んで、移転補償費を繰り越すもの。

これ、交渉を本当にやっているのか。

答弁をお願いしたい。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

田代大官町・萱方線の道路改良の繰越しについてなんですけれども、まず、工事のほうを御説明させていただきます。

現在、現地を御承知かと思っておりますけれども、水路工事を行っております、水路工事を行うための矢板で締切り・土留めを行った上で、掘削、水路工事を行うわけなんですけれども。

この田代大官町に限らずなんですけれども、現在、その矢板の手配に非常に時間がかかっております。

と申しますのが、業者等に確認をいたしますと、実際、矢板の製造とか、工場のほうがやっぱりコロナの影響とかで稼働がうまくいっておらず、そういう材料の生産に影響が出ているということで、田代大官町の矢板もそうですけれども、その下のほうにあります飯田・水

屋線も同じく矢板の手配に時間がかかってしまいまして、現在、工事を繰り越すような手はずになったものでございます。

安永伸也建設課庶務住宅係長

田代大官町・萱方町線の用地担当のほうでございます。

こちらの補償につきましては、昨年4月からそれぞれ借家人、住民の方、それと土地の持ち主、建物、アパートの持ち主、そちらの方とお話をさせていただいております。

権利者、12名いらっしゃったんですけど、ほぼ毎月お話をする中で、11月に最終的な契約ができたところでございます。

その交渉をする中で、例えば、アパート住民の方が、アパートを出ていくに当たって、新しい家を今建てていると。

それで、その家ができるまでちょっと待ってくれんやろうかと、そういうようなお話もございまして、当初、こちらも年度内のお引っ越し、その後アパートの解体っていうのを予定はしていたんですけど、そういう個別のお話があったもので、9月末にアパートの最終的な解体をするということで、今予定をしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

この矢板、これ、工事期間というか工事の通知っていうのは来たんじゃないかな。

これ立石係長。（「はい」と呼ぶ者あり）

そいけん、あれが結局中断されとるわけ、矢板がないわけ？

立石佳照建設課整備係長

先ほど御説明させていただきました、田代大官町・萱方線の道路構造物の設置工事なんですけれども、先ほど小石議員がおっしゃったように、矢板を打つときの期間、矢板を先に打ちまして、その後の工事になりますので、矢板を打つまでが時間がかかったという流れになります。

小石弘和委員

それなら、それらしくもっと、地元で報告すべきじゃないかな。

期待の都市計画道路ですよ。

地元民は何でこんなに工事が遅れているかなっていうふうを感じるわけですよ。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

おっしゃるとおりで大変申し訳なく思っております。

現地、業者のほうとも早い段階から一回覧はもう工事の見込みが立った段階でお願いをして、区長さん等に回していただくんですけども。

その後、矢板の手配が、何度も打合せをしたんですけれども、ちょっと見込みが立たないということで遅れてしまいました。

地元のほうにも、その旨、工事の進捗を小まめにお知らせすべきだったんですけれども、申し訳なく思っております。

今後は、もし、そういう現場の状況の変更が出てきた際には、地元の住民の方にも、交通規制等で御迷惑をおかけいたしますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

それから、16ページの繰越明許費の追加。

既設公営住宅の改良事業、これ、入札不調により着手が遅れて、何で入札不調になったわけ？そういう説明をしてください。

安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらの工事でございます、前田アパートのトイレ洋式化工事につきまして、5月に入札の設定はさせていただいたんですが、こちらが設計している予定額、それに達した、応じられる業者さんというのがいらっしゃらないというところで、入札不調になったところがございます。

市のほうとしまして、設計については決められた基準で、設計をしておりますものですから、この入札不調を受けまして、その後、佐賀県さんなんかにも御相談をさせていただきまして、それで発注を、例えばほかの工事と合体して、別の住宅と併せて発注するとか、そういう形で、入札の改善のほうをさせていただきまして、8月から着手をしたと。

したがいまして、その後に予定しておりました給湯工事の年度内完了が困難になったということでの繰越しでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

入札不調になれば、金額の設定もいろいろあろうと思うけん、こういうなことがないようにやっぱり最初からいろいろなことを検討しながらやっていかないと。

こんな工事がどんどんどんどんたまっていくと、新年度になると、本当に入札ができないような、業者が足らなくなつて。

そういうような状況に当てはまるんじゃないかな。

そいけん、繰越明許費の変更にしても、轟木・衛生処理場線改良事業にしても、飯田・酒井東線等事業にしても、飯田・水屋……。

これ結局、業者の手が足らなくなるから、だんだんだんだん遅れてくるわけですよ。

もう少し、現場を担当する人は、それらしいことを、やっぱりよく打合せしながらやっていかんと。

次の工事ができないような、入札ができないような状況、状態になってくるんじゃないかなど、私は思うんですよ。

今でさえ、入札の時期はだんだんだんだん遅れていっているじゃないですか。

そうすると、今度は繰越明許費がどんどんどんどん増えてくるわけ。

これ、事業ができないような状況になってくるんじゃないかなど。

そういう点を私は指摘しておきます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

最初に戻っていただいて、2ページかな、住宅使用料の減額ですけど、これは何室ぐらいが減額したのか、減額理由を教えてください。

安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらの住宅使用料250万円の減額でございます。

こちらのほうが部屋数としましては約13戸分の減少を見込んでおります。

こちらにつきましては、申込みニーズに対応するお部屋の確保、あと実際今コロナ関係もございまして、住宅の収納状況というのが、ちょっと芳しくない部分もございまして、そういう部分を見込んでの減額というふうにさせていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

13戸分の空き室と、家賃を払えない方分の減額ということですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

そのとおりでございます。

西依義規委員

今、市営住宅というのはどれぐらいの入居率なんですか。

全体の何室が埋まっている状況ですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

2月末で全471戸ございましてうちの、入居戸数が407戸でございます。

したがって、入居率としましては86.4%という状況でございます。

以上です。

西依義規委員

それは例えば、全く工事とか関係なくて、どこかのアパートが埋まって、どこかのアパートは、空き室が多いとかいう傾向はあるんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

個別の住宅の空き部屋については、今資料を持ち合わせていないんですが、もちろん満室に近いような住宅もあれば、浅井アパートとか、南部団地のように4階建ての建物で、ちょっと上のほうが避けられている、高齢の方がやっぱり住みにくいとか、そういうところで空き室が多い等というのはあるところでございます。

以上です。

西依義規委員

当初予算で言うことかもしれないですけど、市として471戸を今後もしっかり守っていくのか、それとも、老朽化したところはちょっと減らしていこうみたいな、そんな方針はあるんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

今471戸については、皆様お住まいいただける公営住宅の枠として現状維持で、適切に維持管理、もしくは長寿命化対策を取っていくというふうに定めております。

以上です。

西依義規委員

19ページの路上事故損害保険金ですけど、これは保険金を幾ら支払って幾ら——全体的な数字を教えてくださいんですけど。

幾ら保険金を払って、幾ら賠償を払って、保険金がこれだけ25万5,000円入りましてっていう全体像をちょっと教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

保険料につきましては、いわゆる保険料としての年度当初の支出としては89万3,000円。

それに対しまして、今回の保険料、これは保険料の支出分としては25万5,000円、これは保険料全額を歳入とするものでお支払いしておりますので、歳出額は25万5,000円、イコールになっております。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

維持管理課の24ページ。

繰越明許費のほとんどが道路側溝等整備事業、道路災害対策事業、これ地元との協議、不測の日数を要したためとか、沿線住民との調整に不測の日数を要したため、道路側溝整備事業と道路防災対策事業、河川浚渫改良事業、この算定にどんな理由で日数を要したのか。

お答えをお願いしたい。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

繰越明許費の分のうち、まず道路側溝につきましては、ここの1か所は、県道の改修工事に合わせて市の水路分を改修するもの――県の工事に合わせてするようにしておりましたけれども、県の事業が終わってから市が工事をする関係で、県の事業の進捗、着手時点で地元、隣接者との協議に時間がかかっておりましたので、その関係で市の工事が、やや後ろ倒しになっているというところがございます。

それから、道路防災対策につきましては、これは緑が丘の斜面の工事でございます。

緑が丘の斜面の工事自体は完了しております。

ただ最終の工事ヤードとして使用いたしました民地の整理につきまして、所有者と協議を行っているところでございまして、その関係で繰越しを行っております。

また河川につきましては、もともと今年度の工事をする際に、地盤が想定以上に軟らかいことが判明しまして、そこから測量設計を行いましたことから、新規の工事が着手できずに後ろにずれているものでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

次の土木施設災害復旧事業。

これ、国と県との協議は調整に不測の日数を要したと。

どんな調整をされたのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

公共災害復旧事業につきましては、これは12月補正に計上いたしましたものでございます。

災害復旧事業でございますので、災害復旧の査定を受けて、了承を得てから発注することになりますので、特に1路線につきまして時間がかかったところから、完了予定を、来年度に繰り越しておるところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

ここに令和4年、道路側溝等整備事業、令和4年6月末を見込んでいる。

次の道路防災対策事業は令和4年の12月を見込んでいる。

河川のしゅんせつ、これも令和5年の3月を見込んでいると。

次の土木、施設災害復旧も令和4年8月を見込んでいる。

これ間違いなくここで完了するか、その確約が取れているか。

御説明をお願いしたい。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

道路側溝事業、それから河川の浚渫改良事業、それから災害復旧事業につきましては、およそこのスケジュールでやっていけるものと考えております。

道路防災対策事業につきましては、現在、所有者の方と協議をしている最中ですので、できるだけ早い時期に完了させたいと考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

説明はよく分かりました。ひとつ努力をしていただきたい。

それからちょっと、お尋ねしたいんですけど、この道路舗装事業の結局繰越明許費の変更、これ、舗装工事に当たって、交通管理者は警察と思う。

この交差点の協議などの調整に不測の日数を要したと。

これはどこの部分で、どういうふうな不測の日数を要したか、お答えをお願いしたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

交差点の、どうしても舗装のやり替えを行うに当たりまして、警察との協議が必要になってまいりますけれども、そこで舗装の打ち替えの内容と、警察の考えにちょっと齟齬が出た部分もございます。

また、商工団地003号線や轟木・村田線などが対象になりますけれども、企業が道路の沿線に張りついておりまして、それぞれの企業の事情もございまして、そのスケジュールに合わせていく必要もございます。

その関係で当初予定より、作業ができない日数等々が出てまいりまして繰越しを行っているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

今説明で大体分かりました。もっと積極的に対応していただきたいという思いです。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

18ページの法定外公共物の払下げの内容を少しお伺いしてもよろしいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

財産収入の不動産の土地売却収入でございます。

これにつきましては、現在、市が管理をしております、法定外公共物、ここは水路や里道でございますけれども、現在使用されていないなどの理由で、隣接者が払下げを求められる場合がございます。

今回は1件の水路と、2件の里道についての払下げを行ったところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

西依義規委員

20ページの光熱費の増額で、鳥栖駅トイレの上下水道っておっしゃったんですけど、当初見込まれていないものが何か出てきたんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回の光熱水費に関しましては、電気代の値上げ等もございませうけれども、トイレの漏水の対応のための増額も行っております。

以上でございます。

西依義規委員

もう一点、21ページの会計年度任用職員の草刈り等作業員の減額理由は何ですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

会計年度任用職員の草刈りにつきましては、当初予算で、大体会計年度は1年目から5年目までで、最長5年まで任用できると。

5年目の報酬で予算を組んでおりまして、今回、任用させていただいている2名の任用職員は2年目でございましたので、その残予算分を計上しています。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

それでは、ないようですので質疑を終わります。

以上で、建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時43分休憩

oo

午後 1 時47分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

都市計画課

議案乙第 3 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第 3 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

槇浩喜都市計画課長

議案乙第 3 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、都市計画課分の主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は、建設経済常任委員会補正予算説明書に基づき説明いたします。

まず歳入でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 土木使用料、節 2 都市計画使用料につきまして、公園使用料の決算見込みに基づく補正でございます。

続きまして下の段、目 4 土木手数料、節 1 都市計画手数料につきましては、用途証明などの諸証明手数料の決算見込みに基づく補正でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 3 都市計画費国庫補助金につきましては、公園施設長寿命化事業の国庫補助について、国から追加配分があったため

ございますが、工事内容としては、田代公園の防護柵の改修を行いたいと考えております。

続きまして、節17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金のうち、緑の景観づくり事業補助金につきましては、市民公園第2駐車場緑地帯剪定の委託実績による減額でございます。

また、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、県の交付額の確定に伴うものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、先行取得しておりました鳥栖ビル駐車場跡地を鳥栖駅西駐車場の工事の施工前に貸付けた収入の実績でございます。

続きまして、目2利子及び配当、節1利子及び配当につきましては、都市開発基金利子の見込みによるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、31ページのほうをお願いいたします。

浅井町の鳥栖双葉保育園の保育施設の建て替えに伴う敷地拡張のため、隣接します浅井町児童遊園の土地の一部、約136平米の払下げの要望がございましたので、地域福祉、子育て支援を考慮し、公園機能に影響のない範囲であるため、当該地を売り払うということにしております。

続きまして、29ページに戻っていただきまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、都市計画図、白図の販売代金及び公園に設置しております自動販売機の電気料の見込みによるものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債の減額につきましては、鳥栖駅東6号線道路改良事業に係る入札の落札減などによるものです。

節3都市計画債のうち、公園施設長寿命化事業、長寿命化支援事業につきましては、今回増額補正させていただき、国庫補助の追加配分に対応するものでございます。

また、公共施設等適正管理推進事業及び鳥栖駅周辺先行取得用地暫定整備事業につきましては、事業費の見込額に対するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

32ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料の減額につきましては、

鳥栖駅東6号線道路改良事業に係る測量設計委託料等の実績でございます。

33ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬の実績による減額でございます。

節8旅費及び節13使用料及び賃借料につきましては、都市計画審議会委員の研修会中止に伴う減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、開発行為に伴う接続道路整備補助金の減額分でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節1報酬につきましては、公園の点検等をしております会計年度任用職員2名分の報酬の決算見込額でございます。

節14工事請負費につきましては、歳入で説明いたしました、国庫補助の追加配分があったもので、田代公園の忠霊塔周辺の防護柵が老朽化しておりますので、改修工事を予定しております。

目4緑化推進費、節7報償費及び節10需用費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により、花とみどりの祭りを中止したことに伴う減額補正でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、鳥栖駅東の鉄道高架用地について、都市計画課からスポーツ振興課へ所管替えを行ったことに伴い、草刈りに要する費用が不要となったため減額するものでございます。

節14工事請負費の減額につきましては、鳥栖駅西広場及び鳥栖駅西駐車場整備工事業の決算見込額によるものでございます。

節24積立金につきましては、鳥栖駅周辺整備事業の事業化に向け、都市開発基金の積立てを行うものでございます。

続きまして、繰越明許費の御説明をさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、事業名朝日山公園防災対策事業の繰越しにつきましては、関係者等との調整に不測の日数がかかったため、繰越しをさせていただくものでございます。

37ページをお願いいたします。

事業名市民公園整備事業につきましては、市民体育館及び市民文化会館も同時期に改修しておりますため、改修箇所の優先度など、関係各課との調整に不測の日数がかかったため、繰越しをさせていただくものでございます。

また、公園長寿命化事業につきましては、蔵上東公園の遊具更新を予定しておりましたが、遊具の種類や地元との調整に不測の日数がかかったこと。

また今回、増額補正させていただく、田代公園の防護柵につきましては、国の令和3年度予算の追加配分によるもののため繰越しをさせていただくものでございます。

以上、令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）について、都市計画課分の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

久保山日出男委員長

ただいま説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

池田利幸委員

31ページをお願いします。

資料をつけていただいている分の、市有地の売払いについての資料ですけれども。

写真とかも載せていただいておりますけれども、さっき御説明で保育園の改修に係る部分で、その部分の土地が要るから公園に影響がないからいいよっていうふうに御説明されていたと思うんですけど、課が違う話になるんで、申し訳ないんですけど、双葉保育園は、もともと市の土地を貸してあるはずなんですよ。

双葉保育園の土地自体は、鳥栖市の土地ですよ。

公園も鳥栖市の土地ですよ。

今回改修しますって言って払い下げたことによって、今ついている赤の部分の一本道だけが、双葉保育園の資産ってなるんですよ。

これって庁舎内でお話はどういう話の中で、許可になったのかなと思って。

双葉保育園が将来、もう少子化になって、やめまして仮になって、そこを元に戻しますってなった場合には、一本のここだけが私の土地、周りは全部市の土地っていうことになるんですけど、その部分はどういう協議をされたのかなと思ひまして。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

鳥栖双葉保育園の土地については、今まで貸付けをしておりましたけど、双葉保育園に今回下のほうを売るようになっております。決まっております。

参考までに、2,145.61平米が保育園の下の土地になりますけれども、その分を売って、その横のほうも、うちの公園が、約136平米、これを売るということになっております。

そして、向こうの委員会のほうでもこの分を上げておりますので、一緒に精査するようになっております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

この地筆が2筆になつとろ？142-8と142-39。所在地が。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今、公園敷地については、142-8と142-39とありますけど、分筆しまして、39のほうだけを、136平米だけ売ることになっております。

以上でございます。

小石弘和委員

結局、142-8から分筆したというふうなことで理解していいわけやね。

そして、平米当たり3万1,800円で売却したというふうなことで理解してよろしゅうございましょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

単価につきましては、不動産鑑定書で算定しておりまして、(発言する者あり)議員のおっしゃるとおりで結構です。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

またその関連で、例えばこれが社会福祉法人であるっていうところを考慮した単価にはなっていないんですか、一般の考え方の地価と同様の額ということですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

社会福祉法人は考慮していません。

以上です。

西依義規委員

田代公園の防護柵の工事を補正で入れてもらって、大変ありがたくて、よくなっているんですけど、例えばこういう国のポツとした追加があった場合、市内いろいろ対象の公園があると思うんですよ。

田代公園が選ばれた理由、いろいろほかにやるところいっぱいあると思うんですよ。

田代公園を選ばれた理由を教えてくださいいいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

田代公園を選んだ理由につきましては、まず1月の補正のほうで、あずまやの改修という

ことで2,000万円上げさせてもらっているところでございます。

その中で、追加補正と言いましたけど、これは長寿命化の佐賀県の枠の中で取っております。

そして、この分については、大町町のほうが公園長寿命化事業の計画の策定のほうをつくっております、その入札残があったものですから、鳥栖市のほうにそのまま使ってくださいということで、佐賀県のほうから打診がありまして、うちのほうとしましては、田代公園のあずまやのほうを今回扱いますので、その周りの柵がかなり傷んでおりましたので、その工事と併せてしたいと思っている考えでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

今市民公園が整備されているんですけども、車の出入りの、終わってからの流れを、この間、現地視察のときに相撲場のほうにしとったほうがいいんじゃないのっていうようなお話を、どんなか協議をされてもらっていますでしょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

その件に関しましては、隣の土地も佐賀県でありますんで、まだまだちょっと様子見ということで……。

齊藤正治委員

ぜひスムーズに流れるような形で御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

西依義規委員

28ページの駐車場敷地等で貸付収入があったんですけど、あそこは機械か何か入れて駐車場にすると思うんですけど、今きれいにアスファルトで整地してあって、また機械を入れると、掘り起こしたりするから、無駄な工事じゃないかなと、そこを通っていて思ったんですけど、きれいにあそこまで更地にするのが条件だったんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

議員おっしゃいますとおり、今アスファルトで全面を舗装しております。

木を設置するには、基本的に木が1メートル掛け50センチで真四角、あと配線を、ずっと入れるようになりますけれども、それは10センチぐらいの森山になります。

アスファルトを舗装するときは転圧ができないような狭い面積になりますと、余計施工が煩雑になりますので、一体的に舗装をするほうが、手前として費用としても施工が簡単になる分、費用がそういう増すとかっていうことはありませんので、あとはカットして、必要な分だけ機器とか、配線をするということで考えております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

野下泰弘委員

35ページのこの積立金ですけど、なぜ今回補正をかけて、この10億円というのを入れるのか。

何か御予定があっているのか、それとも資金的な余裕というところからか、お伺いできますでしょうか。

槇浩喜都市計画課長

都市開発基金の積立でございますけれども、1億円を積み立てるということになっております。

この基金の目的が、鳥栖駅周辺整備事業のために積み立てるということで、ずっと毎年、積立で可能な取組の一つとして、こういうふうに毎年積立を行っているところでございます。

以上です。

野下泰弘委員

毎年行っているということで、特に、金額の変更に関してはm特に理由もなく、毎年やられているっていうことでよかったですかね。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

金額につきましては、可能な限りの額で、1億円ということで今回上げさせていただいておりますので、以上でございます。

池田利幸委員

今のところちょっと附属で聞かせてください。

私も今回一般質問をした部分もあるんですけど、この基金は現状幾らになっているのかっていうことと、幾らまでためたら駅のことを考えていくつもりなのか、毎月、毎年ためられていますけど、そこは何か予定っていうか、幾らまでためた時点から考え始めるのか。

槇浩喜都市計画課長

これについては、一般質問等でもございましたけれども、毎年可能な限り1億円ずつ積立っておりますけれども、当初財政上の理由でということで、白紙撤回をしている段階でございますけれども、当時からも、いろんな新たな財政支出とかもございまして、そういった新たな財政の支出とかも含めながら、環境整備というか、いろんなできるような取組をしていきたいという考えでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに、よろしいですか。

池田利幸委員

33ページの接続道路整備補助金の13万5,000円だけ使ったってことですか。

何に使ったんですか。

槇浩喜都市計画課長

開発行為に伴う接続道路補助金につきましては、実績が1件ございまして、金額としては、1万2,000円でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

[発言する者なし]

以上で、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

oo

午後2時11分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

国道・交通対策課

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

久保山日出男委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己国道・交通対策課長

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）、国道・交通対策課関係の主な分で御説明させていただきます。

委員会資料の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料の鳥栖駅東駐車場使用料につきましては、鳥栖駅東駐車場使用料の決算見込みにより減額補正するものでございます。

節4新幹線対策使用料の新鳥栖駅周辺駐車場使用料は新鳥栖駅周辺駐車場使用料の決算見込みより減額補正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のミニバス運行業務委託料につきましては、市内ミニバス4路線の利用者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減少したことに伴う運賃収入の減少により増額補正するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀が運行しております市内3路線及び広域3路線の利用者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減少したことに伴う運賃収入の減少。

また、運行経費の増加及び国庫補助金の額の確定により増額補正するものでございます。

残りの節7報償費、節8旅費、節10需用費、節13使用料及び賃借料節14工事請負費につきましては、いずれも決算見込みにより減額補正するものでございます。

委員会資料40ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、節12委託料、節14工事請負費、節24積立金につきましては、いずれも決算見込みにより減額補正するものでございます。

以上、議案乙第3号令和3年度一般会計補正予算（第11号）、国道・交通対策課分の説明をさせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

38ページですけれども、節4新幹線対策使用料で新鳥栖駅周辺駐車場使用料350万円の減額ってかなりの額だと思うんですね。

ミニバスとかで、バスに乗らないってのは三密で減額するっていうのはもちろんほかのところを出ていたので分かるんですけども。

駐車場に止められる方はほとんど仕事の通勤とかで使われている方が多いと思うんですけど、それで350万円って結構な額が減るとなっているイメージがあるんですけど、これは理由的には、仕事とかその辺、どういう調査をされているのか教えていただきたいなと思います。

佐藤正己国道・交通対策課長

調査といいますか、J R九州が2020年に発表しております新鳥栖駅の乗者数でいきますと、2020年度が、1,000人ぐらいまでになっております。

その前年度、コロナ前までは1,500人ぐらいの利用者があっておりましたので、その中で500人という減少がっております。

それとやはり、平成30年度の利用実績でいきますと、20万9,000台の利用がございました。

で、今年度の利用見込みが、13万4,000台程度ですので、7万台程度やっぱり減っておりますので、そういった形でいくと、使用料の減額かなというふうに判断しているところでございます。

池田利幸委員

リモートワークも推進されて、コロナでなかなか会社に行かないという部分で減ったんだろうと、もちろん想定できるんで、その分の人数と台数の減っている部分が影響しているっていうことは、重々今の御説明で分かりましたので、ありがとうございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で、国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、採決に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩



午後 2 時 25 分開会

久保山日出男委員長

再開します。

採決に入る前でございますけれども、農林課より資料を提出されております。

その資料に基づいて、先ほどの説明を求めます。

森山信二農林課長

それでは、3点説明をさせていただきます。

資料は、3点目のほうで説明させていただきます。

まず、市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、コロナのため、イベントの企画段階で開催できておりませんでした。イノシシ肉の試食会等を平成30年度に一度行っております。

そこで一応終わっているということでございます。

2点目でございます。

県治山林道協会負担金の協会の事業内容といたしましては、林道事業の予算の確保の国への要望活動、森林土木技術者の研修会など、災害防止の啓発活動等が主なものでございます。

次に3点目。

資料のほうをお渡しさせていただいております。

栖の宿指定管理料積算表でございます。

事業収入の①、②及び③の利用料と④雑入、2つ収入を合わせまして、3,321万円から、支出の①人件費から⑤その他までの合計が7,071万円となっております。

差額を指定管理料の3,100万円から差引きますと、650万円の赤字というふうになってございます。

施設減免申請額が30万円の申請をいただいておりますので、3月補正といたしましては、680万円という補正額となっております。

以上簡単でございますけど、説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

それでは資料によって説明ありましたけれども、これに対するの質疑を行います。

齊藤正治委員

要するに7,000万円かかるっちゃうことですよ。

それを3,100万円で請け負っているっちゃうことですよ？指定管理料。

そういうことよね。これで見ると。(発言する者多数あり)

ということは、常に3,100万円は、もう初めてこれを見ましたけど、3,000万円からの毎年――あるっちゃうことでしょ？その収入が。

だから3,100万円になった根拠っていうのが、例えば、どこかでというよりも、お客の増減によって増えたり減ったり、収入が減っていく、当然、材料費も減っていくわけやろうけど、そういう見込みっていうのがこれでよく分からないんだけど、だからその3,100万円の根拠ですたいね。

どういう算出根拠で3,100万円になったのかっていうのが、ここに並べては書いてあるけど、ですから、材料費が幾ら、施設使用料は要するに光熱費とかそういったものでしょう。

それにお客さんが来たときのその材料費、宿泊すれば、宿泊着のクリーニング代とか。

そういうことやろうと思うとばってんが、それを例えば、鳥栖の指定管理料に出すときに、どういう数字で出してあったかということよね。客と材料費と飲食のあれ。

だからそこは、要するに7,000万円もかかるとに、3,000万円ぐらいもらって逆に言えば、よくやるなって。

いずれにしても、こういうことっちゃうことでしょうから、説明できるのはそれぐらいでしょ？お客さんがどれだけ来て、基礎ベースがあって、その上限というのはもう全然考えていないってことやる？

楠和久農林課長補佐兼農政係長

算出根拠につきましては、基本的には、前年とか前々年とかの、利用実績を基に算定しているというのが実情でございます。

齊藤正治委員

ですから、その前年度の来客数がどれだけあって、飲食代の材料代が幾らあって、宿泊者が幾らあって、その金額はこれだけですよって、損してまで恐らくはしよらんとやんね。

そういうことから考えてみて、この数字で見てもたら、7,000万円もかかるのに、3,000万円しかもらわんで、あとの3,000万円はお客さんからもらえとか、収入がありよるとか。

もう一つは、客の数、材料代、どういうふうになっているのかっていうのが、これじゃあ読むことできないけんが、分からんけれども、結局、払うときに、例えば、650万円は赤字になったけんが、今回、670円万払いましたということの、ざっくりした数字しかちょっと分からんけんね。

だから私は、コロナで減った分がどれだけお客さんが、その以前に、前年度、何人来て、何百人来て、今回はコロナで、それがかなり減ったというその数字を基にこういうあれをしたのかなと思っていただけ、そうじゃないということですよ。

これを見れば。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

650万円の根拠については、そこにお示ししていますように、収支の差額ということで出させていただきます。

コロナの影響による減っているのは、今回、2月から3月にかけても県外利用自粛とか、時短要請、あとは5月、あとは夏場も今年度行わせていただいているんですけども、もうその期間だけでなく、恒常的に利用者が減っているような状況です。

時短要請とか、県が自粛要請をしていない期間もですね。

ですので、実際コロナの影響が、細かくどういうふうに影響しているのかっていうのは、なかなかつかむことが難しいですので、基本的には、そこにお示ししていますように、収支の差額を御提案させていただくという形でやらせてもらっています。

齊藤正治委員

というのは、何でかっていうと、毎年こういうふうな形で出されれば、このマイナスになった分、毎年補填せんばいかんちゅうことでしょう。

毎年補填するってということですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

補填につきましては、今コロナの影響がなかなか難しいところですが、原則としては、指定管理者さんが赤字になった場合、もしくは黒字になった場合も、通常の営業ができておれば精算をしないということになっております。

黒字になれば、当然、営業努力が反映されて、その利益を出していただくと。

ただ、今回コロナの影響が、今後、実際終息となったとしても、先ほどの委員会で、令和元年をちょっと基準にしていると申し上げたんですが、そこまで戻り切るかっていうのが、現状では見通しが立ちませんので、おっしゃるように、今後も分かりませんが、補填とか指定管理料の見直しとかも検討も必要な場合が出てくるかと思います。

以上です。

西依義規委員

ということは、結局、毎年指定管理料が上がっていくわけですよ。

だからそうやってきたときに、先ほど申し上げましたように、果たしてこの指定管理に出すのが、成果が正しいのかちゅうことを、やっぱりもう一回考えてみないと、多分これだったら、私はもう本当業者さんに何か迷惑をえらいかけているんじゃないかなってしか思わん。

よく引受けきるなって、持った人と持っていない人、貧乏人の違いやろうばってんが、だ

からそこはやっぱり行政としても、もうちょっときちんと整理をしてから指定管理に出すなら出す、やっぱりそのときは、これだけしかないなら、これだけ。

結局、安くてサービスがよくなりますよっっちゃうて指定管理は出したわけよね、もともとは。

だけど、それが全然そういう出した目的に合っていないっていうのがやっぱ現実やろうと思うんですよね。

そういったところを、ちょっともう一回、御協議をする必要があるのかなというように思っております。

久保山日出男委員長

よろしいですかね。

江副康成委員

今回、県治山林道協会の件で御報告といただいたんですけれども、技術水準レベルを上げる、そういう研修をやるような機関かなというふうに聞こえてきたんですけど、それに属しているメンバーはどういったメンバーになるんですか。

森山信二農林課長

市町村の技術職員、それと建設業の技術者を担当として研修会を行われております。

江副康成委員

もしよろしければ、どういった内容の研修をされているのか、閲覧っちゃうか、見せていただくとありがたいですけど。

提出までは大変でしょうから、よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

西依義規委員

当初のときの要望として、栖の宿の指定管理料金の積算表の令和元年度、2年度を見せていただきたい。

もちろん令和4年度当初の積算があろうけんですね。

できたら、指定管理に出す前の直営のときの状況を平成20年ですかね、平成21年から指定管理——直営のときの状況を1年度だけ見せていただけると比較はしやすいかなと思いますので、ぜひよろしく願いします。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

それでは、農林課関係の資料に基づく質疑を終わります。

議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第6号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第8号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



久保山日出男委員長

以上で、当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

本日、議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



久保山日出男委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時 47 分散会

令和4年3月15日（火）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長 能富繁和

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係担当係長 香月啓介

農林課長 森山信二

農林課長補佐兼農政係長 楠和久

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

[説明、質疑]

上下水道局審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明を申し上げます。

委員会資料の当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金991万9,000円のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、説明欄1項目めの農業委員会交付金168万4,000円は、農業委員会の事務に要する経費に対する県からの交付金でございます。

説明欄3項目めの農地利用最適化交付金818万1,000円は、農業委員及び推進委員が行う農地の集積や遊休農地の解消等の活動や成果に応じた手当を支払うための県からの交付金でございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費5,817万6,000円のうち、主なものについて御説明をいたします。

節1報酬1,729万円は、農業委員11名分と推進委員15名分の12か月分の報酬及び農地利用最適化交付金による報酬の加算分でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人件費でございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

節8旅費122万5,000円は、職員、農業委員、推進委員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用等でございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の当初予算の説明とさせていただきます。

森山信二農林課長

それでは、引き続きまして農林課関係分について、当初予算の説明をさせていただきます。

資料の7ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金の説明欄の老朽農業用水路改修事業費分担金につきましては、事業に伴う地元負担の分担金でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明申し上げます。

説明欄3項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組みます水路の泥上げや草刈り等の基礎的保全活動や植栽による景観形成等の農村環境の質的向上を図る共同活動を支援するための補助金でございます。

13組織取り組まれております。

次に、中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者の方々に対して交付金を交付するものでございます。

こちらにつきましては、2集落で取り組まれております。

資料の8ページのほうをお願いいたします。

佐賀園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するため、地域の担い手となる農業者、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械・施設等の整備に必要な経費に対する県補助金でございます。

次に、経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動等のうち、鳥栖市再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等の必要となる経費を助成する補助金でございます。

次に、農村地域防災減災事業補助金につきましては、事業に取り組みます、ため池廃止及びため池劣化状況調査業務に係る補助金でございます。

次に、農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための補助金でございます。

資料9ページのほうをお願いいたします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。

その下、経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野町で実施をしております事業に伴います用地買収登録事務を県より受託するものでございます。

次に、資料10ページのほうをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金

繰入金につきましては、令和4年度に実施する森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

資料11ページのほうをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の説明欄2項目めの市民の森ネーミングライセンス料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンと令和4年度1年契約によりますネーミングライセンス料でございます。

その下、款23市債、項1市債、目3農林水産業債、節1農業債の説明欄の防災重点ため池浚渫事業につきましては、ため池のしゅんせつ事業に伴う起債でございます。

その下、栖の宿キャンプ場改修事業につきましても、キャンプ場改修事業に伴う起債でございます。

この2点につきましては、歳出で詳しく御説明を申し上げます。

これより、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

資料12ページのほうをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員13名分の人件費でございます。

次に、節12委託料の生産組合組織向上等業務委託料につきましては、生産組合の育成強化費でございます。

生産組合員連絡調整等業務委託料につきましては、農政関係各種調査や、農家意向の取りまとめ等を行うものでございます。

市内で43町区活動されております。

資料13ページのほうをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節18負担金、補助及び交付金の説明欄3項目めの佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金につきましては、農事組合法人ふもと東部のほうで、農業用倉庫の建設を計画されておりますので、事業に対する補助金でございます。

資料14ページのほうをお願いいたします。

引き続きとなりますが、説明欄1項目めのさが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、地域におけます農業の担い手となる農業者に対し所得向上に向けた収量、品質の向上と低コスト化などの収益性の高い園芸農業を確立するため、施設整備機械等の導入に必要な経費に対して補助するものでございます。

事業内容といたしましては、猛暑対応のハウス、施設全面開放装置などでございます。

内訳といたしましては、予算額978万8,000円で、県補助金が752万9,000円、市補助が225万9,000円となっております。

説明欄4項目めの農業次世代人材投資資金につきましては、50歳未満の青年で一定の要件を満たす新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間、農業次世代人材投資資金を交付するものでございます。

令和4年度につきましては、就農2年目及び4年目の農業者の2名の方を計上させていただいております。

次に、その下の中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して交付金を交付するものでございます。

こちらのほうは、2集落のほうが取り組まれております。

次に、資料15ページのほうをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、経営体基盤整備事業の事業推進のための会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

資料16ページのほうをお願いいたします。

節14工事請負費の老朽農業用水路改修工事費につきましては、既設農業用水路の改修工事の整備を行うための事業費でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金、説明欄1項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、筑後川の水源を確保し、農業用水の安定供給を図るため、江島、立石町にあります用水施設の維持管理費等の負担金でございます。

4項目めの筑後川土地改良事業推進協議会負担金は、水源開発と水利用合理化並びに補助整備等の生産基盤の整備のため、筑後川水系開発計画の一環といたしまして、土地改良事業を推進することを目的とする協議会の負担金でございます。

その下、筑後川下流用水事業負担金につきましては、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を償還するための負担金でございます。

事業内容といたしましては、筑後大堰から水をポンプでくみ上げまして、自然流下による導水管を通して、水田へ流す事業でございます。

次に、資料17ページをお願いいたします。

説明欄1項目めの、藤木揚水経費負担金につきましては、取水変更に伴います用水経費を負担するものでございます。

次に、説明欄4項目めの小規模土地改良事業補助金につきましては、かんがい用排水施設

の改良事業、井堰、用水路のしゅんせつなどを行うための負担金でございます。

その下の説明欄5項目めになります。多目的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む

組織が取り組みます水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や植栽による景観形成の農業環境の良好な保全といった地域自然の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

対象といたしましては、13の活動組織のほうで取り組まれております。

補助金の内訳といたしましては、各地区の管理面積に対しまして、農地の維持、草刈り、泥上げ等と、環境美化としまして補修等に対する補助金でございます。

次に、資料18ページのほうをお願いいたします。

目6農地等保全管理費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、会計任用職員として、河内ダムの管理職員及び河内河川プール監視員を雇用する費用でございます。

資料19ページをお願いいたします。

節12委託料の説明欄最初の測量設計委託料につきましては、次のページでございます、主要事項説明書を御覧ください。

事業内容の2項目めになります。ため池劣化状況、地震・豪雨耐震性評価業務で防災重点ため池である西の谷、本谷、吉原ため池の3か所の劣化状況や地震等の耐性、評価を行う費用でございます。

19ページのほうに戻っていただきまして、説明欄の2項目、河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託を行うものでございます。

次に、河内河川プール施設管理委託料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

次に、節14工事請負費の説明欄の2項目めの、ため池改修工事及びその下のため池しゅんせつ工事につきましては、次のページ、主要事項説明書を御覧ください。

事業内容、ため池廃止工事となります。

内訳のとおり、古野、乗目ため池の廃止工事に伴う工事費でございます。

その下、ため池浚渫工事となります。

近年の大雨で、土砂が流れ込んでいる原古賀上ため池のしゅんせつを行い、治水対策としても活用を見据えて工事を行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄、最初の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農業の経営の安定を図るため必要となる推進活動と要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

目8農業研修施設費の節12委託料、滞在型農園施設指定管理料につきましては、滞在型農園施設の管理運営委託料でございます。

先ほど、別紙のほうで資料をお渡しさせていただいておりますが、その資料のほうで説明をさせていただきます。

平成14年から平成17年まで、こちらのほうが、滞在型農園施設、これは直営で運営をさせていただいております。

その関係で、内訳のほうの中身、収入にしても、支出にしてもでございますけれども、複雑になっておりますので、細かく表せておりませんけれども、収支の差額を表示させていただいております。

平成30年度から篠原建設へ指定管理を行っておりまして、平成30年度は、指定管理料約4,000万円となっております。

現在3,100万円というふうな形で補正をお願いしたところでございます。

令和3年度は見込みでございますが、施設使用料の上のほうになります。収入の部の金額が若干令和元年、令和2年度よりも上がっておりますが、それはキャンプ場の収入が多かったためということになってございます。

収入が、2,000万円台から3,000万円台という形で、令和3年度になっておりますので、こちらのほうで、収支のほうを表示させていただいております。

よろしく願いいたします。

それでは、資料のほうにまた戻りますが、節14工事請負費、栖の宿キャンプ場改修工事費につきましては、次のページでございます。

主要事項説明書を御覧ください。

栖の宿キャンプ場トイレ改修工事につきましては、老朽化をしましたトイレ、洗い場の改修及び合併浄化槽の設置工事費に要する費用でございます。

施設の和式トイレを男女ともに洋式化し、増設、多目的トイレも新設を行い、洗い場も増設を行います。

増加しているキャンプ場利用者の利便性向上を目的といたしております。

スケジュールといたしましては、本年5月に改修工事を行い、10月に供用開始と計画をさせていただきます。

次に、資料23ページのほうをお願いいたします。

項2 林業費、目1 林業総務費の節2 給料から節4 共済費につきましては、林務担当の職員1名分の人件費でございます。

続きまして、目2 林業振興費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、森林経営管理制度事務の事業推進のため、会計年度任用職員の1名分の人件費でございます。

資料24ページをお願いいたします。

節24積立金、森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を基金に積立っているものがございます。

現在、令和3年度から意向調査を行っておりまして、今後、現地の境界立会い等の業務委託を行います。

その後、森林伐採業務に進んでいくため、積立金を使う予定でございます。

目3 林道事業費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節12委託料の林道管理委託料につきましては、各林道の草刈りや倒木撤去及び土砂排土などの林道管理委託料でございます。

橋梁点検等委託料につきましては、勝尾大橋、勝尾トンネル点検業務の委託料でございます。

資料25ページをお願いいたします。

続きまして、目4 治山事業費の内訳の主なものについて御説明申し上げます。

節12委託料の説明欄1項目めの市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、ネーミングライツ料を活用し、鳥栖市民の森のPRを兼ねて、ノベルティー作成業務及びイベント時の業務委託料でございます。

次に、市民の森管理委託料につきましては、市民の森の草刈りやトイレの清掃委託料でございます。

次に、節14工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、市民の森道路沿いの樹木伐採及び市民の森つり橋改修工事を行う費用でございます。

資料26ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1 農業水産施設災害復旧費、目1 農林水産施設災害復旧費、節12委託料につきましては、災害応急対応等委託料でございます。

以上で簡単ではございますが、農林課関係分の当初の予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。まず2ページをお願いします。2ページの款17県支出金、項2県補助金の最適化交付金の818万1,000円。

補正でも聞いたんですけど、その後のほかのページでも御説明を、歳出のほうでも御説明いただいたと思うんですけども、これ農業委員さんたちにやっていただいたことへの報酬ってということだと補正でもお話聞いたんですけど。

これもう一番最初から818万円は、もう人数割りで渡されるやつなんですね。

やっていただいたことに対してのっていう補正での説明だったんですけど、当初で見たら、当初ではもう最初から人数割りした時点で全て渡す予定になっている——すいません、これページでいったら、ほかのページで説明が歳出であっていたんですけど、4ページですかね。

4ページのところで、農地利用最適化交付金による報酬の加算は、加算額ってということで、もう既に6,000円掛ける26名掛け12か月、1万4,000円掛ける26名掛け13点。

もう最初から渡すっていう予算なんですか、まずは。

ちょっと補正の部分とかぶって申し訳ないんですけど、令和3年度でも、最初にこれをされて、プラス補正で、388万3,000円ですか、プラスで出されたのかっていうのを1回御説明いただけますか。

庄山裕一農業委員会事務局長

農地利用最適化交付金のサービスにつきましては、その歳出のほうにもあります計算式によるものでございまして、まず、6,000円の26名掛ける12か月、これは定数ということで計上いたしております。

それから、続きまして下の1万4,000円掛ける26名掛け13点割る9掛ける12か月、これにつきましても、算定額の根拠ございまして、ここでいう評価点の13点というのは、あくまで見越しの点でございまして、実際には活動日に応じた配分になりますので、若干、変更することもございます。

ただ、例年からいきますと、13点が一応平均的な点数ということで、今回、計上いたしております。あと、この辺のまた変更点につきましては、補正のほうで補っていきたいと思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

基本的には、年間で大体基礎的なものが決まっている部分に対しての報酬を、もう最初に確定させているってことですかね。

令和3年度の部分の、当初で上げられとった最適化交付金の加算額ってというのは幾らになっとったんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

これにつきましては、同額の818万2,000円ということで、令和3年度当初は計上いたしております。

池田利幸委員

818万2,000円で上げられていて、補正のときに388万3,000円を補正したってことは、プラスアルファで業務が増えていた部分に対して、補正で、加算で皆さんにお渡ししたっていう理解でいいんですかね。

庄山裕一農業委員会事務局長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

分かりました。ありがとうございます。ちょっともう先に進ませてもらいます。

7ページの款17県支出金、項2県補助金の中の説明の多面的機能支払補助金、これ17ページのところで多面的機能支払補助金ということで、関係集落13組織、補助率が国2分の1、県4分の1、市4分の1っていうふうに説明もいただいて、環境を保全するためのっていうことで御説明をさっき頂きよったと思うんですけども、これの範囲っていいですか、聞きよって気になったのが、要は一般質問で、議員さんが挙げられていた部分とかも、ひっかかっているっていうか、要は、田んぼの周りを環境保全しますよって、そのためにお金を渡しますよっていう部分で田んぼの外、あぜ道っていうか外の部分の草刈り、市でやるべきだろうとかいう話がずっと一般質問で出ていたと思うんです。

ですから、多面的補助金としてお渡ししているもののエリアっていうか、範囲がどこまでになっている、この補助金っていうのはどこまで出ているのかなっていう部分。

それと、13組織っていったら、エリア的にどの辺になるのかなっていうのを教えていただければなと思うんですけど。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、活動組織の範囲につきましては、そこの管理されている区域内であれば、田んぼに隣接していなくても、周辺の美化活動とかも対象になる場合もございます。

それと、団体の具体的な地名につきましては、13団体を述べますと、酒井東、水屋、飯田、原古賀、山浦、平田、立石、江島、幸津、三島、真木、下野、柚比町、以上13団体となっております。

以上です。

池田利幸委員

すいません後でいいんで、その13団体、もらえるなら、ください。

僕の説明が悪かったかもしれませんが、要は、自分の田んぼの周りの近くのあぜ道、その草刈りは基本的に、そこまでの分を見越した部分で、多面的補助金として委託している団体さんというか、補助している団体さんは、草刈ってくださいねっていうのがあるんですか？

森山信二農林課長

道路等が、どうしても道路ののり面と、畦畔といいますか、そちらのほうの境があると思うんですが、道路の分については当然、農地の面積には入っていませんので、基本は、農地のあぜ道とか、そういうものの管理については、地元のほうでやっていただいている部分もございます。

ただ、道路ののり面とかいう部分が、全てされているかはちょっと確認までは取れておりません。

以上でございます。

久保山日出男委員長

私からですけど、今おっしゃっているのは、内容を言ったほうがいいんじゃないの？集落がどういうものをされているか、そのほうが池田委員も分かりやすいんじゃないかな。

どうもそういう質問だから、例えば、集落によってまた違うよ、町々で。

だからそれもある程度のところを教えてもらわんと、分からんですよ。

そういう意味だと思うから、内容だけ言ってください。

ここで皆さん分かりやすいように。

中垣秀隆農林課農村整備係長

具体的な取組の内容につきましては、農業用水路の泥上げ作業及び水路周辺、あぜ周辺の草刈り作業を行ったり、景観形成のために植栽を植えたりする活動を行っております。

以上です。

池田利幸委員

さっきの周辺のっていうのが、どこまでが周辺のっていう部分になるんですかっていう部分ですけど、課長のお答えでは、農地に面する道路のり面に関しては道路管理者だっていう見解なのかなっていう気がしたんですが、そこはどうなんですか。

森山信二農林課長

道路の管理者といいますか、のり面については、当然、農地面積に対しての補助金でございまして、その範囲は含まれておりませんという言い方でございます。

池田利幸委員

分かりました。

それは確認で、いろんな話が出ていた分で、市でやらなきゃいけない部分、お願いできる部分っていうものの区別がどうなのかなっていうことを確認させていただきたかったんで、質問させていただきました。

12ページいいですか。

節12委託料の中で生産組合連絡調整等業務委託料っていうのが上がっていると思います。

これも御説明あったんですけど、関係機関との調整、あと農家意向の取りまとめ等っていう話がここの説明に書いてあります。

生産組合さんが担っていただくっていう部分、もちろん分かりますし、あと農業委員さんの役目っていう部分でも農家の意向の取りまとめとかいう部分が、確か条例上っちゅうか、国が求めていることの中にあると思うんですけども、生産組合さんと農業委員さんの連携とか協議とか、その辺の部分はどのようになっているのかなというのを伺いたかったんですけども。(発言する者なし)

久保山日出男委員長

質問分かりますか？

池田利幸委員

生産組合と農業委員との連携はどうなっていますかっていう質問なので、どっちが答えてもらってもいいっちゃいいですけど。

連携取っていますか、情報交換とか、連携取ってあるんですか？同じ内容の調査が両方の中にある。

連携があったほうが解決しやすいんじゃないかっていうことです。

ないなら、ないで。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

農業委員さんと生産組合長さんでどういった連携を取られているかについてちょっと、現状把握をしております。

中には兼務されている方もいらっしゃいます。両方されている方もですね。

農業委員さんは各地区に何名かずつ、生産組合長さんは基本的に町にお一人ずついらっしゃいますので、すいません、詳細は現状把握していませんが、何らかの連携は取られているのではないかと思います。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。これは事実確認だったんで、全然いいんですけど。

ただ、同じような内容の部分を担っていただいているので、連携を強化していただいたほ

うが農業の発展のためにはいいんじゃないかなっていう部分で、ぜひお願いしたいということをおっしゃっていただきます。

最後です、23ページ。

23ページの節12委託料、森林整備伐採委託料とその調査委託料の部分ですけれども。

これは森林経営管理制度の部分から、実際に今から1区画終わっている分に対しての伐採委託料だと思うんですが、これは伐採委託ってというのは、どこにされたのかっていう、調査としてやって、1区画が大体パーセンテージ的に、持ち主さん、どれぐらいの方が委託って、市にお任せしますっていうほうの選択を取られたのかっていう部分を教えてもらっていいですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

この伐採委託については、経営管理制度の部分ではなくて、鳥栖市のというか、経営管理制度の伐採ではございません。

伐採委託料については、河内町の転石地区の鳥栖市が所有する森林の、のり面の伐採業務の委託料になっております。

次の調査委託料につきまして、調査委託料は最初の林班に取り組んでおるんですけれども、対象者の59名の方に意向調査の送付をいたしまして、その中で37名の方に、市に委託したいという回答を頂いております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

やっぱり結構な人数の方が、御自身よりも、もう委託されていく、1区画のところでもそうってことは、全体的にはかなりの人たちがされていく。

私、今すいません勘違いして先ほど伐採を聞いたんですけど、委託で37名の方が委託したい、その伐採は、今後、スケジュール的にどうなっていくんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

今年度に先ほどの意向調査の結果が出たんですけども、そこについて実際37名の方の分で、面積にいたしますと、約60ヘクタールございます。

その分を、全て間伐等を行うことはできませんので、ここに調査委託料として上げさせていただいている分で、令和4年度にどの程度、どこを間伐するかっていうのを、まず現地の調査をさせていただいて、どの部分をやっていくっていうのを決めさせていただくということになります。

次の令和5年度について、特定したところについて測量等の業務を行いまして、さらにそ

の翌年度、令和6年度に実際、間伐等を行っていく予定にしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今、国が森林管理制度のところで求めているのは、要は再委託っていうか、業者というか、もう管理する業者さんには渡せる分を渡す、その残りは市が伐採や間伐をしていくっていうのを、今回やるってことですか。

その中に、今から先に民間の業者さん、森林を扱う方々に委託するとかいう考え予定とかもあるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

先ほどの委託を希望されたうちで、基本的には収益が上がる場所については、東部森林組合等に委託して、ということになるんですけども、それも含めて、今後、検討していくようになります。

で、主には、場所によって基本的には搬出がしやすいところ、場所によっては、搬出そのものできないところもございますので、そういったところで、収益が上がりそうなところについては、民間のほうに委託をしていくということになります。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

池田委員が最初におっしゃった12ページの生産組合の件で、生産組合組織力向上業務とはどういうものか、あと委託先はどこですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

委託先は、各生産組合の生産組合長さんと委託契約を結ばせていただいております。

組織力向上業務として、委託の内容として上げさせていただいておりますのは、生産組織の育成強化及び農家間の連絡調整、経営所得安定対策、経営所得安定対策というのは、転作の交付金とかの事務ですけども、その推進に関すること。

あとは、生産組合の農家間の調整と生産組合の調整に関すること。

その他生産組合の組織力向上に関することということで、委託契約をさせていただいております。

西依義規委員

そうしたらこれ、1組合幾らって金額ですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

面積と人数に応じて、委託料をそれぞれ算出させていただいております。

西依義規委員

鳥栖市に何組合あって、例えば何平米の組合には幾らって、ちょっと1例挙げていただけますか。

久保山日出男委員長

質疑は午後にしましょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

すいません、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。

久保山日出男委員長

質疑もありましょうが、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後1時8分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

それでは、生産組合組織力向上等業務委託料についてですけれども、委託料の積算につきましては、均等割と戸数割と面積割に分かれております。

ちょっと1地区事例を挙げさせていただきますと、轟木町で言いますと、均等割が5,000円、戸数割が23戸で4,600円。

面積割が5.58ヘクタールで2,600円。

合計1万2,200円、こういった積算になっております。

以上です。

西依義規委員

この生産組合自体が、誰がつくって、どういう目的で、例えば市のほうから生産組合をつくってくださいよと言ったのか、自主的にされたのか、あと業務委託なんで、本来市がすべき業務を生産組合にさせていただいているってことですけど、業務委託であれば業務の成果物？ たった1万円ぐらいの成果物だから、この名称が果たして適当かなと思って。

補助金じゃなくて委託料なんですよね。

まず生産組合はどうやってできるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

生産組合は、市がつくってくれとかいうものではございませんで、何に基づいているかっていうのは、すいません、今答えを用意しておりませんが、任意の組織でございます。

西依義規委員

事業名ももう一回、来年度当初は考え直してほしいんですけど、生産組合の組織力の向上なんで、その組織力をどうやって計るか。

例えば、生産組合運営補助金なら別に運営補助金でいいと思うんです。

ただ、委託でおまけに組織の向上という大層な名前をつけるのであれば、もちろん78万円は少な過ぎるし、これで果たしてどうか。

その下の連絡調整も、この場合は農家の意向取りまとめ等の業務の委託なんで、その成果物はありうると思うんですよ、農家意向の調査を見ればですね。

ただ上のほうは、どうもしっくりこないで、ぜひ来年度御検討ください。

以上です。

江副康成委員

2ページと4ページ、昨日の補正の時もお伺いしましたけれども、農地利用最適化の部分のところですけど、4ページの818万2,000円のところの下のほう、1万4,000円掛け26名掛け13点割る9ということで調整されたんだろうということですけども、この13点の1点、2点。

この1点が例えばつくり手がいない農地をつくり手にマッチングさせるとか、そういうことの積み重ねって形で積算されるんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

割り振りににつきましては、活動内容に応じてやっております、先ほど言われたとおり、遊休農地の発生防止や解消及び担い手への農地集積、この観点で、点数を設定しているところでございます。

江副康成委員

この農地利用最適化交付金を使う主体は農地利用推進委員の方々なんでしょうけれども、私が見受けるところからいうと、非常に推進委員さんは頑張っているというふうなところがございます。

と申しますのは、結局、非常に地元を思っておられる方なものですから、実際に今つくられている方の、つくりやすい、誰が一番つくりやすいかなという観点で、マッチングされて

いるような感じがして、非常にいいんじゃないかなあと思うんですけども、そう思う反面、もう10年ぐらい前になるんじゃないかと思うんですけど、農業委員会のほうに、農地のデータベースが今でもあるんじゃないかと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

農地の利用状況のデータベースがあったんじゃないかなと思うんですけど、それは今どういうふうになっていますか。

庄山裕一農業委員会事務局長

言われてある内容につきましては、多分農地台帳のことではないかと把握しておりますけれども、農地台帳につきましては、毎月更新のほうを行っているところです。

以上でございます。

江副康成委員

で、先ほどから生産組合長さんの話とかありますけれども、その年に、どこの田んぼに何をつくるかとかいうところの生産調整とか、取りまとめ、そんなことをされていると思うんですけども、先ほど、農地台帳ですか、つくり手がいない農地を誰かというような、そういう使い方もできるというふうに聞いていたんですけども、現在進行形で、今農地がどういう利用状況になっているかという形で、そういったところの現状の農地の状況というところをそこに加味するようなことはできないんですか。

要は所有者が誰、耕作者が誰、そして耕作されていないというような、そういうラフな区分じゃなかったのかなと思うんですけども。

その辺りの現実の状況をどういうふうに反映されているのかなというのをちょっと聞きたかったんですけど。

庄山裕一農業委員会事務局長

農地利用につきましては、年1回、委員さんのほうと一緒に農地パトロールを実施しております。

そこで農地の利用状況を把握しております。

あとはもう先ほどから言っていますとおり、毎月報告をされている分の委員さん方の報告書ですね、そちらのほうで把握をしているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

そういうシステムが出来るときに、こういうシステムがあったら、そのデータベースを見て、つくっていらっしやらないなら、使いたいというような方が入ってくるのかなあというように、そういうふうなことも話していたことを思い出すんですよ。

法人の農地取得、そういったところの先駆けになるのかなあと思いつつも、それがいいの

かどうかは別として、思ったところですけども、せっかくそういう農地の基となる、それこそ一筆一筆、誰が所有者で、誰が耕作者が入っている台帳じゃないですか。

そういったところで、現状、どういった形で使われているかというやつが分かると、それこそ農業政策上、どうすべきかというせっかくの貴重なデータベース、もったいないんじゃないかなあと思うんですけども。

その辺り、今年予算に入っているか分かりませんが、前向きに改善されるというか、そういうような予定はないのですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

今のところデータベースの改善につきましては、予定はしていないところでございます。以上です。

江副康成委員

ぜひ見える化というか、今どういう状況になっているのかの情報を共有できるように、そしてそれを見ながらどうすべきかと、皆さんなるべく多くの方が、その情報を見て、こうしたいなと思われるような、そういう下地づくりをぜひ進めていっていただいて、それに基づいて、農政のほうを進めていただきたいなと思っております、久しぶりにこういう話をさせていただきました。

この件は、これだけです。

齊藤正治委員

ため池の問題ですけども、ため池の劣化状況の調査をするようになっていまして、防災重点農業用ため池が20か所のうち、今年3か所やると。

あと17か所は年を追ってやっていくってことだと思うんですが、調査した後ですたいね。

後はどういう流れになるんですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

劣化状況を調査した後、その結果によるんですけども、万が一修繕等の必要性があると評価された場合は、当然、ハードの整備もしくは、水を低水位で管理して、危険性を軽減しながら、利用されるとか、そういった対応になってくるかと思えます。

齊藤正治委員

整備をされていくということは分かるんですけども、ただ結構金額が、今年も江島を実際にやっていただいていたんですけども、負担が結構大きいんですよね。

のり面の分だけでなく、道路面っていうか、そういったところもずっと崩れてきているわけですね。

そういったところ全部合わせますと、トータルでいくと、かなりの金額になっていくと。

だから、そういったものをやっぱり地元負担をまともに取っていくと、非常に農業で利潤は上がらなくて、今は昔みたいに、水利を使うのが農業者だけやなしに、要するに流域治水っていう、その一環でこれはもうやる必要があるんだと思うんですけども、そういったことについてはどういうふうに御検討させていただいているのか。

森山信二農林課長

今言われている治水に関しましては、鳥栖市の中でも農林課サイドだけでは対応ができませんので、当然、防災の総務等も含めながら、多々検討させていただいているところでございます。

齊藤正治委員

言わば、小さな村の小さなダムというような感じで、対応をぜひしていて、やっぱり地元負担が少なくなるっていうよりもないような形で、していただければというように思います。

その点よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、14ページの農業次世代人材投資資金ですね。

2名分の補助金が出ているんですけども、この2名っていうのはどういう——後継者の方なのか、全く農業に携わっておられない方なのか、ちょっと教えてください。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

2名の方は新たに就農をされた方でございます。

1名の方はハウスでアスパラを、もう一名の方はハウスでイチゴを栽培されてある方です。

齊藤正治委員

これはもう年間2名ということで、ちょっと少ないかなという感じがするんですけども、やっぱり農業の担い手がだんだんだんだん少なくなって調整区域の家を建てられない根本的な問題があるわけですけども。

やっぱそういったところを、例えば新しく担い手がある地域に住んでいなかった人たちの対応っていうのは、今後、どういうふうな形で住まいを確保し、例えば、倉庫を確保し、そういったことをされていくのかっていうのは、何かお考えありますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

新たな担い手のお住まいとか、そういった育成というか担い手の方を育成していく必要は当然あると思うんですけども、今おっしゃったようなことを、ちょっと具体的に検討しているとかの現状はございません。

齊藤正治委員

昨年農地の地域ごとの持ち主の図面をつくっていただきましたけど、これ非常に、鳥栖市

は優良農地が多くて、約8割の方が、ほとんど地元の方がお持ちになって、やっぱり耕作されているというのが実情だと思うんですけども。

そういったことから考えると、やっぱり調整区域内に家を建ててくれるという、住まいが簡単に出来るような形で、農林課サイドでも積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小石弘和委員

24ページの林道管理委託料。

林道の総キロ数と管理など、具体的な場所をお示しいただきたい。

中垣秀隆農林課農村整備係長

林道管理委託料の206万6,000円につきましては、まず、林道自体が8路線ありまして、合計約22キロございます。

基本的にそちらが、管理の対象にはなるんですけども、206万6,000円のうち、6万6,000円は林道の巡回を年に15回行っていただく委託料になります。

残り200万円につきましては、林道の側溝の清掃であるとか、草刈り等を行っていただく委託料になります。

主に九千部山横断線の側溝清掃、草刈り業務を考えております。

以上です。

小石弘和委員

今、説明をされた林道の22キロ、8か所、それから、具体的にどこが管理して回っているのか。

それを書面で、それから、橋梁点検委託料の770万円。

勝尾大橋と勝尾トンネル点検業務。

幾らと幾ら？

中垣秀隆農林課農村整備係長

すみません、幾らと幾らっていうのが、はっきりしてはいないんですけども。

おおむね半分なんですけど、勝尾大橋のほうが約187メートルで、勝尾トンネルが約103メートルになるんですけども。

半分半分の委託料になっております。

小石弘和委員

勝尾大橋はいつ出来たのかな。まだまだ時期は経過していないと思うんです。それから、勝尾トンネルはいつ出来たのか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、勝尾大橋は平成26年に出来ておりまして、6年が経過しております。

勝尾トンネルは平成14年に出来ておりまして、19年ほど経過しておりますので、5年に1回、点検を行う必要が最低限あります。

今回、この2か所について点検を実施する予定であります。

以上です。

小石弘和委員

今の説明は、何年たったからってというような形？

中垣秀隆農林課農村整備係長

もちろん何年たったっていうのもありますし、勝尾トンネルにつきましては、平成14年に完成しまして、最後の点検を2014年に行っておりますので、それから8年ほど経過しておりますので、今回点検を実施することになっております。

以上です。

小石弘和委員

現在、ここの林道は、通行量は年間どれくらい？

中垣秀隆農林課農村整備係長

通行量までは把握できておりませんが、ここ二、三年、九千部山横断線にございますので、通行止めのような状況であり、通行量はかなり少ないものと思います。

以上です。

小石弘和委員

通行量が少ないと思うじゃなくて、私が聞いているのは、通行量は年間何台かって。

答弁になっていないやん。

中垣秀隆農林課農村整備係長

すみません、通行量につきましては、把握はできておりません。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、今ここはどこからどこまでが通行可能なのか、分かる？

中垣秀隆農林課農村整備係長

九千部山横断線につきましては、基山から市道河内・大峠線の交差点までが、今、通行可になっておりまして、それ以外の西側につきましては、通行止めになっております。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、基山から立石まで、これ全部図にして、どこが通行止め、どこが通行可能、全部

出してください。

久保山日出男委員長

図面で出せますか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

はい。

小石弘和委員

それから、770万円、これは補助があるわけ？市の持ち出しはあるわけ？

中垣秀隆農林課農村整備係長

事業の50%の補助がございまして、残り50%は市の持ち出しとなっております。

以上です。

小石弘和委員

勝尾トンネルの点検はよく分かるわけ、19年もたっているから。

しかし勝尾大橋は、通行量も分からない、本当にこれ、180メートル、橋梁を点検する可能性があるかというわけ。

私たちもこれが出来たときは見に行きましたよ。視察に行きましたよ。通行のお祝いのときに。

まだ6年しかたっていないんですよ。

なぜそういう多額な金が必要あるかなと私は思うんです。

中垣秀隆農林課農村整備係長

一応、道路法のほうで、5年に1回は点検をするということになっておりまして、5年は過ぎておるんですけども、今回、点検をさせていただく予定になっております。

以上です。

小石弘和委員

770万円は随契、入札？

中垣秀隆農林課農村整備係長

指名競争入札で予定しております。

以上です。

小石弘和委員

25ページの委託料の市民の森ネーミングライツ事業委託料。

これ下に、市民の森ノベルティー作成業務とイベント委託。

2点を合わせて75万円で理解していいわけ？

森山信二農林課長

今お話がありましたように、2つを合わせて75万円と。

内訳といたしましては、市民の森ノベルティー作成業務が約50万円。

市民の森イベント事業といたしまして、25万円を予定しております。

小石弘和委員

それから、市民の森管理委託料。浄化槽管理とトイレ清掃、下草刈り業務101万4,000円。

内訳を教えてください。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

内訳につきましては、草刈り業務が43万2,953円。浄化槽維持管理につきましては、17万7,810円。トイレ清掃業務につきましては、40万2,600円を見込んでおります。

小石弘和委員

浄化槽管理とトイレ清掃っちゅうたら、委託してあるわけでしょう。

年に何回、月に何回というふうなことは決まっている？その業者名と教えてください。(発言する者なし)

久保山日出男委員長

答弁ある？(「後でいいです」と呼ぶ者あり)

では後ほど、お願いします。

小石弘和委員

では、草刈り業務の場所はどこをするわけ？43万円。これも後から？(「はい」と呼ぶ者あり)

下の工事請負費、市民の森道路沿いの伐採整備工事130万円はこの部分？市民の森道路沿いといったら、相当の距離があると思うよ。

その場所を教えてください。

それから、この市民の森のつり橋改修工事、やっこの改修ができそうで、どういうふうな状況であったかちょっと説明していただきたい。

そしてこれは、業者もやっぱり入札制度になっているか、随契なのか。

それを知らせてください

森山信二農林課長

今の市民の森整備工事費につきましては、市民の森道路沿いの伐採、バス路線でもございますので、そこに枝等が覆いかぶさった分についての伐採というふうに考えております。

それと、市民の森つり橋改修工事につきましては、今、橋梁が人道の橋ではありますが、通行止めっていう状況でございますので、人が乗っていく部分が木で造ってありますので、その分が、もう腐食して人が歩けるような状況ではございませんので、その分を、今回、木

の部分全てを取り除いて、新しいものと交換をして、安全な橋梁に変えたいというふうに考えております。

契約の方法につきましては、競争入札というふうなことで考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

市民の森の中の草刈り業務は予算入っていないね？だから、結局年間しないというふうなことで理解していいかな。

森山信二農林課長

ただいま御質問ありました市民の森の中の草刈りにつきましては、――失礼しました、先ほどの草刈りの分につきましては、先ほど25ページの資料の中の委託料を、そちらのほうの市民の森管理委託料の中の下草刈り等に入っております。

以上でございます。

小石弘和委員

ちょっともう一度。

森山信二農林課長

市民の森の中の草刈りにつきましては、25ページの委託料、市民の森管理委託料の中の下草刈り業務の中に入っております。

以上でございます。

小石弘和委員

このくらいの金額で、あの中草刈りができるわけないやん。

もう草が伸びたら、あそこ芝生のところ入られんよ。

どこでんかんでん今通行止めになっているから。

せっかくネーミングライセンス料を頂けるとやけん、そういうところに予算を突っ込まな。

それで、大体農林課に当てて100万円ずつを毎年来よるんだから、予算が、ネーミングライセンスで220万円、300万円ぐらいあるわけ。

やっぱりそれは市民の森の整備に使うべきじゃないかな。

今の市民の森に課長、行ったことある？どこも通行止めよ、どこも。

結局、県が生活環境保全整備事業、これで金を何千万円って毎年突っ込んでくれているからある程度もっているような状況なんです。

あそこができた時点から考えると、もう少しお金を突っ込んで、やっぱり整備すべきじゃないかな。

私も令和元年のときに一般質問しました。

そのときの執行部の答弁は、しっかりやっていきます、予算組んでやっていきますと、その当時の部長は松雪部長やったんです。あれから1年はしていただいたけど、その後はもうぱらぱらぱら。

そういうようなことで、もう少し市民の森、これだけキャンプ場が盛んになってくると、やっぱりそこに立ち寄る人間が多くなってきているわけです。

ですから、部長さん、課長さん、行って、汗ば流して、見てみてくださいよ。

以上です。

野下泰弘委員

26ページの災害応急対応等委託料というのは、これは結局、どういったことを委託されて、なぜ1,000万円ほどかかるのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

こちらの委託料につきましては、災害発生して、災害の査定を受ける際に必要であります災害の測量及び設計の業務のほうを考えております。

これまで、その実績でいきますと、1,000万円ほど、測量設計費に要しておりますので、今まで予備費等で対応させていただいていたんですけれども、今回1,000万計上させていただいております。

以上です。

野下泰弘委員

こちらは業者さんというのはもう毎年変わらずということですか。

入札か何かですか。

森山信二農林課長

こちらにございます費用につきましては、災害が発生したときに、業務が発生するというふうを考えておりますので、災害がなければ、当然ながら契約等もございませんので、どういうふうな形になるかは、今後、雨とか天候によるかと思えます。

以上でございます。

野下泰弘委員

そうすると、発生したときってということだと、例年、補正等で上げられたのが、今回予算のほうで上がってきたのかっていうのは、何か理由があるんですか。

森山信二農林課長

ここ数年、予備費の流用という形が多かったものですから、財政課とも協議をいたしまして、予備費流用ではなく、もう予算化をしたほうがスムーズに進むんじゃないかというふうな対応をさせていただいております。

以上でございます。

江副康成委員

先ほどの小石委員の質問の中で、答弁の中で、広域林道の西の端は東背振の松隈ですもんね。

結局、御手洗の滝に行く道があるじゃないですか。

あそこからみやき町にずっと入ってきますよね。

立石町の方とか、もうみやき町から向こうのやつはいつも通れるんやけど、何で鳥栖市のやつは通れんのかと、いつもお叱りを受けるんですよ。

その部分も含めて、報告はしていただきたいなと思うんですけれども、よろしいですか。

さっきの小石議員の……というお願いをしたいんですけど。

久保山日出男委員長

要するに全線ということでしたけど。林道、分かりますか。

掌握してから出してください。

江副康成委員

20ページ、ため池の件です。

今回、危険ため池という形の調査が始まって地震でため池が崩れて大変な災害になったとか、そういったところの調査から始まって、鳥栖市のほうも5つ危険ため池、そういったところもありまして、どちらかという、廃止とか、その方向に進んでいっている流れだったと思います。

この中の最後の部分で、ため池浚渫工事という形で、原古賀の上のため池というところが出ておりまして、これも、上、下2つ、親子ため池という形で、危険ため池の典型例と。

上のほうは廃止の方向で話が進むものと私もちょっと思っていたところですよ。

しゅんせつ工事が入ったということになっているんですけれども、結局、農業ため池は治水と利水ってあるじゃないですか。

農業ため池は基本的に治水ですか、利水ですか、どちらですか。

森山信二農林課長

基本的には利水というふう考えております。

以上でございます。

江副康成委員

まさしく、ため池は利水ですよ。

水をためて、必要なときに出すというところになっておりますよね。

今回、この文中を見ると、今後治水対策としての活用も見据えてというふうにあります。

その辺りはどういうふうに進めていこうと思われているのか、御答弁いただけますか。

森山信二農林課長

治水の方向性というふうな説明をさせていただきます。

当然ながら、今までのため池の利用の形態からも水をためて、農業用水に使うと、利水も使うという形でございますけれども、通常、今言われているのが、治水兼ねてということで、国のほうからもいろいろあっておりますので、雨季ですね、雨が多きときには、水位を幾らかでも下げていただいて、今までどおり農業用水として使っていただくという形を考えております。

ですので、利水の目的と変わらずに、今までどおり管理をしていただくという形で考えております。

江副康成委員

ため池を見てもらうと分かるんですけども、基本的に、水をためるということで精いっぱいためる堰がございまして、それを超えるとオーバーフロー、余水吐というのがあります、そこから水が流れ落ちるとということで、親子ため池なもんですから、上と下に木が5本ございまして、そこから上から下に水を落として使うということでございます。

ただ近年の豪雨を見ますと、大変な水の量が上から落ちてきて、その碑で、上から下に水を調整して流すというんじゃ、とてもやないけど、間に合わない流水がございまして、となると、余水吐のところに、まだ一気にたまっていったその後は、そこから流れ落ちるというのを基本的に想定せんといかんのですよ。

そうした場合に、結局、その上に、道路の橋がございまして、余水吐と道路の端、上下の高さ、幅というか、ほとんどない。

結局、何でこういうしゅんせつせんといかんとなったかという、その上の上流で、土石流が起きて、その土石流がずっとたまったやつが、かつがつかつかつ落ちてきて、ずっと埋まっていつているという状況にあるわけですよ。

そうした中において、朝倉の豪雨、鳥栖でも起こってもおかしくないというふうに言われております、地形的にですね。

そういうときに、上から流木、大きなスギ、ヒノキが落ちてくる、あるいは枝でも落ちてきて、その橋、余水吐との間に支えが詰まっていくと、基本的に、道路で上のため池と下のため池は、隔てられたんですね。

そこまでの高さに水が上昇する可能性があるわけですよ。

となると、一気に上のため池——今回しゅんせつして、当初の、水たっぷりいっぱい池に、ため池に戻すということになると、そこから越水すると、それこそ大量の水が、その下

流のほうに流れ下るといふ心配があるわけですね。

久保山日出男委員長

江副委員、執行部が答えるような説明じゃなく、質問をお願いします。

江副康成委員

だから、治水対策まで配慮した形でそういう余水吐のところの工夫、そういったところを
考えられているのかというのを御答弁ください。

森山信二農林課長

そちらのほうにつきましては、20ページのほうの修繕料100万円ほど予算を組ませていた
だいております。

その分で、できれば弁といいますか、そちらの機能がうまくいっていないというふう
に地元のほうから聞いておりますので、その分で幾らかでも改善をさせていただければという
ふうを考えて、予算を組ませていただいております。

以上でございます。

江副康成委員

その弁というのは、碑のほうの話の弁でございます、多分ですね。

例えばあさひ新町、蔵上、ああいうところに調整池がございますよね。

ああいうところの水を出すところのゲート、それと、このため池の造りは、全く違いまし
て、これですね。

そういうところで、大きな水はあのゲートで調整するんですよ。

そういうところの理解もなく、こういった安直に何かやるというのは、大変なことにな
ると思いますよ。

その辺りの、県、市のところは、そういったところも踏まえたところ、結局、歴史的とか、
今回の一連の整備の流れをよく考えて、そこまで配慮して地元には説明してもらわないと大
変なことになるから、今回されるにしても、その辺りの入念な対策を合わせてしていただ
けないと大変なことになると思いますので、併せて御答弁いただけますか。

森山信二農林課長

地元のほうにはしっかりした説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

せっかく資料頂きましたので、この指定管理料についていいですか。

21ページ、3,100万円。

まず確認ですけど、この指定管理料は黒字が出ても赤字が出ても変わらないってということで、まずいいですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

原則変わりません。

ただ、今年度と昨年度みたいに、コロナ感染症のような特別な事情があれば別ですけども、原則精算はしないということになっております。

西依義規委員

内訳を見ていただいて、その他っていうのに、1,536万円ってまあまあな金額ですけど、支出の④事業費の、その他、大まかにどういった事業にかかる経費ですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

その他につきましては、消耗品費であるとか、通信運搬費、もろもろの手数料。

あとは物件のリース料とか、入湯税とかの支払いがございますので、そういった租税公課、こういったものが、その他の主なものになっております。

以上です。

西依義規委員

指定管理期間は5年間ですけど、指定管理料は、毎年毎年、お話し合っただけで決めるって言われたんですけど、今回の令和4年度の3,100万円を決めるに当たって、お互いの、指定管理者のほうからの意見とかこちら側の意見とか、どういった議論になったんですか。

例えば、令和3年度の見込みと同じぐらいの金額でしょうけど、その辺の争点となったことはありますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

今回、令和3年度と同額で、令和4年度を計上させていただいております。

補正のときにも説明させていただいたんですけども、現状、なかなかコロナの影響が不透明といいますか、客足も、宿泊、宴会等については、令和元年度の半分以下っていう状態が現状続いております。

ただ一方で、キャンプ場の利用に関しては、そこまで影響が出ておりませんで、1月末現在でも1万人以上の利用がなされております。

今年度、値上げもしておりますので、その分については、収益は増になっております。

そういったコロナの影響とか、キャンプ場増の分も含めまして、現状では、なかなか上げるとか下げるとかの判断が難しいということで、現状、同じ金額でということで、調整をさせていただいております。

西依義規委員

ということは、指定管理者のほうからは、コロナで、開けてもなかなか客足戻ってこないんで、ちょっと上げてくれみたいな意向があったんですけど、こちらとしては、令和3年度で理解していただいたという形でいいですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

基本的にはそのように理解していただいております。

ただ今後、コロナの影響がどうなるか、また、県外自粛とか、時短要請とかが出れば、影響も続きますし、そういうのが出なくてももうコロナの影響で、生活様式の変化等で客足が戻らないということも想定されますので、そういったことも含めてちょっと今後は検討していきたいと思います。

小石弘和委員

先ほど老朽ため池の予算を組んであるというようなことで、池田下ため池の堆積物の調査をするというようなことで予算を組んであったと思うんですけど、一番そこをせんと、結局上から4番目の栓が開かないというふうな形で、結局調査も何もできていない。

これを放置するのか、どうするのか御答弁をいただきたい。

中垣秀隆農林課農村整備係長

ため池の修繕費を計上させていただいております。その中で、先ほどの池田下の部分の修繕と、あと先ほどの、原古賀上のほうの修繕を予定しておりますのでございます。

以上です。

小石弘和委員

その修繕をするというふうなことで理解していいですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

現時点で分かっておりますのが、斜碑の栓の部分、こちらを今計上させていただいております。底碑については、そこをあけた後に、確認をした上で、修繕対応できるかどうかの判断にはなるとは思いますけれども、そういう段階を経て、修繕のほうはやっていきたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

私もこの資料からちょっと聞かせてほしいんですけど、令和元年度ここだけ賃金が何もないやつって何か理由があるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

実績報告に基づいて出させていただいているんですが、基本的に人件費の中に含まれてい

るというような状況になっております。

池田利幸委員

そうだろうとは思ったんですけど、ちょっと確認です。

あと、平成14年から平成17年と、指定管理になった平成30年から令和3年見込みまでなんですけど、結局差額って、ほとんど変わっていない気がするんですけども、御説明の中に指定管理のほうが安くつくっちゃうか、効果的っていう部分で指定管理を選ばれているってことなんですけど、現状、あんまり変わらない気がするんですけど、どうなのかなっていう部分で、どういう見解をされているのかなっちゃうのを教えていただけますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

今、直営のときの平成14年から平成17年を抜粋して出させていただきます。

この時期は直営といいましても実質的に滞在型農園施設の飲食の提供については委託を行っておりました。

この辺の年度につきましては、そこに出ていますように、4,000万円から4,500万円程度の、実際鳥栖市の持ち出しが出ております。

現在、篠原建設さんには平成21年度から指定管理をお願いしているんですが、平成30年度以降を載せさせていただいているんですけども、平成30年度、令和2年度がちょっと——平成30年度については大規模改修で、一定期間運営ができなかったということと、令和2年度については、コロナの影響で、4,000万円を超えるぐらいの金額になっておるんですけども、平成21年度以降は、3,000万円ぐらいで、指定管理料を設定させていただいております。

それからいたしますと、当時の直営のときよりも、鳥栖市の負担は少なくなっているという状況です。

池田利幸委員

今から先も指定管理でやっていく方向性は現時点では、その方向性でいくっていう判断ってことですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

実際、鳥栖市の予算でどれだけ負担しているかっていうことでいいますと、平成21年度以降の負担が少なくなっておりますので、指定管理者で継続というふうに現状では考えております。

池田利幸委員

その中で、指定管理ですけど、今ずっと随契みたいな形で入札の考え方、入札も考えてあるような話は少し聞いたことあるんですけど。

実際、結果的にはずっと随契でやっついてる部分っていうのは、どうされるおつもりですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

指定管理者の選定につきましては、鳥栖市のほうでも指定管理者の指定に関するガイドラインっていうのがございまして、その中で、原則公募となっております。

プロポーザル等による公募はこれまでも検討はしてきて、おっしゃるように最終的には随契というふうになっているんですけども、鳥栖市の方針としては原則公募となっておりますので、今から4年、あと4年残っておるんですけども、それに向けて、原則公募となっているのを踏まえてこの方針については検討していきたいと考えております。

池田利幸委員

補正のときも、齊藤委員も言われましたけど、結局公募をかけても、業者さんが検討している段階で、採算が合わないっていう部分で、手を下ろされてるっちゃうか、手を挙げないっていう現状があるってことは指定管理を受けてもらってるところに負担がかかって、ほかのところじゃ受け切れないものを受けてもらっているような感じにもなりますんで、その辺はやり方自体も考え方っていうのをもう一回整理していただきたいなと思います。

江副康成委員

私も指定管理料3,100万円件でお聞きしようと思いますけれども。

当然、直営のときと、現在、行かれている方の期待というか、過ごし方も全然違っているなというのがよく分かるんですよ。

お金の片足だけから言うと、よくここまで頑張ってもらっているなというふうに、私は積極的に評価しております。

そういう前提で、この中で、ふれあい農園利用料20万円ですか、ずっと大体同じような金額、あるいは下がってきておりますけど、これをもうちょっと拡張しようとか、盛んにしようというような考え方はあるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

現状、利用については正確な数字は今出せません。

実際利用されている割合でいくと、おおむね半分、それから下回るぐらいの農園の利用がされております。

現状、使われていない半分については、荒れてしまっているような状況もございます。

その利用拡大については、現状では、具体的にどうしていこうというのはちょっと思っておりません。

江副康成委員

基本的にふれあい農園って、あそこの決められたスペースを使ってもらおうという形じゃないですか。

今都会の方って、田舎のほうの農業に関心って結構多くございまして、うちの近くも都会の方がオーナーになられておりまして、維持管理というか、労務費っていうか、それをお支払いされて、何回か来られて、自分の田んぼが育っているなという形で、喜ばれて、最後は収穫というか、をしてもらって、それも竿に干して、昔からのそういう形をやられたりして、結構都会との交流が結構あるんですよ。

せっかく鳥栖市の風光明媚なところの一つ、河内のところも、そういう形で、限定された狭い農園をどう利用するかというよりも、河内のあそこの農地がいっぱいございまして、協力されて、そういったところの一つのベースという形、そういう前向きな検討はないんでしょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

確かにおっしゃるように、当時施設が設けられた目的も、都市住民と農家との交流ということが掲げられておりました。

おっしゃるように、そういったことで、施設の利用が伸びることも考えられると思いますので、現状どういったことっていうのはなかなか申し上げにくいんですけども、そういったことも含めて、利用についてちょっと検討していきたいと考えております。

江副康成委員

その部分だけが、どっちかという、農林課で、やられるべきところかなと思って。

そのほかの今回事業収入を伸ばすとかとか、キャンプ場とか、どちらかという観光とか、鳥栖市を売る、農林課はよく補助金とか取られて、整備されて、よく頑張っているなというふうに思うんですけども、もうそろそろ、何か別のところがふさわしいんじゃないかなと、これを見たときに、その農園のところ以外は、農林課ですべきなのかなというふうに思いました。

部長いかがですか、こういうの。

宮原信経済部長兼上下水道局長

現在、栖の宿、市民農園等は農林課で所管をしております。

先ほど来話しがあつております市民の森ですとか、河内ダム、また大山祇神社等々、資源ございますけれども、そういった山村の、山に親しむとか、市民の憩いの場所ということで、農業に親しんでいただくですとか、山に親しんでいただくということで現在のところ、本市といたしましては、農林課のほうで施設等を所管させていただいているというところでございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

同じくキャンプ場ですけど、今このキャンプ場で鳥栖市民と鳥栖市外からの利用者比率っていうのは、分かりますでしょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

大まかですけれども、2割弱が市内、その他が市外で主に福岡県からが多くなっているところでございます。

野下泰弘委員

ありがとうございました。

資料のほうもいただければと思います。

併せて、やはりこれだけの市税が入っていて、市民がやっぱり週末に予約取れないっていうのをすごく聞くんですよね。

やはり、これだけの市税が入っているのであれば、恐らく今、県外の方、市外の方でも料金が一緒というふうになっていると思いますので、市民が優先的に入りやすいといいますか、メリットがあるような価格設定にすべきじゃないかと思いますが、こちらのほうの検討等はいかがでしょうか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

料金につきましては、条例上は市外料金、市内料金を設けております。

ただ、指定管理者さんと協議させていただきまして、指定管理者さんの考えで、市内、市外料金を統一するという事で考えられておりますので、現状は統一の料金となっております。

野下泰弘委員

それはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますので、やっぱり市民優先というか、市税なんで市民優先で、そこら辺もぜひ変えるべきじゃないかなと思いますし、現状の価格でも恐らく、ほかのキャンプ場と比べてかなり安いらしいんですよ。

ですから、もっと市外のほうは上げていいと思いますので、ぜひ御検討お願いいたします。

久保山日出男委員長

質疑はこれでいいでしょうか。

西依義規委員

小石委員が言われたところに戻るんですけど、25ページの市民の森ネーミングライツ事業委託料で、市民の森イベント委託はどこに委託されているんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

すいません、イベントについては、補正のときにもノルディックウォーキングであるとか、いろんな種類のイベントをさせていただいているんですけども、すいません、今どこに委

託しているかまでは手元に持っておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

西依義規委員

ノルディックウォークをする、スポーツ何たら協会とかいうイメージでいいですか？個別に委託されて、イノシシはイノシシの猟をする人達とか、どういうふうな形で委託——イベント会社に丸委託じゃないんでしょう？

楠和久農林課長補佐兼農政係長

すいません、確認して答弁させていただきたいと思います。

西依義規委員

もう一個。

先ほど野下議員のを、もう一回聞かせてもらっていいですか。

市内と市外で指定管理者の方が同一料金になっているという、キャンプ料の話。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

現状、栖の宿の料金につきましては、条例上は市内料金、市外料金を設けております。

それにつきましては、キャンプ場に限らず、宿泊、休憩とかも設けておるんですが、宿泊等についても実質の運用としては、市内料金、市外料金の区分はされておられません。

実際されているのが、テニスコートについては、市外、市内で料金を区分されています。

ほかの施設宿泊、キャンプ場も含めてですけれども、統一の料金で運営をしていただいております。

この料金につきましては、条例の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて、料金を決めるとなっておりますので、条例の範囲内で指定管理者が、その利用料を鳥栖市の承認を受けるわけですけれども、決めていくということになっております。

西依義規委員

じゃあ条例では差をつけているけど、実際、指定管理者は市外の方を下げ、市内と同じ料金にしているってことですか。

どういう——同じにされているか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

当然、市内の方と市外が同じになっていますので、基本的には市内料金に合わせた料金設定にされているところでございます。

西依義規委員

もちろん指定管理なんで、民間の方が範囲内で自由にするのを理解できるんですね。

けど、本来鳥栖市が行うサービスの目的が、例えば市外の観光客誘致とか交流人口という目的であれば、十分それは考えられると思うんですね。

ただ、その市民サービスの一つとしての位置づけがもしあったとすれば、そっちの目的には使いにくいということは、ちょっと逸脱すると思うんですけど、今のこの栖の宿、今度甲議案が出るか分かりませんが、それによって、例えば市は、指定管理者にそこはもうちょっとどうにかしてくださいよっていう指導等ができないんですか。

それとも、もう指定管理者の市外も同じ料金ということに市として納得されているんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

指定管理者さんが料金を設定する際は、先ほど申し上げましたけれども、市の承認を受けてということになっておりますので、そういった料金の設定については、協議の中で決めていくということになると思います。

西依義規委員

できたらある程度枠をつくって、そうせんと、もうそれは自由競争ではやっぱり、税金の、さっきの野下議員がおっしゃったような3,100万円の指定管理料の中に……。

私、一般質問で言いましたけど、八戸に行ったんですよ。

スケート場を指定管理で。

あそこは7,000時間の利用料のうち3,500時間を市が買い取っているんですよ。

その代金として年間1億円の運営料払っているんです。

それぐらい、しっかり市民の3,500時間を確保しているんですよ。

だから、その指定管理も、ただ設けてください、運営してくださいってじゃなくて、市民が使う、ある程度時間数なり日にちを担保にせんと、ちょっと議会として納得いかない方向になりますけど、何か協議とかできますか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

そこは毎年というか、協議をさせていただく場がございますので、そういった意見も踏まえて、協議はさせていただきたいと思います。

久保山日出男委員長

時間もありませんけど、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

続きまして、甲議案等がありますけれども、録音の関係の不具合がございますので、暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩



午後 2 時 29 分開会

久保山日出男委員長

再開します。



議案甲第 8 号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第 8 号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二農林課長

それでは、議案甲第 8 号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案の 84 ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、鳥栖市地域休養施設及び鳥栖市滞在型農園施設を平成 29 年、30 年度の 2 か年で両施設が連絡通路で一体の施設となったことから、両施設を統合し、新たな施設名栖の宿に変更し、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の 84 ページから 87 ページになりますが、鳥栖市条例案新旧対照表の御確認をお願いします。

もともとございました、鳥栖市地域休養施設条例を廃止いたしまして、鳥栖市滞在型農園施設条例を、栖の宿設置条例として、一部改正をさせていただいております。

条例の第 1 条に、青少年等の健全な育成を追加させていただいておりますが、これは、河内にごございました社会教育施設の廃止に伴い、平成 30 年 4 月に既施設に目的が追加されたものでございます。

2 条、3 条につきましては、施設名の変更に伴うものが主な改正点でございます。

次に、85 ページの別表第 1 の 1 の (3)、部屋を占有する場合の 1 時間当たりの使用料につき

まして、下の2、施設の使用料が異なっていたため、今回の改正で統一した料金と改めさせていただきます。

なお、この条例の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますけど、御説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

もう条例改正する前から、ずっと栖の宿って使われていますよね。

で、85ページも書いてあるんですけど、結局さっきと一緒になんですけど、条例改正しますってということで、統一します、例えば研修室、市内居住者及び会員1,000円、市外居住者1,300円ってなっていますが、結局は1,000円にするってことなんですか。

現状でいったら、条例改正はこれでやるけど、指定管理者と協議の上、最終的にはこれ、決まった後でも、市外も市内も1,000円でやりますってことになるんですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

実際、改正案のほうが、もともとの地域休養施設の市内料金になっております。

で、今の地域休養施設、滞在型農園施設でそれぞれ実際は料金がこの範囲内で、部屋の大きさに応じて違うんですけども、今回、条例改正しますが、現行の料金は変更がございませんので、議員おっしゃられるように統一された料金となります。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

西依義規委員

これ以上取ってはいけませんって条例ということですか。

楠和久農林課長補佐兼農政係長

指定管理者が料金設定する場合は、条例の範囲内で設定するとなっております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

ないようでしたら、質疑を終わります。



議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二農林課長

それでは、議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案の88ページをお願いいたします。

鳥栖市火入れに関する条例は、森林法の第21条の規定によるもので、目的が開墾準備、焼き畑、採草地の改良等に限定されたものとなっております。

この条例改正につきましては、申請の手続における書面の押印を不要とするために、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案の88ページの申請様式の殿を様に改め、印を削除し、火入れの従事者の性別を削除したものでございます。

この条例の施行日は、先ほどと同じく、令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますけど、御説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、農林課及び農業委員会事務局に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩といたします。

午後2時35分休憩



午後 2 時39分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



商工振興課

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

これより商工振興課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

令和4年度一般会計当初予算中、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料27ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款22諸収入、目1から目5まででございますけれども、市内の中小事業者向けの貸付制度に伴います各金融機関への預託金の元金及び利子を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料29ページをお願いいたします。

款5労働費のうち、節20貸付金についてでございますが、労働者向けの生活資金融資のための労働金庫への預託金でございます。

次に、款7商工費、目1商工総務費の主なものについて申し上げます。

経済部長及び商工振興課職員12名分の人件費でございます。

次のページ、委員会資料の30ページをお願いします。

目2商工業振興費のうち、節12委託料でございますが、市内工業団地の管理委託料と、鳥栖市創業支援相談業務委託料、サンメッセ鳥栖1階に設置しております鳥栖市産業支援相談室、通称鳥栖ビズの委託料でございます。

委員会資料の31ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについて、次のページ以降に資料をつけております。

飛ばしまして、節20貸付金についてでございますが、例年同額の3億3,800万円を計上しております。

商工中金1,300万円、佐賀東信用組合2,500万円は、市内の中小事業者及びその構成員に対します事業資金融資の原資としてそれぞれ預託するものでございます。

また、市小口資金融資預託金の3億円についてでございますが、この制度の原資といたしまして、市内の各金融機関に預託するものでございます。

委員会資料の32ページをお願いいたします。

企業立地奨励金について御説明いたします。

市内に事業所等の新設、増設などを行った進出企業に対する奨励金でございます。

今回、6社に対しまして2億1,042万5,000円を交付するものでございます。

6社の内訳を申し上げます。

固定資産税相当額を3年間、キャッシュバックするものでございますけれども、まず1年目、昭栄化学工業、奨励金約6,300万円でございます。

2社目が、これも1年目でございますが、株式会社カシワ、製造業を行っているところでございますけれども、これが約400万円でございます。

それぞれ2年目でございますけれども、東洋新薬、こちらが約5,200万円でございます。

同じく2年目でございますが、大石膏盛堂、こちらが約2,450万円。

同じく2年目でございますけれども大石ホールディングス、約1,600万円。

それと3年目となりますが、アイリスオーヤマ、こちらが約5,100万円。

以上、6社でございます。

次に、雇用奨励金でございますけれども、これは事業所等の新設や増設によりまして、新規に市内居住者を雇用した人数に対しまして、1人当たり20万円を交付するものでございます。

今回1社に対しまして460万円を交付するものでございまして、対象の1社につきましては、先ほど企業立地奨励金でも申し上げましたところと同じ昭栄化学工業、23人の雇用でございまして、掛ける20万円の460万円となっております。

33ページをお願いいたします。

新規でございますけれども、オフィス環境整備費補助金といたしまして、今年度から新設されました佐賀県のオフィス環境整備費補助金、この承認を受けた事業者に対しまして、本

市からも同様に補助金を上乗せする形で交付をするものでございます。

補助対象者は、県の事業承認を受けた民間事業者、補助対象経費は、オフィス物件の新築または既存物件の取得改修に要する経費といたします。

補助率でございますけれども、3分の1、上限500万円といたしております。

事業期間につきましては、県事業に合わせまして、令和6年度までというふうにいたします。

なお、県事業に関しましては、御手元にお配りをしております県事業のチラシ、A4縦のチラシが御手元にあるかと思っておりますけれども、タブレットのほうにも配信をさせていただいておりますところですが、企業誘致、賃貸オフィスを整備する事業者を募集していますということで、佐賀県のチラシでございますが、この表紙の青い部分に整備内容っていう欄がございますが、Aのほうが整備費の3分の1、最大で2,500万円の補助。

Bのほうが整備費の10分の1、最大で1,000万円補助となっております、このAとBの違いにつきましては、この県の補助制度に上乗せをする市町に対しては、Aの整備費の3分の1、2,500万円補助っていうのが適用されます。

事業者に対しましてですけれども。

何も上乗せをしないよという市町ですと、Bの10分の1、最大1,000万円という補助にとどまります。

ですので、オフィス整備をする民間事業者の支援ということもございまして、本市も3分の1、500万円を上限として上乗せをすることによりまして、県費のほうも、Aの整備の3分の1、最大で2,500万円取れるということになりまして、県費としては合わせまして、最大で3,000万円という形になります。

補助金制度を市が設けなかった場合には、1,000万円しか補助がなされないという形になっております。

34ページをお願いいたします。

事業者感染防止対策支援事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染対策に必要な経費の一部を補助するものでございます。

事業費についてでございますけれども、これまで商工振興課のほうで実施してまいりました、3密対策支援事業、令和2年度、令和3年度と2年間事業を実施してきております。

その中の消耗品に限って、今回補助をしていくわけですが、これまでの3密対策の実績を踏まえ勘案しまして、260件というのを件数としては想定をしております。

260件の想定は、1年間で出てくる想定件数は260件相当というふうに思っております、ちなみに、令和2年度の3密対策の実績で申し上げますと、令和2年度208件、令和3年度、

まだ途中でございますが、2月末現在で181件でございます。

ですので、260件相当の予算をもっておけば、足りるんじゃないかなというふうに思っております。

補助率は、5分の4、上限4万円といたします。

見込みの件数、それから、補助対象期間及び申請期限を9月末までといたします。

約半年ですね。

9月末までといたしまして、なお予算に達し次第終了という広報を行います。

それは第7波が想定をされる中で、市内の事業者に感染対策に関して早期の準備を促してまいりたいということを考えておりました、9月末まで予算に達し次第、終了という広報で、早期の準備を促してまいりたいというふうに思っております。

もちろん、予算に達しなかった場合には、延長も検討をしたいというふうに考えております。

35ページをお願いいたします。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、市小口資金融資制度に基づく中小事業者への融資に係る保証料、これを全額負担するものでございます。

節27繰出金につきましては、産業団地造成特別会計へ繰り出すものでございます。

委員会資料の36ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明いたします。

新鳥栖駅観光案内事業補助金、観光イベント推進補助金、観光コンベンション事業補助金に関しましては、市内への誘客、それから観光イベントの開催及び観光振興のため市観光協会へ補助するものでございます。

37ページでございますけれども、観光イベント推進補助金といたしまして内訳を掲載しております。

コロナ禍で、ここ2年できなかつたりしておりますけれども、できましたら、例年どおり、山笠、まつり鳥栖などのイベントの開催ができればいいというふうに願っております。

以上、一般会計の説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

最初に、令和4年度の商工振興課の総予算額。

それから、先ほど御説明ありました企業立地奨励金及び雇用奨励金の交付、これ表に表していただきたいと思っております。

雇用奨励金と、企業立地奨励金の社名と金額というようなことで、ひとつよろしくお願ひ
します。

以上です。

久保山日出男委員長

今の件、すぐ出せる？

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

それでは、商工振興課の予算のことについてだけ御答弁させていただきます。

まず、款5の労働費、こちらが8,627万9,000円になっております。

それと合わせまして商工費、これが8億877万円でございます。

合わせまして、8億9,504万9千円でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

企業立地奨励金の資料に関しましては、後ほど御提出をしたいと思いますがよろしいでし
ょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

企業誘致賃貸オフィスですけど、わざわざ資料をつけて手持ちの資料まで頂いているんで、
かなり肝煎りじゃないですけど、県からもプッシュあっているのかなあと思いながらですけ
れども。

これってそういう企業誘致用の賃貸オフィスの会社に対しての補助ってことですよ。

I T企業さんが入る箱を造っているところへの支援っていうことでよかったですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そうでございます。

池田利幸委員

その中で、いろんな場所、新築もあれば、改修、取得もあるんでしょうけれども、もともと
と鳥栖の中で鳥栖駅周辺と、あと新鳥栖駅周辺が、今までもそれは都市計画課で答弁とか、
一般質問とかの中で答えてきてある部分ではあるんですけど、位置づけ的には、観光ビジネ
ス、I T系の企業の誘致ってもともと新鳥栖駅周辺で鳥栖市としてずっと言われていた部分
があると思うんですけど、そういう市庁舎内の連携っていうか、これが出てきたことによ
って、都市計画課とかそういう部分との連携取りながら、企業誘致っていう部分で、どう
持っていこうという話はされているものですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

池田議員おっしゃられるとおり、都市計画課のほうとは特に、新鳥栖駅周辺につきましては、地区計画制度を用いて、こういうビジネス系の開発を促したような意向を聞いておりまして、ぜひ、そこに合わせて、このオフィス物件の補助、これ令和6年度までの時限的なものになっておりますけれども、こういったものも活用して、合わせてPRできればというふうに考えて、連携をして行っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

本当に、せっかくこういうのが出てきている鳥栖市だけで金を出すんじゃなくて、県とかも金出してっていう部分で、にぎわい創出、ある意味にぎわい創出っていうか、そのオフィスによる人の流をつくるっていう部分で、しっかりとそういう新鳥栖駅の辺り、鳥栖駅の前もそうでしょうし、その部分で誘致っていうのを、これ多分単純にPRをしっかりとしないと、できないんじゃないかなと、これ、企業さんはそういうところに飛び込んでくるんでしょうけど、

読ませてもらっていたら、入るのはIT系企業しか入れませんよという縛りとかもある中で、IT系の企業さんの誘致を念頭に持っとかないと、新しくビルも建たないだろうし、活性化にならない、簡単には行かないような気がするという部分で、PRっていう部分も、商工振興課さんで十分に考えていただいてやっていただければいいなと。

これがまた起爆になればいいなと思いますので、よろしくお願いします。

江副康成委員

30ページの企業誘致アンケート調査50万円。

それをもうちょっと、どういう形で進められているのか教えてもらっていいですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

この企業誘致のアンケート調査につきましても、実は来年度、新たな取組として行うものになっております。

まさに先ほど池田議員からも御質問ありました、IT系の企業を対象として考えておりまして、なかなかIT系の企業っていうのが、製造業とかの大きな企業であれば、四季報とか、上場企業とかであれば会社の情報というのが分かるんですけども、IT企業というのはなかなか、そういった外に出ている情報が少ないというところもありまして、まずそういった信用調査会社に企業リストアップを、まずしてもらいます。

それから、最初のコンタクト、電話等による鳥栖市、九州とかに立地の可能性があるかっていうところを、アンケートをしていただいて、少し興味があるっていうところに対して、

我々、商工振興課の職員でアプローチをかけたいということで、今回、新規で行おうと思っております。

江副康成委員

ありがとうございます。

ぜひ積極的にやっていただきたいなと思うところがございます。それで、産業労働部の企業立地課じゃなくて、そのお隣、産業労働課のほうが、どちらかというとDXとか、そういうIT関係のことを一生懸命進められておまして、私も最近ちょっとお話する機会がありまして、東のほうは満ち足りているのかなと、あんまり話が来ないという話がありまして、ぜひ信用調査もいいけど、県も一生懸命されていますの、そことも連携を取っていただきたいということが要望としてありますけど、いかがですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

江副議員からは一般質問の中でも御紹介があったと記憶しております。

私も見に行ってみたいなというふうに思っております。そういったところとも十分連携を図りながらやっていきたいと思っております。

江副康成委員

それと企業立地奨励金ですね。

昭栄さんとか、大石膏盛堂さんとか、アイリスオーヤマさんと、非常に鳥栖の中で地域に貢献されている大きな企業さん、そういうところも新規拡張、そういったところのタイミングで、再度、設備投資していただくことは、より鳥栖市に腰をしっかり据えて、頑張っていたらいいんだらうなというふうに思っておりますよ。

そういったところの企業アンケートもやれるのかなと思ったけど、そっちのほうは特になんかということですか。

この企業誘致アンケート調査というのは。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

今回令和4年度の予算で上げている、この企業アンケート調査っていうのはあくまでも新規の企業、IT企業を中心とした企業をターゲットとして今考えております。

江副康成委員

それで、2億1,502万5,000円、一般財源でやられておりますよね。

当然、企業さんが来ていただければ、法人市民税及び固定資産税等が、入りとして入ってくるわけだから、そういったところの期待、利益とにらみ合わせて、もっともっと積極的にやれるのであれば、もっと大きなものを取れるのであれば積極的にやっていただきたいという要望で終わります。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

37ページの観光イベント推進補助金の部分ですけど、事業内容を打ち出して、金額を書いているんですけども、令和3年度も4年度も基本的に一緒の額の予算立てですよ。

これ全部のイベントは行われていないですよ。

その分で、イベント補助金として観光コンベンションに出されている補助金だと思うんですけど、行われなかった分のお金っていうのは、戻ってくるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

イベント等、コロナ禍で実施せずに中止されたものについては戻してもらっています。

池田利幸委員

戻ってくる分と新たに予算立てっていう部分で、やらなかった分は、基本的には戻ってくるんですよっていうことですね。

分かりました。

ありがとうございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

30ページの創業支援相談業務ですけど、そもそも発端はどこから出てきて、事業をして今年目ですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

こちらの事業について始まったのが、いわゆる人口戦略ですね、地域創生の人口戦略の計画に基づいて事業を行わせていただいております。

鳥栖市において、人口を増やす上では、働く場所をつくっていくのは必要だといった観点の中で、創業の拠点となる産業支援相談室を設立させていただいております。

事業の開始時期といたしましては、平成28年度から始めているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

もう5年以上して、この事業自体の効果。

ホームページ見て、いろんな受けられた方々の顔とか見たんですよ。

これは人件費相当でしょうけど、ずっとやっていて、効果がずっとあるのかなって少し疑

間があるんですけど。

徐々に浸透していつているのか、だんだん問合せが減っているのかっていう、その辺の傾向はどうですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

実績数を申し上げますと、令和2年度で、総相談件数が311件。

これが令和3年度になりますと、相談支援件数が328件ということで、若干ですけど増加をしております、そのうち、新たに創業をされた件数が、令和2年度が8件。

令和3年度が12件ということで、効果はあるものというふうに認識をいたしております。

西依義規委員

先ほど小石委員から商工振興課の総予算の御質問があっていたんですけど、私もそういう面から観光費だけをちょっと見たんですね。

観光費は昨年が4,238万円で、今年3,554万円で680万円減っているんですよ。

鳥栖市が観光に対する力の入れ方が余らないというのは重々分かっているんですけど、それでもまだ減らすっていう、何か減った原因があるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

こちらについては、令和3年度でございますけれども、令和3年度にとんぼ公園の池のしゅんせつ工事をさせていただきまして、こちらについてが、400万円程度。

さらにあと、災害で、御手洗の滝の倉庫が、倒木があって、壊れたんですよ。

その倉庫についてが200万円程度ということで、具体的な観光施設の復旧工事費の減が、今回の主な要因でございます。

西依義規委員

今度、当委員会の所管でも観光をちょっと増やしてやっていこうかなと思っているんですけど、例えば、観光コンベンション協会の在り方とか、もっと力を入れようとか、もっと市の直営戻そうとか、そういう鳥栖市としての観光——例えば、予算からいうと、観光コンベンション事業補助金954万7,000円ですけど、これは人件費相当ですよ。

観光コンベンションさんから新たにこういうことしたいんで、もっと補助金をとか、委託をくれみたいな、そういったお話ってあるんですか。

当初予算をつくっていく段階で、それとも、もう例年どおり、人件費の額ですよみたいな話になるのか。

その辺のお話ってあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課のほうには例年どおりでお話が、観光協会のほうからありますけれども、観光

協会のほうはよく西依議員がおっしゃられてある、ふるさと納税関係とかがあって、そういった自己資金をもとに鉄道フェスタをやられたりとか、そういった企画をやられたりしておりますので、商工振興課のほうに、新たにこういうイベントをやりたいからってという提案はなされてはいない状況でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

[発言する者なし]

ないようでしたら、これで質疑を終わります。



議案乙第12号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第12号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

次に、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。

委員会資料38ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款1 県支出金につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴う県の負担金でございます。県と市、それぞれ2分の1を負担することになっておりますので、その分の県負担金となっております。

款2 繰入金についてでございますが、先ほど申し上げた一般会計からの繰入金でございます。

委員会資料の39ページをお願いいたします。

款5 市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴う市債でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料の40ページをお願いいたします。

節7 報償費でございますけれども、こちらにつきましては、農地法違反の是正並びに開発、農地転用申請及び用地買収における権利関係の取扱いについて、弁護士、司法書士のほうに

法的見地から意見を頂くものでございます。

節12委託料でございますけれども、事業用地内の草刈りに要する委託料でございます。

節14工事請負費でございますが、これは県道中原鳥栖線の道路改良事業に合わせまして、東部工業用水と下水道の取り出し管の埋設工事を実施するものでございます。

節16公有財産購入費についてでございますが、こちら、去年の8月に売買契約をいたしました1筆につきまして、現在、地権者側で賃借権を外していただく必要がございますけれども、今年度中に外れておりませんので、用地代のお支払いは、1円もしておりません。

権利を外していただくことが条件とした売買契約となっております。

農転も条件ですけど、なっておりますして、用地代の支払いは権利を外してもらわれていないので、行っておりません。

なお、その用地代の予算でございますけれども、この予算につきましては、令和2年度の繰越し予算を充てております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、権利が年度中に外れないということでございますので、その予算については、未執行といたします。

予算は執行いたしません。

その代わり、それがもとで売買契約を解約するとなつてはいけませんので、売買契約を4月1日からも継続させるために新年度に改めて同額を計上するものでございます。

1筆の分の土地の買収額の同額を計上するものでございます。

権利が外れた暁にはお支払いのに移っていくということになるかと思っております。

次、節18負担金、補助及び交付金でございますけれども、これも県道中原鳥栖線の道路改良事業に合わせまして、新産業集積エリアのための水道管の埋設、上水ですね、その埋設と県道にエリア側へのアクセスのための、右折レーンを設置するための負担金でございます。

なお、水道管は、市の上下水道局へ、県道右折レーンは東部土木事務所へそれぞれ負担金として支出するものでございます。

資料を、ペーパーで別途提出をしておりますので、御覧いただけますでしょうか。

建設経済常任委員会参考資料、新産業集積エリア整備事業の県道関連工事についてということで、おつけをしております。

新産業集積エリアの、御承知のとおり、南側に県道中原鳥栖線が東部土木事務所の事業主体によって、拡幅整備事業が行われております。

その県道拡幅工事に合わせまして、東部工業用水、青のラインで入れておりますけれども、ちょうど拡大位置図の真ん中より若干右側ですけれども、東部工業用水をエリアの敷地内に引き込むための取り出し、それと赤い横のラインが下水道の排出先となります取り出し工事。

赤のラインでございます。

それと横に、緑色のラインを入れておりますけれども、県道の歩道になりますところの直下になりますが、歩道部分の下に、水道管を埋設するものでございます。

それと黄色といいますか、オレンジがかったところで色づけしておりますのが、新産業集積エリアの入り口へのアクセスとなる右折レーン。

この部分の道路工事の部分となっております。

県道工事と合わせて実施いたしますのが、佐賀県のほうは国の交付金を活用して、社交金を使って事業を実施しておりますけれども、舗装をしましたらある一定年数掘り返しができないということでございますので、舗装をする前に埋設を、手戻りがないように、埋設を行うものでございます。

委員会資料のほうに戻っていただきまして、節21補償、補填及び賠償金についてでございますけれども、こちらにつきましては、事業用地内に農地法違反状態となっている農地がございます。

そのため、地元の生産組合に農地賦課金の損失が発生しておりますので、その損失相当額を補償するものでございます。

ちなみに、事業用地内の生産組合につきましては、2つ町区がございまして、幸津町、それと儀徳町でございます。

幸津町の実業組合に対しましては、賦課金35万4,350円。

儀徳町が一部飛び地でございますけれども、こちらの付加金が、2万1,200円という内訳になっております。

委員会資料の次のページにつきましては、先ほど御説明をいたしました内容の主要事項説明書となっております。

次のページ行っていただきまして、委員会資料の42ページをお願いいたします。

42ページ、款2公債費についてでございますが、こちらにつきましては、地方債の元金と利子の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけど、報償費の100万円。

弁護士及び司法書士の謝金。

これは令和2年度にも出されておったんですけど、これずっと続くわけですか。

それから、最終的に取り出しとか、下水関係の完成後の工事、受益者負担というようなことが出てくるわけですか。

以上です。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず、報償費でございますけれども、こちらにつきましては、農地法違反の是正が完了すれば、一定終了すると思っておりますし、あと、残る1筆の権利関係が定まっていない用地がございますけれども、その買収につきましても、終了すれば、その後、こういった報償費については必要ないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、受益者負担金につきましては、受益者負担金が発生してまいります。

その受益者負担金につきましては、立地をするであろう企業のほうに受益者負担金はお支払いをしていただくことになろうかと思っております。

小石弘和委員

同じく平米数の450円で理解していいかな。

それから、例えば、報償費100万円で足りているか。

まだ令和3年度の決算が出ていないと思うけど、大体どのくらいかかっているか。

司法書士謝金とか。

分かりましたら、お答えをいただきたい。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

まず、受益者負担金の単価についてですけれども、一般と同じように平米450円という単価になると思っております。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

報償費の件ですけれども、令和3年度につきましては、謝金のほうは十分足りている状況でございます。

実際、今のところ使っている金額が十数万円程度になります。

小石弘和委員

令和3年度は要するに十数万円しかかかっていないと。

100万円組んでいるんでしょう？今年も十数万円なら100万円は多いんじゃないかな。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

実績としてはそういった金額で収まっておりますけれども、法律相談とかいうことで、先ほど香月が申し上げた金額というのは収まっておりますが、例えば、こちらに出向いていただいってもらって、実際、会議の中とかで、法的見地を述べていただくとか、出先のところで、

そういったお話をさせていただく必要があるケースの場合が、そういった出張料というか、そういったものを見越した上で、足りないことにならないように予算を組んでおります。

実績といたしましては、先ほど申し上げたとおり法律相談が今のところ主でございますので、実際、事務所に伺って、30分幾らという形での実績でしかございませんけれども、必要があれば、市役所のほうに来ていただいて、お話をさせていただくとか、そういったことの出張旅費等も含めた予算で計上しております。

小石弘和委員

よく分かりました。

結局、今はまだ100万円かかっていないと。

結局かかるであろうから、100万円令和4年は予算を組んでいると。

そして、令和3年度の分は結局不用額として出すというような形になるわけですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういうふうになります。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

確認ですけれども、先ほど説明あった乗り入れ部って書いてあるんですけど、先日一般質問で藤田議員が資料で出しました、3分割にするというところの、中央の線のところは乗り入れ口になるっていうことで理解していいですか。

それとも藤田議員のやつは偽物？

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

藤田議員がお配りになられた資料と同じ位置でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

まず今年度、事業として始まるってというのは、基本的には水道管工事とか、その乗り入れ口って部分だけってことですよ。

何かそこから先に進むわけではないですよ。

事業としてやるのは、この資料にあるこの部分だけってことですよ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

当初予算で計上しておるのは、主に県道改良事業に合わせた工事ということでございます。以上です。

池田利幸委員

それこそ、藤田議員が一般質問でされていた、3工区に分けた事業計画、新しく私が入った委員会では聞いていないんですけど、3工区にする案っていうのが、現実に今もう進んでいるっていうことですか。

委員会に御説明は今までされたことがあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

最初に実施設計を行っているときは、一括造成で行っておりますが、小石議員とかは御存じかもしれないんですけど、平成30年度に分割造成で実施設計を行っております、(発言する者あり)

久保山日出男委員長

挙手して質問して。「そのまま説明続けてもらっていいです」と呼ぶ者あり)

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

4分割っていうのは、分譲する案が4分割であって、造成する設計を平成30年度に出しているんですが、その造成の工区分け、それは3分割で実施をしております。

先ほど4分割って言われたのは、売るときに区画割をおっしゃってあるんだと思います。

以上です。

池田利幸委員

ということは平成30年の段階で工区は3工区に分けて工事する案というのはもう示していたっていうことでいいんですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

平成30年度に行った設計の中で検討をいたしまして、その後、御提示とかはしておりません。

池田利幸委員

分かりました。

藤田議員の一般質問を聞きよって、もう既に3工区案で進めています、の答弁というか、やり取りに聞こえたんで、そうであるならば委員会でやっぱり示してもらわんといかん話であって。

そこをすっ飛ばして進んでいって、一般質問でやっていますっていう話だったら大問題だよなっていう部分があったんで、その部分をまず御確認させていただきました。

あと42ページの歳出で、公債費、既に元金払いが始まると思いますけれども、令和4年度で1億7,657万4,000円。

それに伴って、利息で648万円っていう部分が、実際始まってくる分の半分は県のほうが持

ってくれるっていう部分の、歳入の県の9,154万3,000円っていうことによろしかったですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

分かりました。ありがとうございます。

何よりも、いろいろやはり進むか、進まないかっていう……

久保山日出男委員長

ほかに。（「まだしゃべっています」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

池田利幸委員

意見している途中だったんで、ずっと。

何でも前に進めるっていう部分で、中でもお互いの理解がないと、やっぱりできん部分がありますし、その工区の部分にしても、何にしても、御説明を、今後のスケジュールっていうのはしっかりと示していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 28 分 休憩

〰〰

午後 3 時 38 分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

上下水道局

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局で所管をしております予算の主なものについて御説明をいたします。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費、節11役務費につきましては、浄化槽関係事務連絡用切手等の購入額を計上いたしております。

節18負担金、補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金につきましては、5人槽1基分を、浄化槽維持管理費補助金につきましては、47基分の額を計上しているところでございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

浄化槽の数、さっき維持に47基と言われたけど、全体で、鳥栖市で稼働している浄化槽ってどのくらいあるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

下水道区域内も含めてっていうことでよろしいでしょうか。

今把握しているのは、500基程度、合併浄化槽があるように聞いております。

久保山日出男委員長

ほかに。

ありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きます、議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算について御説明をいたします。

最初に別冊となっております、桃色の表紙の令和4年度水道事業会計予算書から御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条で業務の予定量を定めております。

給水戸数につきましては、前年度から700戸増の3万2,500戸。

年間総給水量につきましては、前年度比0.6%増の752万3,000立方メートル。

1日平均給水量につきましては、2万611立方メートルを予定しているところでございます。

第3条で収益的収支を、2ページの第4条で資本的収支を定めております。

詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

第6条で起債の目的や限度額等を定め、令和4年度の起債限度額を5億3,900万円としております。

5ページをお願いいたします。

第7条で、一時借入金の限度額を6億円と定めております。

第8条で流用することができる項目として、営業費用及び営業外費用間の流用と定めております。

第9条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めております。

第10条で、棚卸資産の購入限度額を2,660万8,000円と定めております。

続きます、予算書に関する説明書でございますが、8ページから11ページの予算実施計画は、後ほど別途資料で御説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお願い

たします。

令和4年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。

13ページの下段になりますが、資金期首残高に対して、2,885万8,982円増加して、資金期末残高は16億9,587万1,923円となっております。

14ページをお願いいたします。

水道事業の職員25名分の給与費明細書でございます。

項目ごとに、職員数、金額等を記載しております。

20ページをお願いいたします。

令和4年度以降の支払義務発生予定額を設定しております、債務負担行為に関する調書でございます。

22ページから26ページまでは、令和4年度の予定貸借対照表でございます。

資産合計及び負債、資本の合計はそれぞれ158億2,861万5,200円となっております。

28ページ、29ページには前年度分の予定損益計算書を30ページから、35ページにかけては、前年度末の予定貸借対照表を記載しているところでございます。

お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。

タブレットのほうをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

最初に令和4年度の事業概要について御説明をいたします。

現在、令和11年度までを計画期間とする鳥栖市水道事業ビジョンに基づき、事業を進めているところでございます。

令和4年度につきましては、主なものとして、4つの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目の事業は、配水管の更新工事を実施するものでございます。

本年度は、蔵上町、原古賀町、元町などで施工を予定しており、事業費は、工事請負費3億6,579万8,000円を計上させていただいております。

次に、2つ目の事業は、平成30年度から事業に着手しております導水管更新工事でございます。

この事業は、安楽寺の水源地から原古賀の浄水場まで原水を送る導水管を延長約5キロメートルで布設する事業でございます。

本年度は、真木町、蔵上町及び原古賀町で施工を予定しており、事業費は、工事請負費2億2,917万8,000円を計上しております。

工事予定箇所につきましては、4ページをお願いいたします。

配水管更新工事の予定箇所を図示したものでございます。

赤く着色した箇所が、令和4年度の実施予定箇所、延長約590メートルの施工を予定しております。

また、赤丸の箇所につきましては、令和4年度に配水管を埋設するために必要な用地買収を予定しているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

導水管更新工事の予定箇所を図示したものでございます。

赤く着色した箇所が、令和4年度の実施予定箇所、延長約490メートルの施工を予定しております。

赤丸の箇所が、令和4年度に、導水管を埋設するために必要な用地買収を予定しているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、次に、3つ目の事業でございます。

水道施設全体の更新事業による重要度、優先度を踏まえまして、実施するアセットマネジメント施設更新工事でございます。

本年度は、浄水場の天日乾燥床などの老朽した施設の改修及び改造工事を予定しており、事業費は工事請負費1億8,619万7,000円を計上しております。

最後に、4つ目の事業は、近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の水道における市民への影響を踏まえ、安楽寺水源地の浸水対策に取り組むものでございます。

本年度は、水源地の耐水化実施設計業務を委託することを予定しており、事業費は委託料4,483万6,000円を計上しております。

以上が主要事項の説明となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

まず、収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益の水道料金につきましては、令和4年度の業務の予定量で算定した額を計上しております。

目、加入金につきましては、給水装置の新設または改造等の工事申込みによる加入負担金の見込額を計上しております。

目、受託工事収益につきましては、開発行為、雨水整備等関連の受託工事収益を計上しております。

目、その他営業収益につきましては、給水装置工事申込みに係る設計審査、工事審査手数料及び消火栓維持管理に係る一般会計負担金等の雑収益を計上しております。

次に、項、営業外収益、目、受取利息及び配当金につきましては、預金及び有価証券等の利息を計上しております。

目、消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、消費税等の還付金の見込額を計上しております。

目、長期前受金戻入につきましては、費用側の減価償却費と同様に、その財源についても繰延べて収益化するものでございます。

7ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明をいたします。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費の委託料は、浄水場の運転管理業務委託料、機械設備等の保守点検委託料及び水質検査委託料が主なものでございます。

修繕費は、機械電気設備及び水質分析機器等の修繕費でございます。

動力費は、浄水場及び水源地の電気料でございます。

薬品費は、粉末活性炭等の水処理に要する薬品や水質検査用の試薬の購入費でございます。

負担金は、ダム等の施設管理費負担金が主なものでございます。

目、配水及び給水費の委託料は、給排水管修繕当番委託料、水道施設管理システム保守点検業務などが主なものでございます。

修繕費は、主に給配水管の修繕費でございます。

路面復旧費は、配水管布設工事後の道路舗装工事費でございます。

動力費は、北部中継ポンプ場の電気料でございます。

目、業務費の委託料は、検針業務委託料及び検定満期の量水器取替え業務委託料が主なものでございます。

修繕費は、検定満期の量水器、ハンディターミナルに係るものでございます。

目、総係費の委託料は、新庁舎の整備に合わせ過去文書のPDF化業務委託料などが主なものでございます。

目、減価償却費につきましては、構築物や機械及び装置などの固定資産等の減価償却予定額を計上しております。

目、資産減耗費につきましては、配水管布設替及び水道施設更新に伴う固定資産の除去費でございます。

8ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等の償還額を計上しております。

項、予備費につきましては、前年度同額を計上しております。

次に、資本的収支の主なものについて御説明をいたします。

款、資本的収入、項、企業債につきましては、配水管の更新等に係る額を計上しております。

項、工事負担金につきましては、開発行為及び雨水整備関連の工事負担金の見込額を計上しております。

項、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計負担金を計上しております。

9ページをお願いいたします。

款、資本的支出について御説明をいたします。

建設改良費、目、減水設備費の委託料は、安楽寺水源地の耐水化実施設計業務委託に係るものでございます。

工事請負費は、導水ポンプ及び電動仕切り弁取替え工事を行うものでございます。

目、浄水設備費の工事請負費は、天日乾燥床再構築工事ほか、更新工事が主なものでございます。

機器購入費は、浄水場内の機械設備等の更新を行うものでございます。

目、送配水設備費の委託料は、配水管更新工事及び導水管更新工場に伴う工事、調査及び実施設計の委託が主なものでございます。

工事請負費は、配水管更新工事及び導水管更新工事が主なものでございます。

土地購入費は、配水管及び導水管の埋設をするために必要な用地を購入するものであります。

項、企業債償還金につきましては、所要の額を計上させていただいております。

項、予備費につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点お願いします。7ページの配水及び給水費。

これの路面復旧費6,881万4,000円。これの長さ、それから令和3年度分の予算を組んであるのか。本舗装のための予算なのか、お答えをいただきたい。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず1点目、延長に関してでございます。

延長は、約3.8キロの本舗装の復旧を予定いたしております。

それと内訳につきましては、主に本舗装の復旧が主な予算となっております、部分修繕の路面復旧等も一部入っております。

以上でございます。

小石弘和委員

本舗装するときは、1級市道ですか、2級市道ですか。

ちょっとお答えをいただきたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

市道に関しては、1級、2級かかわらず、私ども市道のほうを占用させていただいておりますので、原形復旧という形で、元の舗装構成に合わせて復旧をさせていただいております。

小石弘和委員

本舗装するにしても1級、2級、3級、アスファルトの幅は16ミリでされているわけですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

舗装の厚みについては、道路管理者に原形復旧ですので、舗装の厚みを確認させていただいて復旧をしますけれども、市道の場合、一般的に30センチ、アスファルトを5センチ……
(発言する者あり)

すいません、私ども復旧するときは、路盤の厚みを埋めていきますので、路盤の厚みまで入れると30センチで舗装の厚みについては50ミリ、5センチが主なものとなっております。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

3ページの安楽寺水源地の浸水対策。

これ、具体的にどういうふうにするのか教えていただきたいんですが。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

前年度に基本計画を立てまして、今年度、実施計画で進めていくんですけども、その中で2つの案があります。

1つ目が、建物の周りを5メートルで囲む、もう一つが、敷地全部を囲むということで、今、最終的に費用対効果、プラス安全性ということで、最終的なものは、今年度の実施計画で判明すると思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

3 ページのアセットマネジメント施設更新工事ということで、水道施設全体の更新需要による重要度、優先度を踏まえ、老朽化した施設の改修及び改造工事を実施するってことで書いてもらっているんですけど。

これは、実質的にどういうことをやっていくことになるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

施設については、浄水場であるとか、配水地という施設がございます。

そのほか、配水管とかというの、先ほど前段で説明した導水管とかというのを合わせて更新を行っているわけです。

3 番で説明しているのは、アセットマネジメント工事ということで、主に施設のほうの更新を計画いたしております。

令和4年度につきましては、老朽化をしている天日乾燥床の再構築であったり、北部の配水地の防水塗装のやり直しだったりというのを今、計画をいたしております。

江副康成委員

配水管と導水管ですかね。

施工の中で3か所用地買収箇所がございますよね。

これは今あるやつと違うルートを通るということで、用地買収することになるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

議員御指摘のとおりで、今新たなルートで埋設、整備を行っております。

そして導水管も排水管も基本的には、公道の中を、公共用地ですね、道路の中を埋設するような形で計画をいたしておりますけれども、道路の占用の埋設の状況であるとか、道路の幅員等で埋設することができなかつた場合に関して、用地を購入して埋設をしていきたいというふうに考えております。

江副康成委員

基本的には今あるところの上を外して、すぐ横に並行的に敷設する、そういう形で工事されるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

理想は、今おっしゃるように、埋設管の横に埋設していったほうがよろしいかと考えていますけれども、実際のところ、道路の幅員等で埋設の状況等で、同じルートに埋設することができないような状況にあります。

そのため今回は導水管も排水管のルートも、別のルートで今計画をして整備を進めているところでございます。

江副康成委員

年次分けて、ずっと次々に工事を進められていますけど、当然、工事終わったら、水を流して使う。

そして工事のときにだけ、また新しくして、布設が終わったら、つないでという形の並走した形でされるんですよね。

日吉和裕上下水道局事業課長

今、御説明させていただいたように、ちょっと別ルートで行っていますので、随時の配水管、水の供給というのはできないような状況になっています。

今回、整備に関しても、今、着色をさせていただいておりますけれども、比較的埋設しているルートは、県道だったり、県の河川であったり、一般的な交通量のちょっと比較的多いところを工事させていただいております。

それとまた、道路改良の工事に合わせて年次的にちょっとするときに、合わせてしなくちゃいけないところもございまして、今できるところから順次、整備をして、完了年度に遅れないように整備を進めておりますので、議員御質問の随時供給というのは、今のところできないような状況にあります。

江副康成委員

小さなところは塩ビ管みたいなやつでしょうけれども、当然、この配水管、導水管の鉄管というか、大きなやつですよ。

その辺り、違うなら教えてください。

日吉和裕上下水道局事業課長

管径については、場所によって異なりますけど、導水管とかというのは、700ミリの大きい、今おっしゃったように铸铁管という鉄管のほうで整備を行っております。

江副康成委員

要らなくなった铸铁管、恐らく莫大な量になるんじゃないかなと思うんですけど、その部分の処分って、どういうふうにされているのか聞きたかったんですけど。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今回の更新につきましては、バイパス管という考え方を持っています。

というのが、現在、1本の導水管しかありませんので、これを2本にすることで、片側が潰れたときにも対応できるようにということで考えておりますので、撤去管というものは、導水管についてはございません。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

江副康成委員

導水管にはないなら、排水管のほうには出てくるということですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

排水管につきましては、もうぼろぼろになっていますので、金属の重さということで、処分費を最初に計算をして、積算をしながら、発注をかけているという状況でございます。

江副康成委員

鉄は今結構上がっているんですね。

ためていたやつを、今売りどきという形で、ば一つと売って、その処分の方法も、もしそういうことも可能であれば——反対にいうと、そういうやつをいっぱい置くこと自体が環境問題によくないかもしれませんけど。

市場を見ながら、ぜひそういったところ、合理的にお願いいたします。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

6ページと7ページに、受託工事収益、開発行為、雨水整備等関連で、7ページにも受託工事費と同じように書いてあるんですけど、具体的にどんな工事かとか、この収益と支出に出てくる理由をちょっと教えてください。

日吉和裕上下水道局事業課長

受託に関しては、雨水整備に関しては、主に西田川の雨水整備を行っております。

その水路を入れる際に、既存の水道管とかの移設、支障になって移設が必要になってまいります。

それを、下水道事業のほうから水道のほうに受託を受けまして、工事をする形になりますので、負担金を頂いた上で工事を行いますので、収入にも支出にも出てくるような状況にあります。

開発行為も同じような形で民間の開発が行われる場合がございます。

結構、延長が長い場合とか、口径が大きい場合については、うちが受託を受けまして、同じように負担金を頂いて工事を行いますので、収入と支出と出てくるような状況にあります。

西依義規委員

ということは、この差額はどういうふうに考えればいいですか。

収益が1,835万円で支出が2,169万円ということは、そこの説明をお願いします。

日吉和裕上下水道局事業課長

管理は財産的な形がありますので、資産の減耗をしなくちゃいけません。

古い管だと、結構、管を使っているってということで、減耗の率が大きくなりますので、その負担をいただく額と、支出の額に差が出るような状況になります。

西依義規委員

雨水整備関連は西田川のことで、この開発行為というのはどこら辺の工事ですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

開発行為は、その年度に開発が民間のほうでありますので、現時点では、どこっていうのはございません。

開発の協議を受けた上で、先ほど御説明した、うちが受託をしたほうがいいのかどうかという判断をしながらさせていただきますので、最終的に予算の部分に関しては、概算で上げさせていただいておって、あとはもう補正で対応させていただきたいと考えております。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

さっき齊藤議員が聞かれたところですけど、もう一つだけ聞いたかったんですけど。

5メートル上げられると、周りを囲むということのをさっき耐水化の対策として。

当然、5メートルの浸水想定区域とか、何かそういったところの関係で、水が中に入っただけでこまないような形で5メートル上げるといような考え方ですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今、江副議員が言われたのは、堤防敷のような形で上まで上げていってという形で言われたのか、もしくはコンクリートを上まで、5メートルの高さまで……（「そういうふうに答弁が聞こえたってことです」と呼ぶ者あり）私どもの計画では、コンクリート壁を5メートル高くして、それで口の字に囲んでしまうと。

それで、防護壁の扉をつけて、そこから出入りするような形が1つ。

もう一つが敷地全部を鉄筋コンクリートで囲ってしまうという、その2つの考え方です。

江副康成委員

結局、電源装置じゃないけど、ポンプとか動かなくなるないように、上に上げるとかあるじゃないですか、電気系統のやつを。

そういうようなことをするよなイメージじゃないんですかね、この場合は。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

安楽寺の水源自体が、地下に3メートルほど下がっているんですよ。

ポンプ自体がそこに6台据わっているんですけども、そこに完璧に水が入らないという

のが第一の前提条件。

それで、次の前提条件は電気の盤。

電気の盤が地上の1階にあります。

その地上の1階にあるのを上に上げるやつと囲うのと、どっちが安いのかという形で、囲うほうが安全ですよと。

あと、それに伴い、もしもつかったときのために電源車を購入させていただいて、その操作盤も今年度、造らせていただいていますので、二重の予防策を今つけているところでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。



議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明をさせていただきます。

最初に別冊となっております、桃色の表紙の令和4年度下水道事業予算書から御説明をさせていただきます。

予算書の37ページをお願いいたします。

第2条において業務の予定量について定めております。

水洗化戸数につきましては、前年度から400戸増の2万9,700戸。

年間総処理水量は前年度比0.9%増の918万立方メートル。

1日の平均、処理水量については2万5,151立方メートルと定めております。

第3条で収益的収支及び、38ページの第4条で資本的収支について定めております。

詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

40ページをお願いいたします。

第6条で、起債の目的及び限度額等を定めております。

本年度の起債借入れ予定を11億160万円としております。

41ページをお願いします。

第10条で、一般会計から補助を受ける他会計補助金として3億9,605万円を規定いたしております。

続きまして、予算に関する説明でございますが、44ページから47ページの予算実施計画書は、後ほど別途資料で御説明をさせていただきますので、48ページ、49ページをお願いいたします。

令和4年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。

49ページになりますが、資金期首残高に対して、5,653万3,546円増加して資金期末残高は1億1,977万925円となります。

50ページをお願いいたします。

下水道事業の職員16名分の給与費明細書でございます。

以下、55ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載いたしております。

56ページをお願いいたします。

令和4年度以降の支払義務発生予定額を設定しております。

債務負担行為に関する調書でございます。

58ページから62ページまでは、令和4年度の予定貸借対照表でございます。

59ページになりますけれども、資産合計及び62ページの負債資本合計は、それぞれ418億9,652万6,620円となっております。

64ページ、65ページに前年度分の予定損益計算書を、66ページから70ページに、前年度末の予定貸借対照表を記載いたしておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

続きまして、タブレットの当初予算、説明資料をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

最初に、令和4年度の事業概要について御説明いたします。

令和4年度は、主なものとして4つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業は、西田川雨水対策工事でございます。

この事業は旭地区の課題であります西田川関連雨水対策を講じるため、国の交付金を活用して整備を進めるものでございます。

本年度の事業といたしましては、1億2,470万7,000円を計上いたしております。

工事の予定箇所につきましては、次の11ページを御覧ください。

西田川排水区の雨水整備計画を図示したものでございます。

赤の着色を行っているラインが、令和4年度の予定箇所で延長約320メートルの施工を予定いたしております。

10ページに戻っていただきまして、次に2つ目の事業は浄化センター施設増設工事でございます。

近年、浄化センターに流入する汚水量は増加傾向にあり、下水道施設の施設能力を增强するため、増設工事を施行するものでございます。

令和3年度、4年度の2か年をもって水処理機械設備の増設を行うことを予定しており、本年度の事業費といたしましては、5億5,600万円を計上いたしております。

次に、3つ目の事業は、平成30年度から取り組んでおりますストックマネジメント事業でございます。

この事業は、今後、急速に老朽化することが見込まれる下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。

本年度の事業といたしましては、2億736万1,000円を計上いたしております。

最後に、4つ目の事業は、浄化センターの耐水化対策でございます。

この事業は、近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の下水道における市民への影響及び国の動向等を踏まえ、浄化センターの耐水化に取り組むものでございます。

本年度は、浄化センター耐水化基本設計を予定しており、事業費といたしましては、2,430万円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款、下水道事業収益、項、営業収益、目、下水道使用料につきましては、令和4年度の業務予定量で算定した額を計上いたしております。

目、他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について、一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

項、営業外収益、目、他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

次に、支出について御説明いたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管きよ費につきましては、下水管渠などの維持

管理に要する経費でございます。

委託料につきましては、汚水環境清掃委託料及び下水道台帳データ更新業務委託料などが主なものでございます。

修繕費は、マンホール等のほう補修に係る修繕費でございます。

目、処理場費の委託料は、浄化センター及び北部中継ポンプ場など、運転管理業務や薬品代、光熱水費などを包括的に委託する経費及び汚水処理で発生します汚泥の収集運搬の委託に関わるものが主なものでございます。

修繕費につきましては、浄化センターの機械設備等に関する修繕が主なものでございます。

目、業務費の報償費は、受益者負担金の前納報奨金となっております。

また負担金は、下水道使用料などの徴収事務の水道会計への負担金となっております。

目、総係費の委託料は、新庁舎の整備に合わせ、過去文書のPDF化業務委託料などが主なものでございます。

目、減価償却費につきましては、下水道管渠や浄化センターなどの構築物や、機械装置などの減価償却費予定額を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息などを計上いたしております。

目、消費税及び地方消費税につきましては、消費税経理による令和4年度に対する納税予定額を計上いたしております。

予備費は前年度と同額を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

次に、資本的収支について御説明いたします。

款、資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへ充当する財源といたしまして、項の企業債、国、県補助金、出資金、分担金及び負担金などを計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、施設建設費の委託料は、浄化センター施設増設工事委託や、浄化センターのストックマネジメント改築工事委託などが主なものとなっております。

工事請負費につきましては、西田川雨水対策工事及び管渠のストックマネジメントの改築工事、及び国道、県道の道路改良工事に伴う下水道管渠の移設工事などが主なものでございます。

項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、本年度分の建設事業費と資本費平準化債の償還金となっております。

以上、簡単ではございますが、議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

齊藤正治委員

西田川の雨水対策についてお尋ねいたしますけれども、順調に、予定どおり工事を進めていただきまして、大変地元の方も喜んでおられるところでございますけれども。

残るところ、この点線の部分がございますが、これで、新年度で大体終わるということによろしゅうございますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

完了年度の見込みを令和6年度の完了見込みと予定をしておりますので、まだ来年度は、途中でございます。

齊藤正治委員

一応、5年計画——こっちの歳出のほうは、儀徳、幸津のほうはですね。

江副康成委員

ここでも、先ほどと同様の質問をさせていただきます。

10ページの浄化センター耐水化対策で2,430万円、事業費という形で、基本設計ですか、出ていますけど。

基本的に考え方は同じでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

鳥栖市の洪水ハザードマップで、3メートルから5メートルの浸水想定区域になってございますので、浄化センターを守るために5メートル程度の耐水壁を設けるような形を、今のところ考えているところでございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

同じところに西田川の雨水対策工事も出ておりますけれども、令和6年度に事業完了かなという御答弁だったんじゃないかなと。

令和6年度、話あったんですけど。

これは西田川をするとき、その当時、鳥栖駅前の浸水も、この雨水事業を使ってできないのかなという話があったと思いますが。

で、その次はどこをするとか、そういったところの話とかは、何かそういう検討をするような、予算とかは……、というか、どこでそういうやつは、どういう形で今後のことを進められるのかなというのが、予算を見ていて、特にそういう予算がないみたいだから。

日吉和裕上下水道局事業課長

例えば、今、鳥栖駅前の浸水の部分とかというのもお話ありましたけれども、基本的には建設部との話も含めて、鳥栖市内で全体的に浸水の優先度あたりを検討していただいております。

その中で西田川もしかりですけれども、下水道整備のほうで整備をしたほうが良いという判断になれば、市内として、下水道のほうを整備するような形で予定をしておりますので、今、私どものほうとしては、まずは先ほどお話ありましたように、西田川の早期完了を第一に事業を進めているところでございます。

江副康成委員

最後です。

同じところで、またストックマネジメントで、2億736万1,000円。

実施設計とか出ておりますけれども、当然これ、進めていただきたいんですけど、従来から、私、下水道のところにいるいろいろ御相談に行って、特に、下水道管は閉鎖空間の小さい小川みたいなもんじゃないですか、基本的に川が流れているような感じですよ、下水道の中ってというのが、マンホールから降りていくと。

それで、昔、北九州とか行くと、ロボットで、この管の中の状況をモニタリングするとか、そういうストックマネジメントの方法とか、そういう取組があつて、そのとき御紹介をしたような気がするんですけど。

そういったところの活用とか、そういったところっていうのは、今回ストックマネジメント事業の中の、その周辺の辺り、何かないのかなと思いますけど。

日吉和裕上下水道局事業課長

管渠のストックマネジメントにおいては、調査の段階で今、議員御質問あつたような形で、実際悪いところは、カメラを入れて、調査をして、実際に中身の状況というのを確認をいたしております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

すみません、13ページの処理場費の委託料の4億3,900万円は、これは汚水を処理してきれいな水にする——どういった委託作業ですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

主なものが、処理場の運転も含めて、包括的に委託をしておりますので、その委託料が主なものになります。

西依義規委員

処理場を運営する業者さんに委託しているってことですか。

別に給与費があるんですけど、給与費とまた別に、そこ委託料は……どういうふうに捉えていますか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

浄化センターのほうの分につきましては、運転管理をする部分がまず1つ目にあります。

それから次に、電気代、それから薬代それとあと汚泥の搬出、この3つが、その費用の中に入れ込んでおります。

なぜそれを入れ込んだかということ、日本全国で包括契約のほうの方が割安になりますよということがございましたので、鳥栖市においても、先に見積りを取って、大分安くなったので、それを対応させてくださいということで、前の議会のときをお願いをして、採用させていただいたという経過がございます。

西依義規委員

ということは、この委託料の計算式か何かあるんですか。

この委託料を算出するには。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

浄化センターの人件費につきましては、電工単価で、何の業務をどれだけしますよというのが、全て積算されます。

そういったものの積み上げの中で、まず人件費等の費用、それから、電工単価、電気の金額、それから各々の薬の入札。

まず見積りを取りますので、その見積りに対して、これより安い金額ですよねというところを、自分たちで設計をした後に、入札をするという形になります。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

よろしいですか。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。



久保山日出男委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時34分散会

令和4年3月16日（水）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 福原茂

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 山下美知

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課庶務係長 佐藤臣久

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 佐藤正己

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

建設課審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

維持管理課審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

陳情

陳情第2号陳状

陳情第5号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての要望書

[協議]

都市計画課審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

陳情

陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める要望書

[協議]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



久保山日出男委員長

審査に入る前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

福原茂建設部長

おはようございます。

本日、令和 4 年 3 月定例会建設経済常任委員会におけます建設部関係につきましては、議案乙第 9 号令和 4 年度一般会計予算 1 件及び陳情 3 件になっております。

令和 4 年度予算につきましては、先に議決いただきました補正予算と一体となって予算編成を行っており、市民生活に密着した事業や豪雨対策事業等につきましても、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

主なものとしまして、まず道路につきましては、田代大官町・萱方線や、轟木・衛生処理場線及び味坂スマートインターチェンジ(仮称)に関する整備を引き続き推進するとともに、側溝の整備、舗装、橋梁長寿命化及び通学路等の交通安全施設や道路照明灯の改修等を行うこととしております。

なお、加藤田町入り口交差点につきましては、交差点改良工事を予定しているところでございます。

災害関連では近年の豪雨災害に対応するため、河川や排水路の整備、しゅんせつ等を進めるとともに、柚比町側道 1 号線の復旧を行ってまいります。

公園につきましては、引き続き、国スポ・全障スポに向けて市民公園駐車場等の整備を進めてまいります。

陳情につきましては、道路のり面の草刈りに関するもの、肥前旭駅のトイレに関するもの、旭まちづくり推進センター周辺の整備に関するものの 3 件でございます。

それでは、それぞれ担当課より御説明させていただきますので、何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。



建設課

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、建設課関係の主なものにつきまして、当初予算説明資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、省略させていただきますので、よろしく願いいたします。まず歳入でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、田代大官町・萱方線などの道路改良事業等に係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅の改善事業、木造住宅の耐震化促進事業及び空き家除去補助事業に係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断事業及び耐震改修事業に係る県の補助金でございます。

その下段、項3委託金、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅において、共有施設に係る維持管理委託費の県からの委託金ござ

います。

7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国が所管する轟木排水機場などの8施設及び県が所管する沼川排水機場など3施設の操作管理等に係る国と県からの操作受託料でございます。

9ページをお願いいたします。

款13市債、項1市債、目3土木債、節1土木橋梁起債につきましては、道路改良事業等に係る市債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、建設部長及び建設課職員24名のうち12名分の人件費を計上しております。

一番下の節12委託料につきましては、轟木排水機場など、市内12施設の操作管理に係る地元への操作委託料でございます。

12ページをお願いいたします。

款8土木費、項2土木橋梁費、目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線などの道路改良事業に係る経費を計上しております。

13ページにかけまして当該事業費の内訳を記載しておりますけれども、事業概要につきましては、主要事項説明書にて御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、物件等移転補償や用地取得及び池ノ内交差点付近の改良工事などを予定しております。

令和3年度末までの用地取得率は約68%。

事業進捗率は64%を見込んでいるところです。

15ページをお願いします。

轟木・衛生処理場線道路改良事業につきましては、水路付け替え工事や、現道部改良工事及び橋梁取付け工事などを予定しております。

令和3年度末の事業進捗率は72%を見込んでいるところです。

16ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業につきましては、NEXCO西日本が事業主体となり、インターチェンジの整備を進めている関係から、インターチェンジ整備で支障する道路等付け

替えに係る工事負担金を計上しております。

17ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業につきましては、引き続き、改良工事を進めるとともに、終点部の交差点取付け工事に係る県への工事負担金を計上しております。

令和3年度末の事業進捗率は69%を見込んでいるところです。

19ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、建設課職員24名のうち12名分の人件費でございます。

その下段、節10需用費につきましては、主に市営住宅の修繕料を計上しております。

20ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料につきましては、市営住宅の適正な管理を行うため、水道メーターの交換や火災報知機の取替えなど、給水、消防施設等の管理業務及び市営住宅内の樹木管理業務を計上しております。

その下段、節14工事請負費につきましては、浅井アパートの給水ポンプ改修工事に必要な経費を計上しております。

21ページをお願いします。

款8土木費、項5住宅費、目2住宅改善費、節12の委託料及び節14の工事請負費につきましては、市営住宅改善事業といたしまして、施設の長寿命化や居住性・安全性向上を図るための必要な経費を計上しております。

令和4年度につきましては、委託料として、主に浅井アパートの外壁改修工事設計を、また、工事請負費として、主に前田アパートや南部団地のガス管及び給湯設備設置工事を計上しております。

その下段、節18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅に対する耐震改修補助金及び空き家に対する除却補助金を計上しております。

令和4年度は、耐震改修を2件、空き家除却を6件見込んでいるところでございます。

以上、令和4年度の建設課関係分の説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点、まずお願いしたいです。この建設課の令和4年度分の総予算を教えてくださいと思います。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

建設課分の令和4年度当初予算の総額といたしまして、歳入につきましては、6億3,852万6,000円。

また、歳出の総額といたしましては、5億9,150万2,000円となっております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

まず、12ページですけれども、単純に教えてほしいという部分ですけれども、節18の負担金、補助及び交付金の中の2番目ですけど、飯田・酒井東線等水文調査等負担金。

この水文調査負担金っていうのは何になるんですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

水文調査負担金につきましては、NEXCO西日本がインターチェンジの本体を建設するに当たりまして、井戸水、また風の影響、そういった環境的な変化がこのインターチェンジの建設によって発生しないかという、事前と工事中と事後というように、その変化を調査するような業務に係る負担金となっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

「すいもん」の「もん」が文章の「文」だったんで、文章として何か調べて、報告をもらうもんなのかな、どうなのかなという、すいません、これは単純に分からなかったんで教えて欲しかったんですけど。

あと21ページですけれども、目2の住宅改善費。

ここの部分で、浅井アパートですずっと給水工事っていうか、年度ごとですずっと給湯設備をつけながらされていたと思うんですね。

で、今回も前田アパートとか、南部団地のほうに進んでいっているってことで、浅井アパートに関しては、もう給湯設備は全部終わったんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

浅井アパートにつきましては、今年度をもちまして、給湯設備の改修は終わっておるところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。給湯設備はもう本当に、ボイラーというか、給湯部の部分で、風

呂はもう最終的につかないんですね。

風呂に関してはもう皆さんでつけてもらわないといけないのは変わりはないんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

今回の給湯設備改修に伴いまして、要は湯舟でございます。

そちらも全て取り替えるということで、これは市のほうの公費負担で一斉にさせていただいております。

以上です。

池田利幸委員

その風呂釜ももう終わっているんですか。それはまた別？もう一緒に給湯設備という部分で終わったということですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

お風呂、風呂釜も含めて、全て同時に施行させていただいております。

以上です。

池田利幸委員

そうしたら、南部団地、前田アパートに関してもそれと同様に、給湯設備と風呂釜とかまで一緒につけた工事を今から段階的に進めていくっていうことでよろしいですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

そのとおりでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

例年、この道路改良事業が上がってきているんですけど、やっぱり遅いんじゃないかなという気がしているんで、進捗率はおっしゃったんですけど、道路の改良事業の開始年度と目標終了年度、3つとも教えてもらっていいですか。

田代大官町と轟木と……はい。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

完了年度ですけれども、田代大官町・萱方線につきましては、現在のところ令和7年度の完了を目標に取り組んでおります。

続きまして、轟木・衛生処理場線につきましては、令和5年度の完了を目標に取り組んでいるところです。

飯田・水屋線並びに飯田・酒井東線、こちらにつきましては、インターチェンジの開業と

合わせてということですので、現在のところ令和5年度の目標に、今取り組んでいるところ
でございます。

以上でございます。

西依義規委員

じゃあ轟木線と水屋は目標どおり行っているけど、田代大官町だけちょっと遅れ——田代
大官町はもともと何年に初めて何年に終わる予定だったんですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

平成27年度に事業を着手いたしまして、当初は平成35年、令和5年度完了といたしてお
りました。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、今2年遅れていて、令和7年度には完了見込みはついているんでしょうか。
いかがですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

令和7年の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

轟木排水機場の予算に絡めて、西田川のほうもついていると思うんですけども、一応西
田川の分については、昨年並み——今、ポンプが据わっている能力の仮設の排水ポンプを準
備するようなお話を聞いていますけれども、相当な本数になるんだと思うんですね。

だからそれが、本当にいつのタイミングで設置されて、当然、通行止めなんで、それが本
当に能力的に大丈夫なのか心配しているんですけども、そこについては市としては、市長
は、あちこち大丈夫です、大丈夫ですっておっしゃっているみたいですけども、本当に大
丈夫なのか分かりませんが、そういったところについてはどういうふうに見直しされて
いるのか、もうお任せなのか、それとも市として、何かまだほかに手だてをしようとして
いるのか、ちょっと教えていただければ。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

下野の排水機場につきましては、現在、佐賀県の管理ということで、市も一体となって、
今、協議、調整に取り組んでいるところです。

仮設のポンプの確保ということで、県のほうで今そういう調整をしていただいているとこ
ろですけども、今、委員おっしゃるように道路の通行止めであるとか、あと地元の農業用

水の出水期による水位の事前低下とか、そういったものを市としても県と一緒に取り組めるように今調整を進めているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

要するに内水対策を、市のほうで今進めていただいている、しかしながら、全て本流に戻っていくわけですよ。

だからそうなってくると、しゅんせつもお願いして、していただいておりますけれども、何となく沼川への排水っていうか、そういった分散して、一時的にはやっぱりすることも必要なのじゃなからうかな、というような気がするわけです。

だからそこに、やっぱり臨時的なポンプをそこにも据えていくっていうような形のほうが、道路そのもののあれとしては邪魔にならないのかなと思いますんで、その点も含めて、御検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、道路の問題ですけれどもこの間、うちの緒方議員が東西連携について質問をしたときに、地下道の問題を通行するのでっていう話で、高さが4.2メートル、それは普通の道路はそうであって、しかしながら、あそこはもともと通っておった道路ですもんね。

だからそこをやっぱり今2.2メートルでしょうから、高さを制限しながら、歩道のところも安全性を保ちながら、そういった規制をかけながら、一方通行で、やっぱり流していくことも検討したほうがいいんじゃないかな、というような意味で、恐らく緒方議員は質問したと思うんですけれども。

そういったことについて検討されているのか。

ただ単に、もう高橋がいろいろ問題になっていますけれども、それが解決しないのに、下にこの道路があるのに、この道路を利用しない手はないのかなというような気がしておりますけれども。

そういった点、いかがお考えですか。

福原茂建設部長

緒方議員の御質問でお答えしましたとおり、あそこを活用するには、先ほどおっしゃられた高さが足りないとかっていうことと、あと、東側の出口のところ、今真っすぐ行かないように――あそこは当時の、あそこを使わなくなった理由っていうのをちょっと調べないと分かりませんが、やっぱり交通処理の問題と、あと安全性も含めてだと思っておりますけれども、現在のところ実際活用するっていう検討までは今やっていないところでございます。

可能性があるのかないのかっていうところは、この場でできるのかっていうのは言えませんが、御要望ということで、そこら辺の経緯をちょっと調べたいと思っております。

齊藤正治委員

確かに東側の出口のところ、昔から比べると急角度がなくなってしまった。

あれは向こうの新しく出来た道路に関連していたと思うんです。

だからそこら辺を修正していけば、何とか時間帯の制限とか、いろんな制限を設けながら、やっぱりできるだけ渋滞緩和に向けた取組していただければというように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

すいません、今の話であそこの地下道は、小学生たちも、使うなって学校から言われているのは御存じですよ。

もう完全にあの道路、地下道は完全に死んでいるんですよ。

全く意味をなしていないと。

本来であれば小学生たち、高橋を通らず下を通りたい。

ですけど、あそこは学校からしても不審者とかいう部分で危険だから使うなっていう完全に死んだ地下道になっていますので、私、通学路点検のところと言ったこともあるんですけど、あそこのだいたい色の照明が異常なまでに不信感というか、不審者が集まるような色をしているけん、LEDに変えたらどうかとかいう話もしたことあるんですけど。

そういう部分で、あそこが少しでも使える道になるように、ぜひ検討を私もしていただきたいなど。

完全にあそこ今、死んでいます。

それだけお伝えしたかったんで、以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

4 ページ、空き家再生等推進事業分の、住宅費国庫補助金の件ですけれども、1 戸当たり限度額が50万円ということですけど、この内容について、もうちょっと詳しく御説明してもらってよろしいですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家対策補助金の概要でございます。

こちらのほう空き家かつ不良住宅というものが対象になりまして、例えば柱とか、はりと

か、そういった部分が著しく損傷しているような、倒壊するようなもの、そういったものがまず対象となっております。

その上で解体費用の5分の4を補助するというので、上限が50万円、市のほうがお出しするというようなところで、今回6件分の予算ということで要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

市のほうが5分の4出すということですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

本来の解体費用のうち、5分の4を市がお支払いするという制度で、上限が50万円という形でございます。

実際、皆様の実績報告とかを見ますと、1件当たり100万円以上もしくは200万円未満とか、そういった金額でございますので、もうほぼ50万円満額お出ししているという状況でございます。

江副康成委員

鳥栖のほうでまだ、行政代執行というか、応じないところということはまだなかったですよ。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家に関する行政代執行の事例は、鳥栖市ではございません。

以上です。

江副康成委員

空き家対策の条例が出来て、調査されたときには、その時点でもっと多くの戸数があったような気がするんですけど、その対策の進捗状況、全体の今の進捗状況はどういった形になっているんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家等の対策の現状でございます。

当初平成28年度に、全市的に空き実態調査というのを行っております。

その時点で、平成30年度の数値でございますけど、空き家としましては560件あったところでございます。

令和3年度におきましては、現時点で417件の空き家ということでなっております、200件弱空き家の状況は減っているという状況でございます。

以上です。

江副康成委員

空き家が、新しいアパートにかかったり、住宅が数件建ったりという形で、非常に町として勢いというか、明るくなった感じで、いい反面、反対に、そのまま火災に遭うとか、倒壊で非常に汚くなっているとか、そういうところもあるもんですから、まだまだ道半ばというような感じなもんですから、積極的に、その辺りは働きかけていただきたいなというふうに思ったところでございます。

まずこの件はここまでです。

あと1つは13ページ、道路橋梁費のところの移転補償費6,050万円。

この内訳について、ちょっと教えていただけますか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらの移転補償費6,050万円につきまして、14ページの主要事項説明書のほうで図示しております。

こちらが、移転補償費につきましては、建物の移転ですとか、あとは工作物、例えば庭先の外構とか、門とか塀とか、そういったものを撤去していただくための補償金ということでしております。

個別の物件につきましては、金額が幾らということはちょっと申し上げにくいんですが、対象物件としましては、住宅が1戸、それと工作物、いわゆる門とか車庫、そういったものが1件ということで2件分の対象ということで6,000万円ほど計上させていただいております。

以上です。

江副康成委員

それでは、これは田代大官町・萱方線の改良工事、もうそれに関する移転補償費だけということよろしいんですね。

安永伸也建設課庶務住宅係長

田代大官町線に関するもののみでございます。

江副康成委員

この件であれば、この間小石議員のほうがかかれていたもんですから、もうこれで結構です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

主要事項説明書の14ページ、田代大官町・萱方線でございますけど、赤で示されていると

ころは、用地買収の予算ですね？まずその点、お聞きしたい。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

赤で示しております、この旗揚げの部分につきましては、用地買収の箇所となっております。

以上です。

小石弘和委員

これ、令和3年度の繰越明許費分で工事の完了していないところがたくさんあるわけですね。

令和4年度で用地買収をして、工事着工はいつ頃の予定になるわけですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

繰越しで今工事を行っているところを一言おっしゃるとおりです。

完了をして、今度本年度、この池ノ内交差点のところに、工事に入っていく予定ですがけれども、今、繰越しの分の工事が終わり次第、引き続き着手するということで、具体的に何月とまではちょっと申し上げにくいんですけども、終わり次第ということで考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

先ほどから言いますが、令和7年度を目標にしていると。

到底無理な数字じゃないかな。

最初、事業化になったのは平成27年。

令和2年度に終わると、私も一般質問で何遍も、委員会でも言いましたけど、令和4年度に完了目標というふうなことをお聞きしとったんですけど、先ほどの答弁では令和5年度というふうなことを言うわけですよ。

もうそんなあやふやな答弁では、地元民はどんなふうになるか、もう——都市計画道路ですよ、ここ。

いろんな理由があるにしても、やはりもう少し明確な——どんだん2年延びているんじゃない、もう4年延びているんですよ。

令和7年で終わるわけじゃないですもん。

そういうふうなことで、もっと地元さんとの、やっぱり先ほどから言うようにどここのアパート、名前は言われませんがということで言うけど、やっぱり積極的に行って、工事ができるような段取りをしていただきたいなど。

もう少しやっぱり現地に出向いて、やはりそういうふうなところをチェックしながら、本

当に未完成なところが多いから、もう子供たちの安全に物すごく今——交通安全指導員さん、父兄さん、学校、地元、物すごく苦労しているんですよ。

もうあそこは、物すごく交通が……。

もう予算ばかり組んで工事が進まないというふうな状況では、今、杉本課長補佐にこういうことを言うて、課長がいらっしゃらないから、非常に苦しいと思うんですけど、そういうような点を考慮しながら進めてほしいなというふうなことで、よろしくお願いをしたい。

今度の赤のところは、用地買収をすると。

交差点の改良じゃないわけですね、まずは。予算とすればですね。

改良も含めてですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

説明が足りず申し訳ございません。

この14ページで申しますと、池ノ内交差点で斜線で引いている部分については交差点改良の工事のほうを今予定をしております。

工事といたしましては、令和4年度、今回、この工事が終わりますれば、繰越しの分も含めて、元の萱方アパートが今出来ているところまで、池ノ内交差点から一体的に、道路を造り上げたいと今思っています。

用地につきましては、このちょうど真ん中より東側の2軒、矢印を引いておりますけれども、そちらのほうの用地買収をやっていくことで今予定をしております。

以上でございます。

小石弘和委員

先ほど江副委員から質問があった13ページの補償、補填及び賠償金、アパート1件というふうなところで、答弁は要りません、後でどの部分だと、個人名も言われなと思うんですけど、あとここの部分だというようなことを教えていただきたいなと思います。

以上です。

池田利幸委員

同じ14ページですけど、池ノ内交差点に交差点改良入るってことで、地元の方々の要望書としては出ていないかもしれんですけど、要望で相談、県議とかも多分動いてあると思うんですけど、右折信号をつけてくれっていう要望が大分出てあるはずなんで御存じだと思うんですけど。

この交差点改良の中で信号の設置の協議とか、そういうものは、警察関係と行われているんですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

もちろんバイパス、佐賀県の管理でもありますし、今回の市道事業に伴いまして、バイパスの管理の佐賀県及び交通管理者の警察とは協議をしております。

以上でございます。

池田利幸委員

協議の中で右折はつきそうですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

信号機の制御の内容までにつきましては、すいません、まだ協議を交通管理者とできていない状況でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

このタイミングでしか信号の変更というか、右折とかのやつも、協議できんやろうし、つけ終わった後はなかなかできんでしょうから。

今のタイミングでその辺の協議もしっかり行っていただきたいなと要望させていただきます。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

17ページの味坂スマートインターですけど、ここの道路っていうのがかなり飛ばされるような道ですけど、この拡張によって交通も増えると思うんですが、ここの安全対策っていうのは今後どうなっていくんですか、道路の。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

飯田・水屋線の道路改良の路線になります。

現地のほうが、安全対策ということで、今、道路で完成した部分については、もう新しい道路のほうを通っていただいている状況でございます。

しかしながら委員が言われるように、やっぱりスピードを出している車が多いということと、あとやはり、東側に河川があるとかしますので、今後、状況を確認しながら、例えば、交通安全という面で反射材の設置によるその車の、自然誘導であるとか、あと歩行者につきましましては、そういうカーブで、ちょっと状況を見ながらになるんですけれども、カーブのところそういう車の衝突を防ぐような防護柵の設置、そういったところの検討が必要かと思っております。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。事故が多いところとして、この緩やかなカーブのところと、農道から入ってくるところというのが、かなり事故が多いので、農道からの入り方っていうのが難しくなるので、そこら辺の一時停止を置くとか、何か対策していただければと思います。

あとこの交差点にも信号ができるんでしょうか、右のほうの。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

一番南側の、県のアクセス道路との交差点のことかと思いますがけれども、交通量がやはり多い道路になるということで、地元のほうからもそういう要望を頂いておりますし、現在、このアクセス道路の施工者である佐賀県及び、市の飯田・水屋線の事業として、警察のほうと今協議をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

ぜひ信号と、できればカーブ等もちょっと、何かしていただければと思います。

よろしくお願いします。

江副康成委員

11ページをお願いしたいんですけども、その他の負担金が幾つかございますけど、その中の1つ、上から2番目、佐賀川久保鳥栖線道路改良期成会負担金6万6,000円という形で、期成会が毎年開催されているんですけども、去年の10月ですかね、ありまして、今日三澄課長欠席されていますけど、福原部長は同席されていたですかね。

その中で、基本的に今、平田工区の工事が、一応完成のめどが立ちつつあるという中で、次の一本杉、立石工区をどうするかという説明会がございました。

その中で、現道拡幅をもう一応予定したような説明会ではございましたけど、地元のほうから道路交通を円滑に流すためには、直線的な部分が多い、現在の拡幅であれば、非常に曲線が多くて、特に立石交差点というのは、先の見通しが悪い交差点でもございまして、南側のほう真っすぐ通してという話があります。

そういったところで、今後、相互の部分も比較検討しながら進めていってほしいという要望があったところでございます。

またその後、地元の説明会が11月の末頃にありまして、そういったところの話がありまして、地元のほうでも現道拡幅が規定路線じゃないということ、その場で県の方が説明されたところで、その次はというところで今待たれているところなんですけれども、その次の話がなくて、地元の方も非常に疑心暗鬼じゃないけど、なっている分ございまして、県の事業でありますけれども、市のほうも当然一緒に交差点の改良とかやられているところでござい

す、今まで市の部分が基本にあったところもございまして。

今後どういうふうに進めていただけるのかちょっとだけコメントしていただければと思いますけれども。

福原茂建設部長

江副議員がおっしゃっていただいたとおり、地元に対しては先線の計画について、まずは測量しないと工事計画を立てられないということでもともと計画であった拡幅をベースに地元には話をさせていただいています。

ただ地元のほうも、先ほどおっしゃられたとおり、危ないとか、そういったところも含めて別線であってというお話も頂いています。

県も地元の御意向を踏まえてやっぱり進めたいという希望もありまして、それについて、県のほうでどういうふうの説明をするかっていうところも含めて拡幅だけじゃなくて、バイパス案も含めて今、検討をされているようです。

ただ、いずれにしても、拡幅ありきっていうことで行かれるか、私どもも、そういう情報はまだ頂いておりません。

ただ、あらかじめ説明していただけると思うので、それを踏まえてどういったところで、地元の方に下ろしていくのかっていうところは、また検討した上で、なるべく早いうちに、当初は今年度中っていうことを言っていたんですけど、まだ時期的には決まっていない状況でございます。

江副康成委員

それで、事業化の御説明のほうも、いつになるのかということで、我々のほうから、せかすじゃないけど、どうなっているんだという形でやられて、今年度の説明会がございました。

全体的に遅れているわけですね。

遅れている中において、大きな宿題が出てきたということで、より積極的に働きかけないと、全体の進行が本当に遅れてしまうということもありますので。

その辺りは十分配慮して、進めていただきたいなど、最後は要望でございます。

あとその上の、県治水砂防・防災協会負担金及び筑後川並支派改修工事期成同盟会ですかね、恐らく負担金。

筑後川未来空間形成推進期成会負担金という形で、これはそれぞれ、やっぱり会合とか全て持たれて、意見発表の場があるような会だという認識でよろしいでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

今3つの負担金それぞれ、総会なり構成市町の意見要望する場というのがございまして、そういうところに出向いているところでございます。

以上です。

江副康成委員

何を言いたいかといいますと、鳥栖市のほうも、鳥栖南部を中心に、去年も浸水が広がったということで、流域治水という言葉を使っていますけど、もうそういうことを進めんといかんということ、本当に皆さん思われるんだらうなど、私も思っているところですけども。

筑後川を挟んだ久留米のほうは、もう非常にそちらのほうは市長選挙のときにも争点になって、激しい論戦で戦っておられました。

そういったところの話を、川の右左、条件は同じだと思うんですよ。

非常に温度差を感じるんですよ。

私も橋本市長とかお会いするときに、もう常に言っているようにしているんですけども、市長のほうも、そうですねという形で、肯定的な感じと受け取りますけれども。

事務局としても、そういった場で、そういったところの問題提起をぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

要望でもいいんですけども、もし何かコメントがあれば、一言お願いします。

福原茂建設部長

江副議員おっしゃられるとおり、久留米市においては、やっぱり市長選の焦点となって、かなりその対応をどうするかっていうのは議論されておりました。

鳥栖市としても、被害としては久留米市の大規模なものに対して、なかったわけではないので、そこは流域治水という観点で、鳥栖市としては、鳥栖でどうすべきかというところはこういった会を通じて、市として要望すべきものとかいうものは、市として言っていきたいと思っています。

その上で、関連すべきところは、周辺と連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

ちょっと1点だけ、今の11ページのところの防衛施設周辺整備です。

防衛施設周辺整備は、いわゆる7割補助が出るわけですよ。

なかなか防衛施設があるところじゃないと利用できないわけで、そういった意味からすると、防衛施設の、いわゆる補給処と防衛庁そのものが競馬場と連携協定を結んでいるわけですよ。

そうしたら、要するに周辺整備というのは、道路とかグラウンドとか公園とか、そういったものを全部活用できるわけですが、そういったものに補給処から競馬場をつなぐ道路を新設——今の旧道のところは村田西交差点であそこが解決していませんので、そうじゃなくて、違うほうに導き出すような新設の道路を造ることで、34号線の渋滞解消はもちろんですが、緊急時の輸送体制として、競馬場と、今の補給処をつなぐことができるというようなことを含めて、やはりもうこの補助率からいっても、有効に活用していく道路の整備をしていただければというように思いますけれども、いかがですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

防衛施設負担金ということで、以前、防衛施設であるほうから市道の村田町住宅・平田線ということで乗目から34号までの整備を行った実績がございます。

今委員おっしゃられる競馬場とのアクセス、34号の渋滞緩和、解消ということの活用につきましては、またこういった負担金の説明会等もございますので、そういうところでまた勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

齊藤正治委員

福岡の防衛庁は来るのを待っておるんですね。

鳥栖市はもう何年も、麓の踏み切りを、あれ防衛予算ですから。

あれをして以来、使っていないんですね。

だから、そういったことを含めて、やっぱり手ぐすね引いて待っているって言ったら、ちょっと異論がありますけれども。

要するにもうどんどん使ってくださいよということに向こうから積極的に言われるわけで、一度、企画課の、担当の名前は忘れましたが、福岡の施設、局に行って、企画を出してくださいって、そうしたらちゃんとやりますからってというようなことをおっしゃっていただいているから。

熱が冷めないうちってというのは、もう大分冷めていると思うんですが、やっぱりこちらからアプローチしていかないと、なかなか向こうはどうぞ使ってくださいということは言われませんので、やっぱこちらからぜひ——特に競馬場と防衛庁は連携協定を結んでいるわけですから、そのやっぱり周辺の整備ですので、必ずこれはできるものだと思いますので、よろしく願いいたします。

江副康成委員

齊藤委員と関連ですけど、今日、三澄課長お休みですが、この話が、ちょっと別のところで出まして、今言われた、競馬場、村田の補給処龍谷短大の入り口の交差点を通らな

いとといけないんですよね、基本的にですね。

ただ、交差点改良を5年ぐらい前に検討されたけれども、なかなかいろいろ問題もございまして、できなかったというところもございます。

そういったときに、実は競馬場から、今でいくとちょっと龍谷短大入り口の手前、沼川の手前のところに、大きな交差点っていうか、トラックが出入りする交差点がございまして、江島町になりますけど、そこを使って入るというやつ、そういう話もありますんで、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますけれども、答弁はいいです。

情報提供しておりますので、この場でもお話しさせていただきます。

以上です。

久保山日出男委員長

質疑はこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

私のほうから一言だけ言わせてください。

各委員さん、やはり地元からいろんな面での——地元があつてあれですので、工事日程期間とか、やはりそういうのは、きちっと議員が明確に答えられるような状況をつくっていただきたい。

それと特に建設課あたりは、成果物が目に見えるところですから、特にその辺のところを十分に注意していただいて、期日どおりに完成を目指していただくようお願いいたします。

それでは、これで質疑を終わります。

以上で、建設課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、維持管理課関係議案の審査に入りますので、執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前11時5分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費につきましては、道路照明灯の電気料及びトイレ施設などの上下水道使用料など光熱水費が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち、節3給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費を計上いたしております。

節12委託料につきましては、道路台帳修正委託料などを計上いたしております。

資料27ページをお願いいたします。

目2道路維持費の主なものでございますが、節1報酬、節3職員手当等につきましては、道路パトロール、草刈り等の作業要員としての会計年度任用職員3名分の人件費を計上いたしております。

節10需用費の修繕料につきましては、市道側溝等道路構造物の破損等に対応するための修繕料でございます。

28ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものといたしまして、市道のり面等の草刈りや市道緑地帯街路樹などの草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また、市道のパトロール及び簡易舗装を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、道路側溝の新設や敷設替え等に係る工事費を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、単独費といたしまして道路舗装工事市内一円のほか、舗装長寿命化事業及び、轟木・村田線の舗装工事費を計上いたしております。

30ページの主要事項説明書をお願いいたします。

このうち補助事業の轟木・村田線につきましては、赤でお示ししておりますが轟木町二本松交差点以西の120メートル区間の舗装打ち替えを実施する予定といたしております。

29ページにお戻りください。

目4橋梁維持費、節13委託料及び節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上いたしております。

31ページの主要事項説明書をお願いいたします。

橋梁長寿命化事業につきましては、対策が必要な128橋のうち、社会的影響の低い橋梁を除く90キロについて優先度を踏まえ、修繕設計及び定期点検等を行っていくものでございます。

令和4年度は設計委託、それが12橋と改修工事6橋、定期点検11橋などを予定しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業費、節7報償費につきましては、交通安全指導員謝金として、定数64名分の経費を計上いたしております。

節10需要費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服費、啓発用グッズ、街路灯の電球などの経費を計上いたしております。

節12委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整備及び指導委託料として、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅前の駐輪場の整備等に要する経費を計上いたしております。

次に、33ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、防護柵や区画線などを交通安全施設工事費及び道路照明灯の改修工事費を計上いたしております。

34ページの主要事項説明書をお願いいたします。

通学路や生活道路等における防護柵や区画線などの交通安全施設の改修整備とともに、道路照明灯のLED灯への取替えなどを予定しております。

防護柵につきましては、そちらに上げております八軒屋・下野線のほか轟木川放水路や商工団地周辺の防護柵を予定しております。

また区画線につきましては、弥生が丘の鳥栖基山線のほか、鳥栖駅東にございます藤木・曾根崎線などを予定しております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、加藤田町入り口交差点の信号機設置のための環境整備に必要な市道上天・国道線拡幅のための設計委託料及び工事請負費を計上いたしております。

36ページの主要事項説明書をお願いいたします。

加藤田町交差点の全体事業区間といたしましては、加藤田町入り口交差点を含む延長約78メートル、そのうち、市道上天・国道線の延長約33メートルについて幅員を7メートルに拡幅するものでございます。

令和4年度は、国道に接する水路部分のボックスカルバートの拡幅に必要な設計委託及び市道を拡幅する道路改良工事等を予定いたしております。

37ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川の草刈り委託料を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、排水路整備工事、しゅんせつ等工事及び曾根崎町の大野川右岸の改修工事等を計上いたしております。

38ページの主要事項説明書をお願いいたします。

近年の大雨により、床上床下浸水被害や道路冠水被害が発生しておりますことから、準用河川等の改修やしゅんせつを行うことといたしております。

合わせて引き続き、県営曾根崎団地付近の護岸改修工事を実施する予定といたしておるところでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費、節21補償、補填及び賠償金につきましては、市道柚比町側道1号線の道路のり面上部の居住者の一時避難のために必要な家賃相当額を計上いたしております。

その下、款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、災害時の応急対応等を迅速に行うために災害復旧箇所の調査設計等に係る委託料及び災害復旧工事費を計上いたしております。

また、合わせて市道柚比町側道1号線の災害復旧工事を計上いたしております。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、市道柚比町側道1号線の災害復旧工事に支障するのり面上部民地の補償費を計上いたしております。

40ページの主要事項説明書をお願いいたします。

前回現地も御覧いただきましたけれども、令和3年8月の大雨によって崩壊いたしました市道柚比町国道1号線ののり面、道路のり面の復旧工法につきまして、関係機関との協議がまとまりましたので工事を実施する予定といたしております。

以上、説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

令和4年度の当初予算で、建設部維持管理課の予算を教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和4年度の維持管理課関係分の予算でございます。

歳入につきましては、総額で4億4,764万4,000円。

歳出は総額で8億9,503万4,000円でございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

まず、28ページお願いします。

28ページの節13使用料及び賃貸料、監視カメラ借上料。監視カメラ7か所につけています。

内容をちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

どういう目的のために、どういうところに置いているっていうふうな説明をいただければと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ここで計上いたしております監視カメラにつきましては、道路冠水状況などを確認するために市内7か所に設置しておるところでございます、現在設置しておる場所につきましては、曾根崎町のウグメ田団地内の市道。

それから藤木地下道、それから石橋川沿いの市道、それから轟木・衛生処理場線、儀徳町にございます村田・西田線。

それから今泉のセブンイレブンから南に下ります、今泉・安楽寺線。

それから本鳥栖町と曾根崎を結びます曾根崎の地下道の7か所でございます。

以上です。

池田利幸委員

すいません、よかったら後で、まとめたやつを頂ければありがたいと思います。

ちなみにこの監視カメラをつけて、道路冠水を見るっていう部分になると思うんですけども、これ監視カメラで捉えた場合、その後の対応というか動きは、どう使われ、効果を上げられているんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

冠水の常襲地帯といいたいまいしょうか、度々冠水が生じているか所にカメラをつけております。

カメラを設置する以前は、職員がパトロールに出まして、状況を確認した上で、必要な場合に通行止めの看板を設置するということがございます。

ただ、大雨でございますし、渋滞等も発生しておりますので、どうしても時間差が生じておりました。

通行止めをするまでに時間差が生じておりました。

この監視カメラを設置した後は道路の状況がもうパソコン上で、事務所で確認できますので、もう通行止めの必要性がもうすぐ発生するなというときに、もう事前に出動して通行止めの対応が可能になるということで、従来よりは適切な通行止めの対応などができるようになったものと感じております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

皆さん大雨のとき、大変苦勞されているのも重々承知なんで、少しでも助けになるならよろしくをお願いします。

続いて、36ページの資料の部分になります。

道路新設改良事業の部分になります。

加藤田団地、その34号の最終的な目標としては、信号設置のための道路改良だと思うんですけども、今回、隣接するダイレックスさんの用地の買収込みで事業されていると思うんですけど、交差点をつけるということを前提とした場合のときに、ダイレックスさんの入り口、解消されて入り口の場所が34号沿いになれば、ちょっと信号は難しいっていう話とも出ていたと思うんですけど。

その部分、今回ダイレックスさんの改修と市の協議の中で、入り口とかは最終的にどういう話になってきているんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ダイレックスさんの店舗の出入口については、非常に最初、そこがネックになるという部分もございましたけれども、規制の関係もございますけれども、警察との協議の中で、最終的な判断として、今の出入口を動かす必要はないということを結論いただいておりますので、出入口については、そのまま対応するというので、ダイレックスさんもちろん了解を取って、ダイレックス側の設計等の打合せの中でも、そのような話で整理をしております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたらダイレックスさんは34号からも入ってくるけど基本的には警察の協議の中では関係ないっていうか、一応大丈夫と。

この事業を肅々とずっと進めていくことによって国との協議というのはずっと、交差点改良というか、信号設置という部分で進めていけるっていうことでよろしいんですね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在、この交差点の警察との協議につきましては、信号機を設置する前提ではないと、あくまでも交差点の安全対策ということで協議をしますということで警察のスタンスになっております。

で、警察との協議につきましては、今申し上げたようなことで、この市道の拡幅などを合わせまして指摘事項については対応していく予定にしております。

今、警察との協議でまとまった内容につきまして、現在国の国道事務所のほうと協議を進めておるところでございます。

なお警察等々にも令和4年度でこの工事を行うということについてはもうお伝えをしておりますので、環境整備に努めているということは十分理解をいただいているものと考えております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

もう本当に地域の皆さんが要望されている、また死亡事故も起きている場所でもありますので、よろしく願いしときます。

38ページのこの事業内容のところ、排水路整備工事500万円がついていると思います。

これは排水路をどういうふうに通すための工事に今回なっているんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この排水路の整備工事につきましては、大野川ではなくて、別の場所の排水路整備工事でございます。

すいません、ここは準用河川も含めまして、要は河川費の名目で上げておりますのでこの排水路の500万円につきましては、大野川以外のところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ぱっと見たときにウグメ田の辺りかなと思いつつ、3号線から排水路うちゅうか、新設っていう部分の話も出てきていた中だったんで、ここは違うということです。

そうしたら、それが出たときに、またその部分はお伺いしたいと思いますけれども、大野川改修工事、県営曾根崎団地付近、これはまちセンの横のところからずっと進められている部分だと思うんですけども、ここの工事区間が終わった後に、ウグメ田住宅のほうのしゅんせつ、護岸改修も行われていくと思うんですけど。

その部分っていうのは、今後の予定としてはどのくらいの時期になっていくものなんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

大野川の護岸の改修工事につきましては、基里グラウンドの横の工事に着手した段階で、想定より非常に地盤が緩かったというところがございます、着手後に地質調査ですとか、様々な調査を実施したところもございます。

で、工事はいわゆる冬場ですね、夏場の水が多い時期にはできませんので、冬場の工事と

いうことで限定されるところもございます。

で、ちょっと工事が遅れ気味にはなっております。

来年度ですね、令和4年度の事業で県営住宅までの区間について終わらせたいと考えております。

で、その後、令和5年度に、ウグメ田団地に入りたいと、我々としては考えているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

令和5年度に団地側のほうまで行くっていうお話、予定っていうことです。

その協議の中で出てきているか分からないんですけど、団地のほうから2本、大野川を渡っている橋が結局入ってきていることによって、護岸を上げて、冠水対策しても、端から結局水が入ってくるんじゃないかっていう部分の懸念がずっとされている、その辺の協議も、もちろん話を聞かれているんで、対策を打たれるんだと思いますけれども。

その辺もしっかり考えながら、今着工に入る前に、もう一度住民さんたちのお話を聞いていただきながら、そこからの流入対策とか排出対策の部分もやっていただければなと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

大野川については、この後、18日に行きたいんですけど、できたら、ここ数年の河川のしゅんせつ改修工事の実績、上のほうからずっとしてきた、ここ数年の実績の絵を頂きたいんですけど。

例えば、グリーン・ロジスティック・パークのあの辺をやったとか、令和を遡って、そういう資料って頂けますか。(発言する者あり)

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午前11時28分休憩

oo

午前11時29分開会

久保山日出男委員長

再開します。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

そうしましたら、それは最終日の総括にお配りするという事でよろしいんですか。

西依義規委員

できたら現地視察のときに、見たいなと思って。（「ここじゃなくて、現地で」と呼ぶ者あり）

現地で。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

では、現地の際に、資料として配付するようにいたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

28ページ、舗装路面補修委託料2,480万円。

2者で西と東と分けて、交互でやってあると思うんですけど、いつから始まったのか。

その実績がどのように報告されているのか。

答えられる範囲でお答えをしていただきたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

路面補修自体は、以前から行っておりますけれども、道路パトロールを合わせて行うようになったのは、令和2年度からでございます。

で、おっしゃるように2者で、鳥栖地区をおおよそ2つに分けて、それぞれ主に、陥没等、そういう傷みが大きい道路、もしくは交通量の多い道路などを中心に業者にパトロールをしていただいております。

それ以前は市の職員だけでパトロールを行ってございましたけれども、業者にやっていただくことで市のパトロールがそれ以外のところでもできるようになったということで、補修材等の量は余計に必要にはなりませんけれども、今まで巡回していなかった道路などもパトロールできるようになったということで、ある程度広い範囲で道路陥没のパトロールがカバーできるようになってきたのではないかと考えております。

以上です。

小石弘和委員

令和3年度、4年度、どのくらいの実績が上がったかと。

市のほうに報告する義務があるんじゃないですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

失礼しました。

報告につきましては、毎月いただいております、パトロールの日数、それから補修をした箇所につきまして、写真等もつけて、報告をしていただいております。

以上です。

小石弘和委員

これは1者に対してどのくらいの実績が出ているわけですか。何か所ぐらい、そして週に何回パトロールしてあるのか。何時間。

斉藤了介維持管理課管理係長

令和2年度の実績で申しますと、大体この路面補修の舗装の打ち替えで92路線、実施をしております。

道路巡回につきましては、2者委託をしているんですけれども、大体週に一、二回、8地区ございますので、2週間に1回ぐらいを回るようなペースでございます。

で、1日当たり30キロを目安としておりますので、大体半日ぐらいをかけて実施をされているということでございます。

令和2年度の巡回の実績といたしましては、全部で156日と、259か所を補修しているということで報告を受けております。

以上でございます。

小石弘和委員

それから、29ページの工事請負費の轟木・村田線ですね。

主要事項に載っていますけど、120メートル、1,500万円。

大体、メーター数、幾らかかるんですか。

ここは一級市道ですか。

路面の舗装の厚さはどのくらいしてあるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

轟木・村田線につきましては、1級市道でございます。

今、メーター当たりですと1,500万円で120メーターですので、12万5,000円程度になるかと思えます。

で、舗装につきましては、2層の舗装打ち替えを予定しております、5センチと5センチの2層打ち替えということで予定しております。

また、その下の路盤の改良も合わせて行うようにしております。

以上です。

小石弘和委員

分かりました。ここは確かに、道路の横幅が物すごい——メートル数じゃないと私は思うんですよ。

メートル数であるなら、これは高過ぎるなど。あそこの横幅が物すごい広いんですよ。

ですから、前回が要するにもう220メートル、その先をもう補正組んでされていると思うんですよ。

これはもういろいろ、私たちも要望しておりますし、地元の要望、業者の要望もあったと思います。

確かに2層であるならば、大型トラックが通るから、安心で、次の舗装までは、相当な時間がかかるだろうと思っています。

よろしく願いしときます。

以上です。

久保山日出男委員長

できれば説明のときは幅員まで言っていたら、そのようになるんじゃないかなと思います。

ほかに。

江副康成委員

36ページの道路新設改良事業。この交差点の改良で、私も幾つもしたほうがいいかなと思うところが多々あって、ここもなされたほうがいいかなと思って、今回の事業に対してはいいんだらうと思うんですけども。

その場合、結局、今回一般財源2,200万円使って、工事やるわけですね。

基本的に、ダイレックスさんも土地を買収してから進めるわけですね、基本的にですね。

ですよ？そういった形まで踏み入ってやってもらえるパターンと、なかなかそこまで行かなくて、土地を寄附してもらえば進めるという、もう一つが下がった段階と、それでも前に進めたらいいんですけど。

その辺りの基準は何かあるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

加藤田町分の交差点、ここの箇所につきましては、正確ではないかもしれませんが、たしか平成23年から地元の要望として、信号機設置の要望でございますけれども、繰り返し、町からでしたり田代地区からでしたり、いろんな段階ございますけれども、要望を繰り返し行われております。

そういった中で、不幸にも死亡事故も――物損事故はそれまでも何件も起きておりましたけれども、死亡事故も発生したということで、そういったところを踏まえた地元の署名を含めた要望等も頂いていておりますので、こちらについては、なかなか相手といいましょうか、国道との交差点というところもございまして、いろいろなハードルもございまして、何とか信号機の設置に必要な、あそこの交差点については信号機が設置であるだろうというのは認識をしております。

で、信号機を設置するために必要な交差点改良を整備するというところでございまして、こちらについては交差点改良というよりも、もともと状態のまま、信号機をつけていただければそれが一番よかったですけれども、その辺りは、警察との協議の中で、必要な改良を今回行うようにしているというところでございます。

以上です。

江副康成委員

実際具体的に話をしますと、今は交差点の改良工事をお願いしているじゃないですか。

そこは、県道佐賀川久保線及び1級市道山浦・牛原線のところの交差点で、昔から片方しか信号機ないもんで、両面に設置及び交差点改良も、それこそ、うちのおやじが区長しよったときからやけん、十数年、大分前から繰り返し、繰り返し、歴代の区長さん、私から議員になってからもその都度、ずっと出して行って、繰り返し、繰り返しやったけれども、全然できない。

そういった中において、先に事業を進めばいいけれども、ほかんところもあると思うんですけど、要望書を何回も何回も出せということ、そういう手順があれば、そういう形だったら……

久保山日出男委員長

江副委員、よかったら予算に合う意見だけを。

江副康成委員

だからそういったところの、やっぱり基準みたいなやつを、明確にしてもらわないと、進め方がよく分かんない。事業がどうやったら進んでいくのか。

やっぱりもうちょっと明らかにしてもらわんといかんじゃないですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

私ども維持管理課としましては、まずは交通安全対策をどのように打っていくかと。

道路の改良というよりも交通安全対策をどのようにしていくかということで、今申し上げたとおり加藤田については、やはり信号は必要だろうと、信号をつけるために必要な改良を行いますということで取り組んでおります。

で、そのような交通量とかそれによって規模はいろいろあると思いますが、交通安全上必要な対策というのを中心に考えて対策を打ってまいりたいと考えているところでございます。

現時点でこの場で、例えば交通量が何台だとか、そういったものを持ち合わせているわけではございませんけれども、必要性の高いところから、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

江副康成委員

一言だけ。私が今言ったところの原古賀交差点も死亡事故が起きました。

そのときにも、もう極力してくださいと言ったけど、長かった。

今回いいですよ、一つの事例として、そういった形のやつを明確にして、やっぱり皆さんが分かるような形でやってもらおうと、このときはやる、このときはやらない。

それは不公平ですよ。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

交通安全施設の防護柵の話ですけれども、担当のほうで、県のほうにも、要望していただいているんですけれども、今回、交通安全対策の緊急対策で、予算がついているわけですが、これについて、やっぱり旭小学校に行く、青葉台から、村田からって言うこれは、やっぱり今県道であって、要するに防護柵しかついてないわけですね。

防護柵は車をとめるのはちょっと違って、転落防止のための防護柵であろうかと思うんですけれども、こういったところを、こういう国の予算があるときに、やはり改善をしていただくようにしていただきたいと思うんですけれども、いかがでございしますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

場所は県道でございしますけれども、県におきましても、必要な対策については、こういう財源があるときに、取り組んでいきたいという旨のことはおっしゃっていますので、県のほうにつきましても——市ももちろん必要な箇所をやっていく考えを持っておりますけれども、県においても、必要な箇所については、今の制度が一応5か年ということでもどになっておりますので、その中で年次的に計画をされていくものと考えております。

以上です。

齊藤正治委員

ぜひ、ガードパイプと防護柵の違いって言うのをきちんと認識していただいて、やはり対

応をしていただきたいと思いますので、ぜひともよろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

最後です。あんまり言いません。

26ページ、人件費、これ少ないんじゃないかな。

これ合計、課長、維持係6名、管理係6名、13名分。私は前から、委員会でもよく言っております。

とにかく行けば、空っぽですよ。

ですから、会計年度任用さんは、もう常時出ているし、地元から要望された部分をいつされますかって聞いたら、忘れた。

それだけ仕事が多いわけですよ。

ですから私は、増やしてくださいと委員会でも何回でも言っていて、今年増えているんですか？令和4年度は増えていますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今年度と同数になっております。

以上です。

小石弘和委員

部長さん、あなたもう来て1年ですよ。担当課に顔を出してありますか。

空っぽっちゃうようなことをよく見かけますか。とにかく何も仕事できていないんですよ。

お金があっても、それだけ作業がうまくいかないなら、どうしようもないじゃないですか。

あなた、鳴り物入りで国交省から来てあるんですよ。

そのぐらいの部下の面倒ぐらい見て、増やしていかなくちゃいけないんですよ。

金はあるんですよ。

しかし、現場に行く、いろいろする人が不足しているなら、どうしようもないんじゃないんですか。

ですから、要するにこの予算でも、増やしてくださいって言っているわけです。

管理係は交通対策の仕事もしておりますし、もういろいろなことをやると、もう二、三人しか対応できないような状況ですよ。

そういう点は配慮——もしできないなら、もう少し任用職員を増やしていただいて、本年度は対応していただくとか、

来年度は何名とか、そのぐらいのことは配慮していただきたい。

お答え、お願いしますよ。

福原茂建設部長

小石委員からおっしゃっていただいたとおり、私も維持管理課、維持係も含めて、席にいない、現場に出ているとか、来庁者の対応とか、そういったところで、なかなか人が足りず回っていないというところもありますし、作業員さんに関しても作業に出ていらっしゃるということで、全然、足りていないというところも認識しております。

そういった状況を体制等の補充等含めて今後も訴えていきたいと思っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

その関連で、その最たる理由が、例えば、28ページ草刈り委託料で、決算のときに業者委託と地元委託で地図を出してもらったんですよね。

残りはどうしているんですかって、市の職員が刈っていますと。

そういうことするから空っぽになると思うんですよね。

本来することじゃないんで、去年の予算等見たら、去年より452万8,000円増えている、草刈り委託料。

これの理由は、委託する先が増えたのか、それとも、委託単価が増えたのか、理由をお願いします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

これにつきましては、場所が増えたわけではなくて、今おっしゃった単価が増えたというところがございます。

以上です。

西依義規委員

場所は、令和3年9月決算のときにももらった地図と変わっていないということで、あと塗られていないところは、もう市の職員が刈っているってということですか。

現状何か変化ありましたか？

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

基本的には業者に委託する範囲というのは変わっておりませんので、ほかの部分については、会計年度任用職員を含む職員で対応していきたいと考えております。

西依義規委員

私も小石委員と同調しますが、職員さんが草を刈るのはやめてください。

もう足りないなら会計年度任用職員さんを雇って、専門でして、職員さんは本来やる業務に支障を来しているんで、草刈り1個やめるだけでも大分違うと思うんですよ。

そういうのを本当財政課にしっかり言って、もうその予算を、やっぱり会計年度任用職員さんを充実させて、職員さんが草刈るのっていう、やっぱり市民の皆さんもあんまりよく思っていないと思うんですよ、職員さんは。

えらく頑張っているように見えるけど、実は本来やる業務をやっていないということでもあるんで、ぜひその辺は、令和4年度途中に何か修正できるのか、令和5年度からやるのかっていう方針か何か、庁内検討とかなんかしていただいたりできますか？それとも、ちょっと検討するに値しないか、いかがですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ちょっとこの後の陳情の話にもつながっていくものかと思えますけれども、現在、草刈りにつきましては、もちろん会計年度任用職員もそのために雇用しております。

ただ、例えば去年まではやっていたけれども、今年は体を壊してできないとか、そういうお声とか、区長さんを通じてそういったお声が毎年のように上がってきております。

我々もいろいろ工夫はしておりますけれども、なかなか追いつかないという部分もございまして、昨年であれば災害対応が必要だったところもございまして、しばらくの間、草刈り作業自体ができなかったということもございました。

その分、どうしても今年度までは2人の職員でしたので、それでは追いつかずに、私どもの一般の職員といいたいでしょうか、毎日することはないですけれども、週に1回応援に、係から1人ずつとかいう形で対応しております。

なかなか草刈りにつきましては、どこまでやれるかというのがございます。

ただ一方で、やはり例えば、見通しがきかない場所、草が成長したことによって見通しが利きづらくなるというような場所については、早急の対応が必要というところもございまして、結果的に職員で対応せざるを得ない、我々の職員の立場のほうの職員で対応せざるを得ないと、会計年度任用職員も応援に入らざるを得ないというところで今やっているところでございます。

西依義規委員

僕は労務管理がしっかりできていないと思うんですよ、上司の2人がですよ。

結局、部下がどれぐらいの時間に草刈りに費やされたのかを把握して、それをしっかり財政課に持って行って、これだけの単価で上がっているんだという、そろばんを打ってもらって、それでもやっぱり、というような労務管理からしっかりしていかなと、説得力もないんで、週に1回ももちろん分かりますし、月に何時間草刈りに費やされるのかっていうのをぜ

ひ調査——分かるならお答えいただいでいいですけど、分からんなら、1か月以内に調査をしていただけたらなと思います。

調査できるかどうかだけ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

調査は記録を残していますので、それ自体を拾うことは可能です。

おおよそ週1回応援に、人が変わる分、例えば午前と午後で入れ替わるとか、そういったことを行っておりますけれども、そういった対応で、応援に、通常の維持係、管理係の職員が出ておりますので、要は1日ずつという形であります。

小石弘和委員

路面の草刈りを職員でされておりますけど、3人しかいらっしゃらないんですよ。

交通量の多いところ、私は何遍か見ますけど、1人は草刈りをやっている、1人はいろいろな物が飛ばないように車を移動させるとか、足りるわけなかった。

危険性があるんですよ。

もういろいろ小言を言わなくても、臨時でも、今から暑くなってくるんですよ。

臨時でもいいから、そういうふうな人を3人でも4人でも雇って、職員の手間を省かして、正規の職場でやらせていただいで、そうしたらうまく、スムーズに行くわけ。

任用じゃなくても、臨時でもいいやないですか。

そうすると、そういうような対応ができてきますよ、中途でも。

そのくらいはやっぱり意志がなからんと、維持管理課はやっていけないと思う。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

以上で、維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

陳情もありますので1件だけ進行させていただきます。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

陳 情

陳情第2号陳状

久保山日出男委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第2号陳状について議題といたします。

この際、協議に入ります前に、執行部よりこの陳情に関して御説明をお願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

陳情第2号でございます。

内容は道路のり面に発生する草の除却に関する陳情となっております。

これのうち、参考資料となっております市長宛て陳情に対する御説明ということでよろしゅうございますか。

では説明申し上げます。

陳情されておりますのは神辺町にお住まいの方で、陳情内容といたしましては、所有する農地に隣接する市道のり面の除草を今後、市で行うよう求めるものでございます。

場所については、位置図をおつけしているかと思っておりますので、御確認ください。

これにつきましては、文書での回答を求められておりますので、市の考え方を令和4年2月17日付で回答いたしております。

内容といたしましては、草刈りに地域の御協力をいただけない箇所につきまして、本市として、一般交通に支障を及ぼさないよう可能な範囲で対応していくということでいたしております。

草刈り作業の要望は、先ほど申し上げましたけれども、草刈り作業の要望は年々増えております。

一方で道路管理者は、道路通行に支障を及ぼさないように努める必要がありますことから、限度はございますが、可能な限り維持管理を行っていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

執行部の説明が終了いたしましたけれども、この件に関しまして、御意見のある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

この場所を見て、これは市が対応するような場所じゃないわけですよ。

こういうふうな陳情を、一々取り計らうということは、もうできないならできないってはっきり言ったほうがいいじゃないですか。

ここらは私たちも年に一遍——ここはもうポイ捨てが多くて、危なくて、こういうような

ところ、たくさんありますよ。

結局は維持管理課で対応すると、この部分だけ。

メーター数どのくらいあるんですか、これ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

御要望の箇所自体は、20メートル程度だったと思いますけれども、当然、門前の交差点の下から池田の公園のところの区間になってくるかと思imasるので、延長としてはかなりの距離になってくるかと思っております。

小石弘和委員

これ市長宛てで結局、陳情が来ているんですよ。これ何で、大石課長かい。市長名でお答えやこて。

市長宛てに来て、維持管理課の課長宛てに来とんなら、これはおかしいんじゃない？

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

これにつきまして、通常の業務の範囲内で箇所の対応と、新たな箇所の対応ということで認識しておりますので、これについて私の名前で回答を出したところでございます。

久保山日出男委員長

それから、このことに関しましては、議長宛てに来ていますので、その面で意見を申し上げます。(発言する者あり)

それに対しての御意見を申し上げます。

西依義規委員

先ほど言いました、地元委託している路線、業者に委託している路線、市が管理している路線の中で、この路線はどれになるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こちらについては、現在いずれにもお願いをしておりません。

地元の隣接する農地の所有者の方がこれまで除草していただいているものと考えております。

西依義規委員

いや、大石課長のお答えに、隣接する土地の方々や地元町区など地域の皆様の御協力によりって、いかにも地元がやっているみたいを書いてあるんですけど、私はどの路線でも、しっかりするべきだと思うんですよ。

この路線は神辺町区に委託するとか、そうせんと、地元の御厚意では。

それはやっぱりあんまりしたことなんで、やっぱ区長さんに言って、もちろん危険だから受けませんっていうパターンもあろうけど、その辺の協議は1回されたんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

神辺町区にも、この方のお話を受けて、御要望が出ておるといことでの御相談をしておりますが、神辺町について、ちょっと対応は難しいというようなお答えを頂いております。

久保山日出男委員長

だから、この陳情が出ている内容に対しての御意見、考え方を示していただければ、後は正副委員長でまとめて、提示する形を持たせていただきたいと思っておりますので、思い思いの意見はお願いいたします。

西依義規委員

道路管理者が管理するっていう原則でいいと思うんですよ、僕は。市道なら市、県道なら県。

だから、もう市道でしょう、これ。だから市が管理していただきたいというお答えではないかんですか。

皆さんいかがですか。

齊藤正治委員

当然、管理するのは当たり前だと思うんですけども、だからどこで線を引くかっていうのを、今実際やっていることと、なあなあでしているのも、いろんなあれがあるけんが、それが難しいという感じはしますけど。

だから一概に、道路管理者だけが――協力してくれるところは協力してもらっているところはあわけやけんが……

久保山日出男委員長

小石委員がおっしゃるように、こういうところまでしよったら、先ほどは職員を増やさんかかって言いながら、5つ？どうのっちゅうのもどうかなと思う気がする。

私の意見ですよ。

池田利幸委員

この陳情を見て、農業委員会っていうか、農林課のときにもこれがあつたんで触れたんですけど、多面的機能支援金っていうのが大体ある。

そこの部分で、見解としてどうなんだ、どういうことをやっているんだっていうことを、後から資料でもらうようにはしているんですけども、そのときに、農林課長の答弁は、のり面は田んぼではないとは言ったんですね。

それは分かるんですけど、だから、私も皆さんと一緒に、どこまでを市がやらなきゃいけないのか、どこまで協力体制をお願いできるのかっていうのをこの際、きれいにしたほうが、それをきれいにしようとしたら全部じゃあ市でやってくれよっていう話になることのほうが

多いけんが、なかなか触れないっていう事情は分かるんですけども。

けど、ある程度——今のこの陳情でいったら、赤の区画だけの、私の田っていうような要望で来ているんですよ。

ですけど、ほかの一並びずっとは、今までできてもらっている中で、そこだけするってわけにはいかないって話が重々あると思うんですよ。

だから、小石委員が言われたように、答弁として課長が答えを出すっていうのはおかしいのかなっていうふうには、私も思います。

あとは当委員会として答えを返すってところの部分では、私は明確に、一応この責任っていうのを把握っていうか、もう一度整理させるように執行部に対して、要望しましたっていうか、そういう部分の書き方しかできないんじゃないかなと。

これを受けなさいって私は言い切れないなとは思っております。

江副康成委員

結局、管理できなくなって、理屈からいえば、基本的には市道ののり面の下、境界のところから上の市道ののり面は、市ということになるんでしょうけれども。

従来、こういう田んぼのところは、基本的に田植だとか、稲刈りだとか、そういう耕作者の都合で、隣接して耕作している人が刈っていたというような経緯があるんですね、基本的に。

うちの近くでも、結局もう耕作もしきらんという形で、もう除草剤をまくと、まいていいかと、崩れても知らんぞというような話で、除草剤をまかれているところもございます。

基本的に、もともと隣接した人は自分の作業が困るから草刈りやっていて、草刈りやるのが一番理想でしょうけれども、やっぱり厳しい面もあるんですよ。

草刈りは手間もかかって。

となると、のり面が崩れないところで、除草剤をまくとか、そういったところの管理可能なのか、そういうところの模索をやっぱり考えないと、やっていけないんじゃないかなと。

もともと、これは1級市道か分かりませんが、里道、が市道のほうに、自分たちが通るけんが使っているような道、が拡張された道もいろいろございまして、それを全部市が、車が通れるような形の管理は当然、市がせんといかんけれども、その付接するところまで、全てトータル的に市が管理せんといかんというところまでっていうのは、なかなか現状として追いついていないんじゃないかなというところの、やっぱりそういう現状をお伝えするしかないんじゃないかなと思いますけどですね。

久保山日出男委員長

意見はまだありますけれども、一応、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時17分開会

久保山日出男委員長

再開します。

それでは、ほかに意見のある方。

西依義規委員

この道路の草刈りに関する陳情に関しましては、先ほどの委員会での意見を正副としてまとめ、また皆さんの方に御提示したいと思います。

よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

この件に関しましては、そのようで、ようございますか。(発言する者多数あり)

暫時休憩します。

午後1時17分休憩



午後1時18分開会

久保山日出男委員長

再開します。

西依義規委員

先ほどのをまとめさせていただくと、道路管理者は道路を良好な状態を保つように維持、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないよう努めることとされておりますので、議会としては、執行部にそういった維持管理に努めていただくよう申し述べてまいりたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

この件に関しましては、西依委員が申されたように、正副委員長で内容をまとめて、最終日に確認させていただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、陳情 2 号に関する協議を終わります。

次に、陳情第 5 号に関する協議を行います。

準備のために暫時休憩いたします。

午後 1 時 19 分 休憩

oo

午後 1 時 22 分 開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

陳 情

陳情第 5 号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての要望書

久保山日出男委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第 5 号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての要望書について議題といたします。

この際、協議に入ります前に、執行部より、この陳情に関して御説明をお願いしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

陳情第 5 号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての陳情書について、現状等について御説明させていただきます。

初めに、要望書に係る道路の現状等について御説明をいたします。

お配りしておりますA3の資料を御覧ください。

今回の要望につきましては、旭まちづくり推進センターと県道肥前旭停車場線をつなぐ市道儀徳町運動広場南線及び市道村内005号線の延長約290メートル区間における県道肥前旭停車場線と市道村内005号線の交差点整備及び当該区間の道路拡幅の要望となっているところ
です。

要望箇所の現状といたしましては、初めに、県道肥前旭停車場線と市道村内005号線の交差点につきまして、交差点北側の市道村内005号線側に開水路がございます。

その開水路には転落防止等の安全対策として現在ガードレールが設けられており、道路幅員が4メートルとなっております。

お配りしています資料の写真の1番及び2番の補助が交差点の部分となっております。

次に、道路拡幅の要望区間について、北側区間であります市道儀徳町運動広場南線につきましては、道路幅員が約6メートルの道路となっております。

また、南側区間の市道村内005号線につきましては、道路幅員が4.6メートルから5.2メートルで、緩やかなカーブとなっており、区間の一部には、道路の幹部に開水路が設けられている状況です。

写真でいう3番、4番の部分です。

3番が、市道村内005号線の区間になりまして道路の写真右側に開水路がございます。

4番につきましてが、市道儀徳町運動広場南線になりまして、儀徳のグラウンドの手前に向かっていく市道の部分になります。

続きまして、旭まちづくり推進センターについて御説明いたします。

市のまちづくり推進センターにつきましては、鳥栖市まちづくり推進センター条例において、地域における住民交流の促進、生涯学習の推進及び高齢者福祉の増進により、相互の絆を深め、地域課題の解決を図り、個性ある魅力あるまちづくりを推進するため、鳥栖市まちづくり推進センターを設置するとされており、1年を通して、様々な行事等に利用されているところ
です。

また、旭まちづくり推進センターにつきましては、自主避難所及び指定避難所になっており、地域住民の安心安全のために欠かすことのできない施設となっております。

ここからは、今回の要望に対する現時点の見解を御説明させていただきます。

説明は資料の番号順に御説明いたします。

資料の1から4の番号順に、まず1番になるんですけども、バスやトラックなどの大型の車両が進入できないというところにつきまして、まちづくり推進センターの運営等を担当

する市民協働推進課に確認をいたしましたところ、バス等の進入が必要な場合においては、現状で通行可能な車両にて御対応をいただいているということでございました。

次に②、自家用車同士の離合時の接触事故や、歩行者との接触事故が懸念されるということにつきまして交通安全を担当しております維持管理課に確認をいたしましたところ、今回の要望区間については、旭小学校の通学路に指定されており、歩行者の安全確保は重要であることから、今後、通学時間帯における交通量や通学状況等の把握を行い、必要に応じて対応を検討していきたいということでございました。

次に③、自主避難所や指定避難所が設置された際、避難経路や支援物資搬入経路の障害になるということにつきまして防災を担当する総務課に確認をいたしましたところ、支援物資の搬入については、職員等での搬入を考えているので、大型車までの想定はしていないということでございました。

このようなことから、現時点においては施設運営及び避難所として、大型車通行の必要性は低いものと考えているところです。

また、交通安全を主体とした交差点整備及び道路拡幅の検討といたしましても、今回の要望区間の周辺は住宅地であり、道路沿線に住宅が建ち並び、生活道路としての役割が大きいことから、道路整備による通過交通の増加や車両のスピードアップなど、新たな課題や、道路整備に伴う用地買収も想定されることから、慎重な検討が必要と考えているところでございます。

以上のことから、現時点におきましては、当該区間の大型通行を想定した道路整備等までは今考えていないところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

ありがとうございます。

この件に関しまして、御意見のある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

齊藤正治委員

道路整備は考えていないということでありますけれども、実際行ってみると、例えば、江島のほうから来た場合に、これすぐ左側に曲がれないんですね。

だからやっぱり、この角、1番目の電柱のある角とか、右側のガードレール等を外して、もう少し入り口を基本的には広くするということは、やっぱりこれはもう当然のことながら、中には入ってしまえば4.7メートルありますけれども、この離合するかは徐行しながら離合することは、別に無理がないと思うんですけれども。

また大型車っていうのは、バスが入れないとか、ここの角を削ってしまえば、もしかした

らバスも入れる可能性っていうのはあるのかも分かりませんが。

いけません、角を曲がるのが、大曲がりしなきゃ入れないというのが、今の状況ですよ。私も時々行きますけれども、曲がって、そしてここが下がっていますもんね。

町内のほうが。

県道のほうが高いわけですよ。

だから、そういったことからしてやっぱり曲がりにくいというのは、あります。

だからそこは、言ってみれば大体道路のプロだから、分かっちゃあろうばってんが、そういったところをやっぱり拡幅をお願いしたいと。

それともう一つは、やっぱり県道そのものが狭いんですよ。

だから、ここはやっぱり、十字路になってまして、今度、内水対策で道路面を、以前よりもちょっと広く使えるのかなっていう感じで、なっていますんで、交通量が、今まで以上にやっぱり増えてくる可能性というのはやっぱり高い。

非常時のときに、慌てる人の心があるときに、そういったときにやっぱり事故が起こりやすいというのはあるんだと思いますけど。

そういうことから、ぜひ拡幅をやらないんじゃないしに、より安全な方向に持っていかないとまちづくり推進センター言葉だけ避難所であって、なかなか中に入りにくいというようなことになりますんで、ぜひとも整備のほうをしていただきますようお願いいたします。

江副康成委員

私のほうからちょっとお話しさせていただくところ、図面の②を見ながらちょっと話しますけど、止まれの先にカラー舗装がありますけれども、用水路の上に手前のほうを、鉄板ですかね、なんか蓋をかぶせていますよね。

恐らくここを、子供たちというか、歩いていくといった場合にちょうど先に用水路が、蓋が切れていますよね。

要はこのガードレールの外側っていいですか、道路側を子供たちが来ているんでしょうけれども、道路のガードレールに守られた形で、子供たちが用水路の上を歩けるような、そういうような対応というのは、これを見る限り、やっぱりすぐやらんといかんのかなと思いますけれども。

その辺りの検討はどうなっているのかなと思いますけど。

これ質問していいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回、要望が道路の拡幅ということで出ておりますので、どこまでを想定されているのかというのは、はっきり分からない部分でございますけれども、道路に並行して走る水路の、

いわゆる蓋がけですね、これにつきまして水路の管理者、水利権、地元の了解が必要でございますが、その辺りの了解が取れるようであれば、要はガードレールをどけると、蓋がけをして、少しでもこの間口が広がるような対応をするということは通常、維持管理課で、町からの御要望等も頂いておりますので、その中の一環として、時期はお約束できませんけれども、対応することの検討は可能かと思っております。

以上です。

江副康成委員

合わせまして、4のところはもう幅員が6.1あるというのは、当然、これミニ開発されて、その区画道路というか、されているでしょうから、6メートル超すというのは当然でしょうと思いますけれども。

3の4.7メートルのところ、ここも側溝があつて、蓋をお願いできれば、されたほうが——全部が全部、広く出すのは厳しくても、ところどころ、離合場所とか、可能な限り、幅というようなところがあれば、積極的に、そういう対応をされたらいかがかなと、これ見る限り思いますけど、いかがでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

3番のところも同様に何度も申し上げますけど、水利権者の御了解が取れるのであればですけれども、蓋がけなどは通常、ほかの場所でも行っておりますので、こういった御要望を町なりから頂きまして、今回陳情でございますが、頂ければ維持管理課として、あとはちょっと順番は少しお待ちいただくことになるかもしれませんが、同様に対応することは可能かと考えております。

以上です。

池田利幸委員

今ちょっと御説明を聞いていた中で、現状的に拡幅は考えはないということでしょうけれども。

例えばこの写真の1番のところ、思いつ切りもう分譲地って書いてある、今、売りに出ている、立ち退きをどうのっていうところじゃないんですよね。

ですから、入り口を広げてやるのに、ここの分譲地の丸くなっている部分だけでも買って、整備してやるだけでも大分変わる。

で、さっきから言われていた写真2のところにつながっているんですかね、そこの部分で蓋がけをしてあつてっていうちょっとしたところで、入り口とかを広げる可能性が、これ分譲が全部終わって、ここが私有地になれば、私の土地になってしまえば、もう全く手につけられない、賠償っちゅうか、の部分になるでしょうけんが。

今、分譲のうちに、カーブの丸くなっている部分だけでも買うっていう検討はしてやってもいいんじゃないかなとは思いますが、それだけで、全然入り口の安全性——ここは入りにくいっていうことによって、手前の道、この大きなほうの道路との曲がるところの危険性回避っていう部分だけでも取ることは可能じゃないのかなっていうところと、写真の3番でいえば、この3番の部分は、冠水被害とかは、大雨の際に道がつかってしまうっていう可能性がある場所ではないんですか。

それちょっと1回聞いていいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

3番の箇所と、そのちょっと上の村内005号線と運動広場南線のところの、ちょうど境界辺りから南側については、通行止めまではしておりませんが、冠水は出ております。

ですので、その辺りの了解を含め、蓋かけの了解というのが必要になりますけれども——ということで、先ほど地元の了解と申し上げた部分でございます。

以上です。

池田利幸委員

その辺まで含めて、蓋がけだとか、それができないのであれば、ポストコーンとかで要は車ですね、まちづくり推進センターに向かっての避難路になるんでしょから、雨で冠水した状態での車の離合で、溝にはまるっていうのもありますし、蓋がけができないのであればポストコーンとかカラーコーン、可視化できるようにやるなりの対策とかは考えられるでしょうし。

根本的には今回のやつは要望としては広げてくださっていう話ではあるかもしれませんが、そこが現状で難しいのであれば、そういう部分は考えられるのかなっていうふうには私は思いますし、1番のところは、買えるときに買っとってやって、そういうことによって、危険回避の部分では入り口広げるだけでも違うんじゃないかなと私は思います。

西依義規委員

前回の所管事務で、鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業見直し案っていうのを御提案したんですよ、委員会として。

そこは区長からの要望という現行からじゃなくて、校区として、指定路線を選んでもらってそこを年次的に広げていきたいと思いますという委員会が提案をさせていただいたんですね。

もちろん僕も拡幅賛成ですが、そういうのを旭地区としてまとめていただいて、ここを旭地区の皆さんが、ここをモデルの路線にしようというような形で進められると、モデルケースになるかなと思う。

もちろん各町区のいろんな優先順位があるんで、ここが算定できるか分からんけど、それ

をやっぱり地域で上げてもらうような案でせないかんし、この間、委員会で提案したときは今まで用地は寄附だったんですね。

じゃなくて、しっかり買収とか奨励金によって買収しなさいというふうに提案させていただいたんで、そういう事業に当てはめていく等の可能性はありますか。

いかがですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

旭地区でこの路線をやっぺいこうということで指定をされれば、可能性としてはあると思います。

ただ、今、議員おっしゃったように、我々としては各地区、まず1路線からスタートしましょうということで、説明のときも申し上げたかと思います。

そういったところもございますので、先ほど水路のお話を申し上げたのは、要はそういうことなしに、拡張できる手法として、現在ある蓋をしてしまえば、ガードレールを外して、間口が少しでも広くなるということで対応は可能かということで申し上げておるところです。

ですので、今のお話でいきますと多分それ以上の拡張についてということの御趣旨でのお話だと思いますので、そこになりますと地域との共同事業というのが取り組めるのかとか、その辺りの話からにもなってますし、前回は申し上げましたが、1地区当たり5本も6本もというのは正直できないと思っていますので、その辺りがハードルになるのかなと思っています。

以上です。

西依義規委員

せっかく事業があるんですね。

それを見直し案でしっかり見直しをして、安全安心の道づくり事業の見直しをして、まず土地を買うと、地区から選んでみた路線には。

今のままじゃあ現行、寄附なんで、ちょっとまずその条例なり、要綱を見直してもらって、もちろん事業化はいつなるか分かんずよ。

まずそっちをせんと、拡張の優先順位なり、何でここだけ拡張になるかとかいうのもあるんで、そこをまず用地等寄附を見直すつもりはありますか、

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

閉会中審査の最後のところで申し上げたかと思いますがけれども、今、国のほうから急遽新しい補助制度の活用ということで、5年限定ですけれどもということで、制度が出来ております。

で、今、維持管理課としては、まずそちらの制度を活用することを考えております。

やはり補助制度として国からも補助金が入ってくるような仕組みにはなっておりますの、逆にそこに適用できるような箇所を先に優先して、やっていくというようなことを考えております。

正直、あっちもこっちもという同時にできるかどうかというところもございますので、我々の考えとしては、国の制度があるなら、まずそちらを活用していこうということを念頭に置いているところでございます。

以上です。

西依義規委員

さっき齊藤委員がおっしゃった鋭角のところは、これはどういう——売り地か何か、誰かが持っておる土地なんですか、民地でしょうけれども。

いや、そうやって、もたもたしている間に、そこに物が建って、あららってというパターンがあるんで、その方針なりを可能性としてあるんですか。

今のままじゃあそういった買収をするということにはならないでしょうか？何かありますか。

今の制度というか、今の執行部の……。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回の御要望の内容で、大型車のバスとか緊急車両とかの大型車ということを理由に挙げてありましたので、それに対してはそれぞれ担当課に聞き取って、どこまでの需要があるのかというのを担当課の考えを聞き取りをしたのを合わせて載せております。

今、通学路として、おっしゃるように、ちょうど交差点部分などは、やはり江副議員がおっしゃったように広げたほうが子供たちも通りやすくなるというところで、蓋がけについては可能かと思っておりますけれども、いわゆる大型車進入のための拡幅ということになりますと、住宅地の中に大型車を呼び込むのかということも出てまいりますので、今需要がどれだけあるのかということからすると、大型車通行を想定した道路の整備までは考えていないというお話を申し上げたところです。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

大型車というよりも、バスを——ここら辺は行事が多いから、いろんな団体さんがバスに乗るじゃないですか。

そのバスを、旭の旧農協、ドーンと突き当たったところの。

そこに待たせて、そこで乗っているというようなのが状況としてはあると。

だから、ここにどんどん入りなさい、入るとか入らんとかやらないけれども。

ただ問題は、カーブのところを広げれば、バスが2メートル前後、幅がそのくらいでしょうけれども、入りやすくなると。

今のままの状況では入れないですよ。

それともう一つ、やっぱりさっきから言うごと、2番の、先ほど江副議員が言うた、止まられて書いてあるところから、県道が高いがために、こんな斜めになって左右を見らにやいかんっていう。

それで、ある程度出ていかないかんから、非常に危ないわけですよ。

そういう状況で入らざるを得んということだから、できるだけ、今のうちに用地を買収して、必要なところを買収しながら、やっぱり見通しをよくしていかないと、まちセンは公共施設ですからね。

別に私たちの家でも何でもございません。

住宅街じゃあるけれども、その中にまちセンを置いているわけだから。

だから、それはやっぱり理解しながら、そういう認識をしながら、やっぱり入りやすいような、通りやすいような道路整備をしていってもらいたいというようなところですよ。

そんなに無理な話をしとるわけでも何でもございません。

特に遅れているわけだから、全体的に旭地区の開発っていったら、道路整備っていうのは検討をよろしくお願いします。

久保山日出男委員長

私のほうから、今までの意見をまとめさせていただいた中で、やはり当然、地元の関係者もおいででございませけれども、やはりまちづくりセンターが中心部に、そこに集中して、地区の方がお見えになるということでの改良でございませるので、先ほどより各委員から申されているように、交差点の改良、改修、あるいは買収を含める部分があれば、それを含めての改良、改修も含めての道路整備に努めていただきたいと。

こちらからのお願いを添えて出したいと思います。

その後に及んでは執行部でぜひともやっていただきますようお願いしときます。

ほかに意見おありでしょうか。

〔発言する者なし〕

それじゃあ、この件に関しましては、正副委員長で内容をまとめまして、最終日に確認させていただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、陳情第5号に関する協議を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部の準備のため、暫時休憩いたし

ます。

午後 1 時48分休憩



午後 1 時57分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



都市計画課

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を始めます。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

榎浩喜都市計画課長

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、都市計画課分の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入からでございます。

資料の41ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木手数料、節2都市計画使用料につきましては、公園使用料及び令和3年度に整備しました、鳥栖駅西駐車場及び鳥栖駅西広場に係る使用料でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業、都市公園事業でございます。

事業内容としましては、公園施設長寿命化事業は、文化芸術振興課所管の市民文化会館小ホールの改修等でございます。

都市公園事業につきましては、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた整備でございますが、都市計画課分といたしましては、第1駐車場の南側の舗装及び遊具広場の造成を予定しております。

スポーツ振興課分といたしましては、陸上競技場フィールドの芝張り替え及び400メートルトラックの全天候型への改修でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

雑入でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、項4雑入は、都市計画図白図の販売代金、また、公園に設置しております自動販売機の電気使用料でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

市債でございます。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、鳥栖駅6号線道路改良工事に係る起債でございます。

節3都市計画税につきましては、先ほど申し上げました公園施設長寿命化支援事業及び都市公園事業に係る起債でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

45ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、46ページのほうをお願いいたします。

鳥栖駅東6号線ほか1路線の通行障害等の局所的な交通課題への対策のため、変則交差点の改良や、安全なすれ違いが可能となる車線改良等の道路改良事業を行います。

場所は藤木町に建設されております久光スプリングス体育館横の市道でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会の委員報酬と会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までは、都市計画課職員12名分の人件費に要する予算でございます。

続きまして、節12委託料につきましては、都市計画街路図の修正に必要な都市計画変更図書に係る変更図書作成に係る委託料でございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

目1都市計画総務費、節13使用料及び賃借料につきましては、先ほど申しあげました都市計画審議会の視察研修の折のバスの借上料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金及び開発行為に伴う接続道路整備補助金でございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節1報酬から8旅費につきましては、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、公園管理に必要な消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

節12委託料につきましては、公園管理委託料といたしまして、公園の年間の管理、清掃、樹木伐採等でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

節14工事請負費でございます。

公園の照明をLED化する工事、フェンスや遊具を改修、設置する工事等を予定しております。

市民公園改修工事につきましては、51ページをお願いいたします。

市民公園につきましては、令和6年度開催予定の、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控えまして、利用者の方の快適性、円滑な利用に寄与するように、老朽化した市民公園内の園路、また、駐車場の増設、運動広場及び野外トイレ等の整備を順次行ってまいりました。

令和4年度につきましては、第1駐車場の南側にございます第1運動広場を舗装し、駐車場として整備する工事や駐車場東側、藤棚のある場所を遊具広場として活用するための造成工事等を予定しております。

続きまして、52ページのほうをお願いいたします。

目4緑化推進費、節7報償費、節10需用費につきましては、花とみどりの祭りの開催に要します経費等でございます。

節12委託料につきましては、市民公園、中心商店街等へのフラワーポット等の花苗の移植でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会の補助金でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、鳥栖駅西広場の管理、清掃委託料、

鳥栖駅西駐車場のコインパーキングの料金徴収を含めた管理委託料でございます。

以上で、都市計画課の当初予算の御説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

都市計画課の、令和4年度の当初予算の金額が何ぼかと、お尋ねします。

槇浩喜都市計画課長

令和4年度に係る都市計画課の歳入の予算につきましては、3億5,622万4,000円でございます。

歳出につきましては、3億3,473万2,000円でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

池田利幸委員

47ページですけれども、節12委託料の都市計画図変更業務委託料700万円。

詳細内容を教えてもらっていいですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

こちらにつきましては、今窓口のほうで閲覧をさせていただいております都市計画街路図が現状とちょっと相違ある箇所がございます、昨年の都市計画審議会のほうで御指摘をいただいております、その分を修正することに伴う業務委託になっております。

池田利幸委員

ちなみに御指摘いただいているっていう部分が、どういうふうな内容で変わっていくのか教えてもらっていいですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

都計審で御指摘いただきましたのが、都市計画道路の田代駅古賀線で、現状、34号から田代駅に向かって、T字路の三差路になっているところですが、キューピーの南側の都市計画道路ですが、整備自体は終わっておるんですが、都市計画の街路図上、現状ちょっと制限がかかったような街路図になっておりまして、土地利用の制限がちょっとかかっている状態がございますので、そちらもう整備が終わっているので、適切な形に都市計画図、街路図を修正する必要がありますので、その分に係る都市計画変更図書とか、そういった作成に係る調査業務を考えております。

池田利幸委員

基本的にはそのこの1か所の修正を今回の変更業務でやるってことなんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

そちらのものと、あとほかにも、市内のほうにそういった箇所がないかという調査も含めた業務を考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと、そうしたら、50ページの説明のところ、池田下ため池公園トイレ洋式化工事60万円ってなっているんですけど、これは、完全に大便器のほうを洋式化するだけってことですか、予算的にも。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

池田下ため池公園トイレ洋式化については、大便器のほうを洋式化する、小便器のほうはもう洋式になっていますので、水洗でということになります。

毎年1個ずつ洋式化を行っております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あそこのトイレ、私もちょこちょこ使わせていただくことが多いんですけども、小便器のほうも、もう洋式になっているのはもちろん分かっているんですけど、なかなかそんなにきれいとは言いがたいっていうか、便器を変えたときに、内装というか、少し塗り替えとかあって、本当にトイレ自体がきれいになったねってなっていたらありがたいなと思って、この予算だけいたら大便器だけなんだろうなっていう部分でちょっとお伺いしたんですけど。

ぜひ大便器をきれいにしたときに、中身の内装とか、塗り替えじゃないですけど、少しきれいになって、トイレがきれいになったなってなっていたらありがたいなとだけ申しとおきます。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

46ページの主要施策の、この交差点改良っていうか、交差点改良はいいんですけども、これから先ですね、市内のほうに向かうところ。

これは今後、検討されていくのか、いかないのか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

これから先といいますと地下道のほうに行く道……（発言する者あり）

今回の道路改良事業ですけれども、現状として、課題がある変則的な交差点と、幅員が、道路が直角に折れていますことから、大型車が通ったときに、前方の車両が通行できないという通行阻害が生じておりますので、それを是正するための交差点改良事業を考えております。

議員御指摘のとおりちょっと課題としては、あるかと思えますけれども、現時点ではちょっとこの、今回の工事はここだけと考えているところでございます。

以上です。

齊藤正治委員

あと何年ですか、味坂インターは。

通ってから考えるのではなくて、案内看板、それで指定していくのか。

こっちに入らないようにね。

3号線あっちの方面ですよとか、そういうふうな案内看板を造るのか、それともこういうふうになんか少しずつしていくのかというのは、やっぱ今後の課題であろうと思うんですよ。

先が見えない話じゃあございませんで、また渋滞に巻き込まれて行先がなくなったとか、地下道なんか行ってから、市内に入ってしまったら、途中でとまらないかんやったとか、そういう可能性もなきにしもあらず。

とりあえず検討していただけたらと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

47ページの、先ほどの池田委員のお話を聞きまして、ちょっとお聞きしようと思っているんですけども、都市計画審議会のほうで御指摘を受けて、変更もしなくちゃいけないというふうな、そういう話だったのかなとは聞いていて思ったんですけども、通常、都市計画図の変更のタイミングというのは、そういう指摘がなかったら、どういうタイミングで考えているのかお聞ききしたかったんですけど。

槇浩喜都市計画課長

都市計画図につきましては、都市計画決定が、それぞれございますけれども、変更があった折にしますけれども、定期的にも見直しをしてはおります。

以上でございます。

江副康成委員

その修正が主目的で、ほかに何かおかしいところはないかというふうなところで、すぐにもやるのかなというふうに聞こえたんですけども。

これから、新産業集積エリアあるいは味坂スマートインター、土地計画、いろいろ開発に伴って、市街化編入とか、そういったところが、イベントがずーっと行きそうなときに、結局700万円かけて、今の時点で――修正のためにやるべきなのかなというふうに思った関係で、例えば、おかしい箇所にシールを張るとか、そういうようなやり方でも、そこを訂正しなさいというのであればそういう方法もあるんじゃないかなと思ったものでお聞きしているんですけど。

槇浩喜都市計画課長

今回の調査業務につきましては、いわゆる街路図、都市計画図を直接修正する前の段階でそういった違いがあるところの箇所、最終的に都市計画決定というのをまた新たに都市計画審議会をしなければなりませんけれども、そういう設計の図書を作る業務でございます。

委員御指摘のとおり、閲覧するものにすぐに反映するってのは次の段階になってくるんですけども、おっしゃるように、次の都市計画図修正、皆さんに閲覧していただく部分を、修正するタイミングまでずっと、さっきおっしゃったような、ここはちょっとずれがあるということで、別にお客さんが来られたときに説明するという対応も考えております。

以上です。

江副康成委員

それはもうその程度にしまして、51ページ、市民公園の整備事業の中で、ちょうど今駐車場の整備のところを、左のほうに大きな図に移し替えられていますよね。

ちょうどその近くのところに斜めに線が1本入っているところがあるじゃないですか。

文化会館から下のほうに伸びる道路のことを今言っているんですけど。

その道路と大きな用水路というか、排水路っていうか、がありますよね。

そこが、その横の、文化会館の接続するところの駐車場の整備とか、あるいはグラウンドの整備とかされていますけれども、高低差が非常にあって、産総研のところの県有地に戻す作業もされていますけど、ちょうど今言った、道路と用水路だけが下のほうに落ちたような形になっとなって、土地利用上、非常にもったいないなというふうにちょっと見受けるんですけども。

そういったところを、道路のほうに、有効幅員というか、使い勝手がいいように、道路、あそこを上げて、別に何ら問題ないような気がするんですけど、そういったところの附帯的な工事とかは考えられなかったのかなあというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今言われた道路につきましては、県の道路でございますので、うちの事業では扱えないというのが実情になっております。

以上でございます。

江副康成委員

了解しました。

であれば、直接する、しないとは言えなくても、要望じゃないですけど、そういう形で、あそこを上げたとしても、ほかに迷惑かかる場所も全くないような気がするんですよ。

そういう意味で県との連携というか、その横は県有地ですから、県有地の利用価値も上がるんですよ。

そういう形の取組。

当然、事情分かりました。

鳥栖市のところじゃないから、そこまでは考慮してやっていないというのは分かったんですけど、全体的にいい方向に持っていくためにぜひ働きかけていただいて、やっていただいて道として利用しやすいようにしていただきたいなという要望で終わります。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

47ページですけれども、節8旅費の中に、一般旅費で大規模盛土造成地調査業務協議っていうのがあるんですけど。

これ、前回の委員会でも出ていましたし、国のほうで大規模造成の調査をなさっていう打ち出しがあった中で、この協議に行くっていうのは、鳥栖市単体じゃなくて、東部だとか、どっかで連携しながら造成をやっていくっていう意味で、どっかに出ていかなきゃいけないっていうことになるんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

こちらの一般旅費で計上させていただいておりますのが、大規模盛土を調査するに当たりますして、学識経験者から意見を聞きたいと考えております。

大学の先生のほうに協議に行く費用として計上させていただいております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは基本的には、工事というか業務自体は鳥栖市単体としてやっていく、その知見として専門家の意見を聞くための旅費っていうことですね。

分かりました。

ありがとうございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

すいません、47ページの都市計画総務費の人件費全般に関わることですが、地区計画の運用基準をつくっておられるっていうことがもちろんマスタープランにも書いてあるんですけど、それをつくる経過、どういう職員の皆さんで何人ぐらいかけて、どういう検討されているのか教えていただけますか。

槇浩喜都市計画課長

地区計画の運用基準につきましては、担当は庶務係、係長を入れて3人で作成しております。

私、含めて4人で検討をしているという段階でございます。

以上です。

西依義規委員

検討段階のタイムスケジュール的にはどういう今、例えば、たたきが出来たのか、それともまだ、他市の事例とかを調査されているのか。

いろんなパターンがあるんですけど、どの段階まで今行っていますか。

佐藤臣久都市計画課庶務係長

今年度までに関係課と協議をいたしまして、あらかたたたき台は出来ております。

再度、最近の大雨とかで、検討するところがまた出てきましたので、再度練って、また再度、関係課と協議をいたしまして、その後、庁内連携が図れました後に都市計画審議会等に諮っていきたいと考えております。

以上です。

西依義規委員

ということは、令和4年度の都市計画審議会にかけるっていうことでいいですか。

佐藤臣久都市計画課庶務係長

現在の予定では、令和4年度都市計画審議会にかける予定になっております。

以上です。

西依義規委員

例えば委員会として、その案みたいなやつを見せていただいて、要は民間が求めていることと、市がやろうとしていることの乖離であったりとかでしょ、ギャップであったりとか、

そういったところを意見するような時間っていうのを持っていただくことは可能ですか。

佐藤臣久都市計画課庶務係長

今の考えといたしましては、都市計画審議会、業界団体とか、議員さん含めて入っていただいておりますので、そこでとは思っておるんですけども御要望があれば、検討はさせていただきますと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。ほかに。

野下泰弘委員

53ページの鳥栖駅西に関することですが、まずこの西駐車場の確認ですが、立体駐車場と正面のところになるのでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

こちらでいう鳥栖駅西駐車場は今回整備して、広場として整備しているところの北側ですね、道路挟んだ北側の駐車場敷地にコインパーキング駐車場を予定しております、それに係る委託料になっております。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

この駐車場ですが、41ページですかね、に歳入のほうがあるんですけど、私は駅前で結構いい場所というふうに思っているんですけど、でも当初からもうマイナスっていう計算を見立てられているんですかね。

駐車場使用料が300万円ですね、ここに係る経費が365万円ぐらいですかね。

もともとから、ここはもう赤っていう考えでよろしいですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

駐車場に係る維持管理費っていうのがございますので、それに係る経費を計上させていただいております。

収入もあるんですけども、土地を管理していく費用に充てさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

野下泰弘委員

ここはもう無人ですよ、駐車場というのは。もうコインパーキングだと思うんですけど。

それでこの326万円というのがちょっと、私には適正か分からないんですけど、これはもう

設備代等も含めての委託？それとも、もう毎年売上げに応じて金額が変わっていくと、そういう条件があるのでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

委託料につきましては、機器を新たに設置をして、それで毎月料金を徴収したり、市に報告してもらったりというふうな業務を、6年間の長期継続契約で行うことで考えております。

一月当たりで割り返した分の、その月数分を毎年市から委託を受けた業者さんに払っていただくということで考えております。

収入につきましては、直接市のほうに入ってくるということでの形態を考えております。

以上です。

野下泰弘委員

6年契約ということだったら、その設備に関してももう6年で償却が終わるという形で、7年目に関してはその委託料も下がるという考えでよろしいですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

基本的に6年での契約になります。

6年以降につきましては、新たに業者さんを決めるための入札なりの手続きを行うということを考えております。

以上です。

野下泰弘委員

そうすると、もう機械は撤収ということですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

そうです。

6年たったら機械をもう撤去していただくという条件での契約になります。

以上です。

野下泰弘委員

ここの業者ってのはもう決まっているんですか、もう入札になるのでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

新年度に入りまして、入札の手続きを取っていきたいと思っております。

まだ現在決まっておりません。

以上です。

野下泰弘委員

そうしたら、入札でもう少し下がるという可能性もあるということなんで、了解いたしました。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

池田利幸委員

6年契約で入札をかけられるってことで、単純に聞くだけですけど、6年契約、要は6年間鳥栖駅の整備を進めないっていう考えになるのか、それとも、6年契約でやっているけど、計画が始まったら、もうそこの部分を更地に戻すっていう計画を打った条件の中で入札をかけるのか、その辺はどうされるんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

今回から、こういうパーキングの精算所ということで、市の長期継続の条例のほうで、対象の機器になっていましたので、それにのっかって6年契約ということになってまいります。

議員御指摘のとおりですね、事業が再開したときどうなるかということですが、その時点で契約を打ち切って、そのときの残りの、違約金という形になるかもしれませんが、そのときに応じた形でその業者さんとお話をさせていただくということになるだろうかと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ないようでしたら、質疑を終わります。

以上で、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩



午後2時38分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

節10需用費につきましては、主なものとしまして、印刷製本費として、鳥栖市バスマップ印刷代、光熱費として、鳥栖駅前広場及び鳥栖駅東駐車場等の電気料金、鳥栖駅前広場の修繕料でございます。

節11役務費につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料金が電子マネーで支払われた際の料金徴収に係る手数料でございます。

節12委託料、鳥栖駅東駐車場委託管理料につきましては、鳥栖駅東駐車場の利用料金の集金、駐車場料金精算機器の管理及び駐車場巡回清掃等の管理委託に係る費用でございます。

次に、ミニバス運行業務委託料につきましては、市内4路線のミニバス運行に係る運行事業者への委託料でございます。

詳細につきましては、58ページの主要事項説明で御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

目的につきましては、交通空白地域への対応として、引き続き、鳥栖、田代地区及び基里、旭地区にミニバスの運行を行います。

運行日数は令和4年度は291日を予定しております。

日曜日、祝日、お盆、年末年始は、運行は休業いたしております。

鳥栖地区につきましては、月水金の南北各6便、田代地区は火木土の東西各6便、基里地区は、火木土の1日各7便、旭地区は月水金の1日各5便で運行しております。

運賃は一律200円で、乗客定員は9人です。

予算につきましては、先ほど言いました地域公共交通会議委員の謝金、報償費15万3,000円、バスマップ印刷費42万9,000円、運行委託料といたしまして、鳥栖地区、田代地区運行業務委託料が488万円。

基里地区、旭地区が333万6,000円の合計821万6,000円となっております。

委員会資料59ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄1項目めの県道路愛護協会負担金から、5項目めの九州国道協会負担金は、本市が加盟しております国道等に係る団体及び期成会の負担金でございます。

次に、最終項目の地方バス路線維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀が運行しております市内3路線及び広域線3路線の路線維持に係る補助金でございます。

詳細につきましては、委員会資料60ページの主要事項説明書で御説明いたします。

本年度予算額は6,357万8,000円で、前年度比で487万6,000円の増額となっております。

令和3年度当初予算額と比べまして、運行経費の増加や、運行収入の減少が見込まれるため、また、市の補助金額の増額を見込んでいるところでございます。

目的につきましては、先ほど言いましたように市内を運行する路線バスの運行事業者に対し補助金を交付することで路線バスの維持を図ることでございます。

予算につきましては、市内線の補助額といたしまして、河内線、麓線、弥生が丘線 3 路線の合計が3,223万6,000円。

広域線の補助額といたしまして久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線の 3 路線の合計で3,134万2,000円となっております。

59ページに戻ってください。

項 6 新幹線対策費、目 1 新幹線対策費で御説明いたします。

節10需用費の主なものといたしまして、光熱水費として、新鳥栖駅周辺施設及び減温水施設の電気料、新鳥栖駅みんなのトイレ、観光施設の上下水道料金でございます。

61ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、新鳥栖駅駐車場の料金が電子マネーで支払われた際の料金徴収に係る手数料でございます。

節12委託料の新鳥栖駅周辺施設管理委託料の内容といたしまして、新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路清掃委託、新鳥栖駅周辺市営駐車場の利用料金の集金、駐車場料金精算機器の管理及び駐車場巡回清掃等の委託に係る費用でございます。

2 項目め、用水施設維持管理業務委託料につきましては、河内町及び山浦町にあります用水施設の管理業務に係る委託費用でございます。

62ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

1 項目め、ミニバス（基里・旭地区）運行事業委託料につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度までのミニバス運行事業委託料に係る債務負担行為でございます。

令和 4 年度は 3 年目になります。

2 項目め、ミニバス（鳥栖・田代地区）運行事業委託料につきましては、令和 4 年度から令和 8 年度までのミニバス運行事業委託料に係る債務負担行為でございます。

令和 4 年度は 1 年目になります。

以上、議案乙第 9 号令和 4 年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通対策課分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

小石弘和委員

令和4年度の国道・交通対策課の当初予算の歳入と歳出を教えてください。

合計額。

佐藤正己国道・交通対策課長

歳入が7,969万5,000円でございます。

歳出が1億4,068万9,000円でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

58ページをお願いします。

目的として、交通空白地域への対応として、鳥栖・田代地区及び基里・旭地区のミニバス運行を行うということで、補正でもありましたけど、乗車率が落ちているっていう部分で、ミニバスの乗車率っていうのは今どれくらいに、現状なっているものなんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

ミニバスの乗車率についてでございますけれども……。

佐藤正己国道・交通対策課長

令和3年度が1便当たり3.9人、定員数9人で3.9人でございます。令和2年度につきましては、4.1人、1便当たり4.1人ぐらい乗っていただいているってことでございます。

池田利幸委員

令和3年が3.9人、令和2年が4.1人で減少っていうことですがけれども、単純にそれは全体的な話だけで、もともと4つの路線で乗車率って違ったはずなんですよ。

今度そこまで教えてください、今、言いませんので。

で、その方々のお話を聞いている中で、基本的に、乗っても行きたい場所に行けないって言われる方が多いんですよ。

過去にいろんな方も一般質問されましたし、僕も一般質問してきたんですけど、乗車率は——100円まで下げてほしいという声ももちろんありますし、半額にしたらまだ乗れる。

あと、乗換えをしないと目的地に行けないって、乗り換える度にお金が加算していくけん、結局一緒。

行きたいところ行けないし、お金がかかるっていうお話とかも出てきていたんですけど、その中で多分、委員会とかでも視察とか行った中で、1回乗って目的地まで片道で電子マネーとかで同じ金額で行けるとか、乗換えできるとか、そういう部分がないと、ここから先も乗車率っていうのは上がっていかないと思うし、特にコロナもあって、まだ密を避けたいという部分ももちろんありますけれども。

それと別に、やっぱり乗っていききたい、免許返納っていう部分で、ずっと返していきなさいよって高齢化の中で、返してくださいねって言うている中で、その利便性が上がらないことには乗車率って上がらないんじゃないかなと思うんですけど。

その辺っていうのは考えられているのか。

もう単純に現状どおりでやります、200円でやりますよっていうのが、今回この予算で出てきているってことは、今年度はそうするっていう予定だとは思いますが。

今後どう考えられていらっしゃるのかなと思ひまして、ちょっと聞いてもいいですか。

佐藤正己 国道・交通対策課長

ミニバスの運行につきましては、各地区のほうから、便の関係であるとか、目的地に行けないとかっていうお声はよく頂いているところでございます。

現在の鳥栖市の公共交通網計画が、6年間の計画の中間年に来年度が当たりますので、国道・交通対策課としては、来年度、各区長さんとかに、どういった部分が、地元からの問題が上がっているかとかをお聞きして、その中で、路線の組替えであるとか、さっき言った要望の部分とかを満たせるような路線の考え方とかをちょっと見直していききたい——見直してすぐ路線変更できるかという、また民間バス事業者と競合するっていう場合は、まだちょっと問題なってきますので、そういった路線の見直しの部分の検討とかを区長さんであるとか、老人クラブの代表であるとかそういう方たちとのお話をして計画を練って、令和5年度6年度できちとした形にできればというふうに考えているところでございます。

池田利幸 委員

ありがとうございます。

基本的には網形成計画に沿ってやっているんで、交通空白地域を埋めるっていう定義っていうのが、もともとある中でってことで、バス路線から300メートルでしたっけ？それと、鉄道駅から500メートルっていう、そこを埋めますよの計画の中で動いているっていう部分あるんですけど。

もうそれで対応できない状況に、高齢化ってなっているんですよ。

皆さんやっぱり高齢者の方々が300メートル先まで行かなきゃ乗れないとか。

そういう部分で、高齢化地域っていうのがどんどん出てきていて、特に山間部、山間部だけではないんですけども、そういうところでも、結局利用したいけど、そこまでも行けないとかいう部分。

そこはしっかりお話を聞きながら柔軟な対応でその定義から外れるから無理ですよとかいう部分じゃなく、しっかり話を聞きながらぜひやってほしいなと思います。

久保山日出男 委員長

ほかに。

野下泰弘委員

お伺いしたいのが、このミニバスとバスですが、このバスチケットって今年も売られるんですか。

安く乗れるというチケットがあったと思うんですけど、「高齢者」と呼ぶ者あり)

そうですね、担当課が別になると思うんですけど。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

高齢者福祉乗車券と回数券とございますけれども、高齢者福祉乗車券は福祉のほうでされる予定です。

回数券については、国道・交通対策課のほうで、引き続き販売する予定です。

以上です。

野下泰弘委員

それを使うと200円で乗れるのが、一体幾らまで下がるんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

まず、ミニバスの回数券についてですけれども、1回200円の乗車について、11回分のつづりを2,000円で買えて、1回お得になるような形の回数券です。

あと高齢者福祉乗車券のほうは、5,000円分の金額のチケットを1,500円で購入できるというもので、7割引きって形になっています。

以上です。

野下泰弘委員

そうすると、この5,000円のほうは民間のほうしか使えないですか。

ミニバスのほうでも利用できるんですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

市内のバス停で乗車できるバスですから、西鉄バスもありますし、ミニバスでも両方使えます。

野下泰弘委員

そうすると、この5,000円のチケットから200円のミニバスも払えるということですね。

佐藤正己国道・交通対策課長

高齢者福祉乗車券は、ミニバスでも使えるって形になります。

西依義規委員

先ほどの58ページの交通空白地域の対応って書いていらっしゃるんですけど、これ、毎日じゃないんですよね。

いかにも対応されているかのようにおっしゃっているんですけど、1日おきで僕は対応したって言ってほしくないですよ。

通常、毎日ですよ。

普通は。

それはもう、2時間に1本、3時間に1本でもいいでしょうけど、毎日ですよ、通常、求めるところは。

おまけに最後に、債務負担行為まで書かれて令和8年度までこの方針で行くのかっていうところに僕がっかりしているんですけど。

市民サービスを毎日運行に、例えば検討して、幾らの経費がかかって、それだと無理なのか、いいのかっていう検討はされたことはあるんですか。

佐藤正己 国道・交通対策課長

私も1年目の終わりで、前のことは分かりませんが、令和3年度についてはそういった部分はしておりませんので、先ほど言いましたように来年度御意見を聞いて、毎日運行であるとか、目的地に行けるようなバスの運行とか、市役所にも来たいとかいう御意見、走っていないところに入れてほしいとかっていう要望が幾つか聞こえてきますので、そういうふうな部分について、お話を伺って、本当にどういうふうな形——今ある路線では十分ではないと思っておりますので、どういった形がいいのかというのをお話を聞いた上で、また路線とか、時間、西鉄バス乗り継ぎであるとかJRと乗り継ぎの部分とか、そういうのはちょっと考えていきたいと思っております。

西依義規 委員

お金をかけるところはかけていただいたほうがいいと思うんですよ、市民の方も。

もっとバスが利用——だから悪循環なんですよ、乗らないから減らして、また乗らないとなるんで。

便数を増やして、何とかそういう……。

3年続いて、やっぱ無理なら無理でもいいでしょうけど、やっぱり毎日運行を1回求めてみらんと、これからの高齢化社会、市役所さんがそれでいいと思っていることに、非常に残念に思っていますんで、ぜひ1回検討して、幾ら経費がかかって、本当に毎日は倍かかるのか、いやいや、業者さんがうまい具合に回せて、1.8倍ぐらいで収まるのか分かりませんが。

ぜひその辺は、中間年度のときに、しっかり検証してください。

久保山日出男 委員長

ほかに。

小石弘和 委員

先ほどの回数券の件。

令和3年度は全部でどのくらい売れたんですか。

佐藤正己 国道・交通対策課長

ちょっと今手元に資料がございませんので、御回答できませんが、バス運行事業者から回数券の購入冊数とか、毎月報告がっておりますので、改めて報告ということによろしいでしょうか。

申しわけありません。

小石弘和 委員

それから、60ページの西鉄バス運行事業。

予算がこれだけ——大体その乗降ですか、どのくらい見込んで、これだけのあれですか。

結局、乗客がなければ、まだ増えるわけでしょう？ですから、令和3年度、6路線でどのくらいの乗降があったのかということ。

佐藤正己 国道・交通対策課長

広域3路線で、久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線でいきますと、令和3年度の利用者数、これ補助金ベースになりますので、令和2年の10月から令和3年の9月までの乗車数になりますけれど、30万8,199人の御利用をいただいております。

令和2年度が32万5,479人。

やはり1万7,000人ぐらいは減少している形になっております。

で、運行経費は令和3年度が1億4,057万3,000円。

運行収入が5,167万7,000円。

国庫補助が2,331万5,000円ですんで、市の補助金が3,000万718円ってなっております。

やはり広域3路線はある程度、利用者数は見込みができるんですけど、市内3路線になりますと、令和3年度が8万3,270人。

運行経費4,746万1,000円。

運行収入が1,200万2,000円、国庫補助が362万9,000円で、市の補助金が3,183万円という形になってきております。

ある程度、この広域線の利用はいただいていると思うんですけど、市内線3路線ですね。特に、河内線、麓線の利用がやっぱり少ないという状況は確認ができております。

小石弘和 委員

今、課長が答弁されたもの自体、市内線が令和元年、2年、3年の乗降客が何名。

市の負担金は幾ら。

それから広域線。

これも令和元年、2年、3年、乗降客が何名。

結局国の補助が幾ら、ちょっと表で、出していただきたいと思います。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

55ページの国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業の受託料。

これもうちちょっと詳しく教えていただけませんか、4,100万円。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業の事業内容ですね。（発言する者あり）

佐藤正己国道・交通対策課長

国道3号拡幅用地といたしましては、曾根崎町にあります大和リース株式会社さんのと原町にあります、個人の方の土地の先行取得を令和2年度にしております。

令和3年度も繰越しをして、個人の方の場合、令和3年度繰越しをして取得をしております。

今回、買戻しに該当いたしますのは、曾根崎町にありました、大和リース様の土地の分で来年度、買戻しをするというか、国が買い戻しをされますので、その分の代金を頂くという形になります。

4か年に分けて、その先と大和さんと個人さんの分を合わせて国のほうと4か年で買戻しをするという協定を結んでおりますので、その分の2年目ということになります。

江副康成委員

結局、購入するときは鳥栖市が買うということになるわけですか。

そういうことだと思うんですけど、そのときに、事業認定を受けておると思うんですけども、公的な、いろいろ買った人の立場、買った場合には国が購入するのと同じような形で購入できると思ってよろしいですか。

先行取得の場合。税控除とか含めて、いろいろ。

それはどうですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

今回、主要事業ということになっています。国と一緒にいうかですね。

江副康成委員

あと1つ、今回ちょっと、目に留まったものですから、61ページで用地借上料あるじゃないですか。歳出の部分で。

みんなのトイレの分は分かるんですよ。

機構の施設を借上使用料だと思うんですが、パーク・アンド・ライドの駐車場、2,660平米の借り上げるって、これどこの部分のことを指しているのかなっていうのがよく分かんない。

佐藤正己国道・交通対策課長

パーク・アンド・ライド第2駐車場の高架下土地の賃借料でございます。

江副康成委員

ということは、高架下だから、下は機構さんの土地だからということですね。

了解しました。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

今、駐車場関係が、電子決済がほとんど使えるようになってきているんですけど、そのの使用率と、もう一つお伺いしたいのが、今、決済としてどういったものができるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

佐藤正己国道・交通対策課長

電子マネーの利用率につきましては、令和4年1月末で鳥栖、新鳥栖駅の分でいきますと27.4%で、令和2年度が28.9%ですね。

で、一応委託先がJR関係の事業所になっておりますので、スイカとかスゴカとか、ニモカとか、交通系ICの分は一応使えるようになっておりますけれども、PayPayとか、そこら辺はまだ——じゃないかなと思います。

野下泰弘委員

電子決済で、恐らくそのJR関係のところが入っているなと思っていたんですけど、もう一個、どこか大手さん入れることっていうのは、もう不可能なんですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

この委託については入札をかけておりますので、そういった入札業者さんで入ってこられて、さっき言った電子決済、今はやりの電子計算の精算機器を導入されればそこが変わるような形になるかと思います。

野下泰弘委員

現状、交通系しか使えないので、できればもっと生活——交通系もいいんですけども、もう一つぐらい大手さんを入れていただけるとすごく使いやすくなるので、ちょっと入札ということで、なかなかいろいろできはしないと思いますが、よろしくお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

この後、陳情の件でもあると思うんですけど、61ページのみんなのトイレ及び自由通路清掃業務の、これはトイレと通路で分けることはできる？一体的な委託業務ですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

一体的な委託契約をしております。

西依義規委員

清掃頻度は毎日とか何か決まっているんですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

トイレ、自由通路、観光案内場につきましては、毎日のふき掃除等でございまして、定期清掃として月1回、床洗浄等をしてもらっております。

トイレから通路から全部床清掃とか、してもらっている状況でござい、

西依義規委員

毎年、入札？今年はどこ業者さんがされたんですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

3年の長期継続契約をしておりますので、新鳥栖駅でいきますと、令和5年の3月31日が満了という形になりますので、委託先はマベック鳥栖営業所さんでございまして。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑終わります。

それでは、国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。



陳 情

陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める要望書

久保山日出男委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める要望書について、議題といたします。

この際、協議に入ります前に、執行部より、この陳情に関して御説明をお願いしたいと思います

います。

執行部の説明をお願いします。

佐藤正己 国道・交通対策課長

お配りしている参考資料を基に説明をさせていただきます。

参考資料の2ページ目をお願いいたします。

2ページ目最初の文章、J R九州からの依頼内容といたしましては、理由といたしまして、近隣の人口減少に加え、将来の労力不足、自然災害と鉄道を取り巻く環境が非常に厳しくなったこと、また新型コロナウイルスの影響に、手数料の減少、ウェブ会議やテレワーク等による生活様式の変更により、鉄道旅客運輸収入は、会社発足以来、最低の水準になっているということで、長期的な交通ネットワークを維持のために収支改善に取り組んでいるということが主な理由となっております。

鳥栖市のほうには田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅トイレについて、永続的に維持管理を実施していくことが困難であるため、令和3年度末に使用停止をしたいと。

その際に、もし鳥栖市のほうで維持管理を行うことができるならば、お願いしたいということでの検討を依頼されたところでございます。

J R九州から示された条件といたしましては、J R九州からの財産譲渡は行わず、保守区分等を定めた管理協定を締結し、同社の財産のまま市が維持管理をすること。

それから、維持管理に要する費用は全て市の負担であること。

それと、市の費用負担により、電気設備、給排水設備等の設備分離、または子メーターの設置を行うこと。

それとJ R九州としては鉄道利用者に全ての列車内に設置している案内をするということでございます。

3ページをお願いいたします。

これまでの経過といたしまして10月13日にJ R九州のほうから、最初に挙げました理由を基に駅営業体制等の変更についての説明を受けました。

鳥栖市は鳥栖駅、弥生が丘駅のきっぷ販売の窓口の廃止と、鳥栖駅のみどりの窓口の営業時間の短縮等の連絡がありまして、それと別に、案件として、田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅の各駅トイレを閉鎖する考えがあることを示されました。

そのときに、J R九州からはプレスリリースをするときにはまでは、市内部のみの情報共有にとどめていただくようお願いするというふうに言われたところでございます。

それで11月8日に、J R九州から3駅の廃止が決定しましたので、維持管理の検討を正式に依頼されたところでございます。

あと、11月20日に総合政策課と協議をいたしまして、3駅のトイレの維持管理について、駅の利用状況や無人駅トイレの他事例、維持管理に係る想定費用を基に協議を行いました。

その中で、総合政策課のほうから言われたのは、平成26年度に、JR九州により駅業務の一部委託についての検討を打診され、市として委託を受けない決定を行っている。

前回の方針を覆すような理由がなければ、今回の駅トイレの維持管理の打診についても方針は同様となるのではという考えを示されましたので、一応その場で会議終わっているところでございます。

11月25日から12月16日にかけて建設部長協議、総合政策課協議、副市長協議、総務部長協議、市長協議等を行いまして、最終的に、JR九州の財産である鉄道利用者のみが利用する施設の維持管理を市が行うことになることは難しく、以下のような状況であることから、平成29年の方針のように駅トイレの維持管理を行うこととした、ということで、JR九州が案内するとおり、鉄道利用者は列車内のトイレを使用でき、鉄道運行そのものには影響なく、路線も引き続き存続することから、駅の業務としてはこのままの対応が可能であるという判断をしたこと、将来、駅トイレの必要性が生じた場合には、対応が可能であるということで、現時点での管理をしないということで、12月24日にJR九州に対して、市としては維持管理を受けないということを回答したところでございます。

それから、1月17日にJR九州が、2月28日をもって駅トイレを閉鎖するということを3駅に掲示し、駅利用者へ周知をされたところでございます。

4ページをお願いいたします。

想定される費用として、JR試算ですけれども、電気設備、給排水設備の分離工事を行う、1駅につき約100万円を見込んでおります。

3駅で300万円ほどになります。

子メーターのみの設置であれば、給排水設備の分離は行わずに、電気設備だけの子メーター設置であれば、1駅辺り20万円ぐらいっていうふうを示されて、その場合では60万円という形になっております。

次に、維持管理費用としましてJR九州さんのほうでは、乗降客数が1日1,000人の場合の算出を基に、電気水道、清掃代、消耗品等ということで、概算として50万円ということで示されておりまして、3駅で150万円というふうになっております。

一応市としても、試算をしたほうが良いということで、清掃委託、これは市の業務を委託している業者さんに確認したところ、JR九州さんと同じように週2日の日常清掃、月1回の定期清掃をした場合は、67万4,000円。

上下水道料金が、便器の種類によって水道料金が違ってきますので、12万円程度。

それから、消耗品としてトイレトペーパーとか、掃除用品等を考えて4万円程度。
電気料としては2万円。

トイレの修繕等、発生する場合として、一応これは市のいろんな形で修繕費等を計上する場合、10万円ぐらいになっていますんで、10万円にした場合で年間95万4,000円、1駅にかかるんじゃないかというふうに判断したところでございます。

それから5ページ以降につきましては、各駅のトイレの設置状況でございます。

肥前旭駅につきましては、入り口を入られまして、真っすぐ行きますと、女子トイレと男子トイレが別々にある状況でございます。

肥前旭駅だけは改札の外にあるトイレになっております。

6ページをお願いいたします。

田代駅になりますけれども、改札を通過してトイレに行くような形の構造になっております。

肥前麓駅につきましては、田代駅と同様に、改札を通過した上でトイレの入り口が、線路側の1番ホームのほうにありますので、改札を通過してからトイレを利用させていただく形状となっております。

資料につきましてはの説明は以上でございます。

続きまして、要望書のNo. 2について説明をさせていただきたいと思っております。

この項目の1番目の、いつ頃話を決定したのかってところになりますけれども、JR九州は鳥栖市に12月にトイレを廃止することを連絡しているっていう、これはもう11月ですのでお願いいたします。

それと、市のほうで維持管理できないのであれば委託、これはJR九州は委託する予定はございません。

あくまでも鳥栖市の維持管理のみを言われております。

それから項目3の、JR九州は張り紙の前に市に確認を取っている、これは住民の声を確認したのかっていうところになりますけど、市の回答で多くの利用者の声を確認しているってなっておりますが、ここについては、旭地区の会長さんのほうに私が説明しているところで、話を途中――私が多くの利用者の声を確認――閉鎖された後とかに、お声を確認して対応とかを考えたいっていうふうに言おうとしたところで話を遮られまして、多くの声を確認というところだけを捉えているんじゃないかというふうに考えられているところでございます。

それから、3番目のJR九州により廃止についての部分は、鳥栖地区は4か所、これは3か所の間違いでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

この件に関して御意見がある方は、挙手の上、御発言をお願いします。

小石弘和委員

これは最終的に市の結論はどうなの？もう結局、これやらなくちゃいけないような恰好になっているから、はっきり、市の結論たい。

出とるなら、それをやるならやる、やらないならやらない、市の管理でやると。

結論はもう出さないかん時期やから、もうはっきり言ったら？

佐藤正己国道・交通対策課長

詳細なことはちょっとお伝えできませんが、区長会のほうとずっと今3月になって、いろいろお話をしている状況で、1日、7日、それから22日にまたお話をさせていただいて、その中で幾つか提案をさせていただいております。

あとJRさんに問合せした分の内容が確定していませんので、具体的にお答えができませんが、なるべくそういった地元での管理とかができるような御協力をお願いするようなちょっと提案はさせていただいているところでございます。

小石弘和委員

結論は大体そういう、地元でしていただき——そういうふうなところの、例えば、細かいところの経費面、こういうふうな面は、市が持つというようなことで理解していいわけですか。

佐藤正己国道・交通対策課長

委員会資料のほうに幾つか資料で金額等を出している部分がございますが、JR九州さんが持ってもいいという部分もあるように伺っているときもありますので、そこら辺を今確認とかをさせていただいて、しているところでございます。

ですので、そこが確定してから——鳥栖市としては例えば、水道の部分とか、消耗品の部分とかっていう、そういった部分の検討は可能かというふうに考えております。

齊藤正治委員

基本的に11月からずっと協議をされてきたっていうことの中で、見えている部分について私が申し上げますと、感じたところは、要するに維持費がかかるからというようなことなんです。

トイレの大切さ、そこは、ちょっとトイレが28日になくなりますから、2月の初めに聞きましたけれども、実際、見にも行きましたけれども、びっくりしたのは、もうJR九州さんって、何て言ったらいいか分からないですけども、人間の生理の問題、こんなに簡単になくしてしまうっていう、そういうような会社が、果たしてどうなっていくんだろうと。

それはいいんですけれども、それに伴うやっぱり鳥栖市の対応の仕方というのは、やっぱりもう少しトイレの大切さっていうのを、みんなのトイレにも言われていることとか、先ほども――私があそこのおばちゃんの話をする、もうとにかく汚れたら、すぐ電話がありますし、すぐ来よりますと。

1日何回も行かれるそうなんですよ、みんなのトイレはね。

だから、それだけやっぱり、清潔感とやっぱり自分たちの生理、それから今、女性の人なんて、急に生理になるとかするじゃないですか。

男の人たちは今ストレスで、非常に下痢が激しい人とかって結構おるんですよ。

だからやっぱり、駅にはなくてはならないということなんですけれども。

もう一つ旭地区に関して言えば、旭地区って、トイレってないんですよ、公共施設がほとんどありませんから、公園もありませんし。

しかしながら、鳥栖市で2番目に人口が多いところなんですね。

だからそういったところで、やはり今回、この駅のトイレを使うようになることも必要でしょうけれども、やはり駅周辺に鳥栖市の市有地があるわけですね。

そういったところにやっぱりもう少し公衆トイレっていうか、きれいなものを造ってもらってというようなことが、特に私は必要なところじゃなかろうかというように思っております。

JRの駅前って旭地区の玄関なんですよ、どちらかという。

倉吉市ってありますけれども、倉吉市はトイレをきれいにしていくことで、やっぱり人間の心が豊かになって、そしてやっぱりいいまち、笑顔が出てくるという、そういうまちを、倉吉市っていうのは目指されているそうなんです。

だからやっぱり、鳥栖市も生理に対する人間的なものについては、もうちょっと大切にしていって、今後、取組をしてもらいたいというように思っておりますけれども、そういった点がちょっと、ここの中では読み取れないかなというように思いますので、課長、いかがでございますか。

佐藤正己 国道・交通対策課長

齊藤委員が言いますように、駅前トイレっていう部分につきましては、当然、いきなり私が、はい、とは言いづらい部分ありますので、さっきあったように、旭駅の位置づけですね、地域としての位置づけた、例えば中川原議員の質問にもありますように、バス停もある。

交通結節点とかの位置づけ、そういうのを確実にした上で、そういった部分ができるかも、当然、マスタープランに載せるとか、そういった位置づけを行った上で対応したいと考えております。

齊藤正治委員

せっかくこのトイレの問題がクローズアップされていますので、早急に、そういった今あるマスタープランは変更しようと思えば、変更できる話でございますので、もうちょっと対応を速やかにしていただいて、そしてやっぱり、その町のシンボルになるようなトイレを、鳥栖市内、各所にやっぱりある程度は公衆用トイレとして、進めていったほうがいいというように私は思っておりますけれども。

先ほど、池田議員の池田の堤の話も出ましたけれども、あそこもよく私も利用しますけれども、本当汚いですもんね。

男便所と女便所とを1基ずつありますけれども、もう昔のトイレっていう感じがしておりますけど。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

久保山日出男委員長

それでは、私のほうからお聞きしてよろしいでしょうか。

旭駅としてのトイレ一環が、この陳情に上がってきております。

先ほどの話を聞くと、これからも麓駅、田代駅上がってくるような様子も、区長会からの話もあっておりますので、我々委員会のほうは、それを含め、今後、改修するために含めて、一緒に整理してきたいと、議長に総体的なもので併せて一緒に審議したいということでお返ししたらどうでしょうか。

いかなもんかなと思うんですよ、ここで、旭駅1駅だけをするんじゃなくて、ただいま執行部のほうから、鳥栖市内のものも上がってきておるのに、そこをして、またしてというような協議にはならんかと思うんですよ。

市にやはり予算化を要望するからには、市民のための、要するに旭地区の人口が2番と言われたように、本当に、あさひ新町、西田町といった住宅街が出来て、もう現在も西田町については高齢化が進んでいるわけですよ。

そういった中で、車利用が少なくなってくるわけですよ。

そういったことも加味してありますから、委員の皆様にお願ひしたいのは、一応議長のほうにお返しするのは、2者があと上がってきますから、それと合わせて一緒に審議したいということを、以降でしたらいかがですか。

委員の皆様のお願ひしたいと思います。

江副康成委員

要望書は、旭地区のところから上がっておりますけれども、麓地区、区長連合会の会長さん、区長会の会長さんとか、私、あるいは森山議員等を通じて、要望書は形になっていませ

んけど、そういった要望は受けているんですよ、実は。

そういったところ、皆さんにちょっと御紹介したいということがありまして、要望書が出てくる、出てこないにかかわらず、今後の駅前のトイレの在り方、無人化になったときでも、在り方に関しては、今、委員長がまとめていただいた方向で、進めていただきたいなというふうに思います。

小石弘和委員

ちょっとお話聞くようですけど、これ、区長連合会から3駅のトイレの件で要望が出るというふうな話を聞いたんですけど、結局、個別にしても何度も結論じみたことをやらなくちゃいけないですから、そこも大体の見通しがついているんなら、区長連合会から3駅に対しての御要望を出していただいたほうが一番早いと思うんですよ。

結局、執行部としてもやりやすいと思えるんですよ。

ですから恐らく、区長連合会の中でそういうふうな形になって、また今、委員長が言うように、別々のところから来たら、また変な形になると思うんですよ。

そういう形で、もう区長連合会の中で一括して要望を出していただいたほうが一番早いと思いますので、前向きに執行部が考えてあるなら、もうそういうような打診をされて、したほうがいいんじゃないかと私は思うんです。

以上です。

池田利幸委員

私も小石委員と基本的に考え方が一緒でして、実際、今日、区長連合会が協議をしているはずなんですよ。

そこで3駅については上がってくるはずなんで、今回の議会内っていうよりも、4月にもまだ所管事務調査もありますんで、そこに上がってきた3駅まとめた協議、陳情協議をしたほうがいいのかなど。

そのほうが執行部のほうもやりやすいし、私たちのほうもお答えがしやすいんじゃないかなと思いますんで、その部分、上がってくる手はずになっている部分を、待ったほうがいいんじゃないかなとは思っています。

久保山日出男委員長

そしてまた私のほうから何度も言って申し訳ないんですが、まず駅が3者あるものですから、これは本当に小石委員のほうからも言っていただきましたように、3者をまとめてこそやるべきな方向で進めたいと思っているんですよ。

本当、駅前に便所がないとか、そんなこと考えられますか？ JRにしても、やっぱ昔は国鉄で、国が守ってつくってきたところで、生産性が合わないか、合うようにするために分散

化されたわけでしょうから。

そういった面を含めて、これは旭の区長会のほうにも、もう一回再度、市全体の区長会として上げてもらうような形で議長にお返りするような形でいかがですか。

西依義規委員

1個質問しますが、市の対応を、もちろん部長、総務部長、市長まで上げて決めたのを、今回区長会と話し合うことによって変更せないかなというところに思われた理由を教えてください。

1回決定された庁内決定を、もちろん何でそこで地元協議をせんやったか、とても疑問なんですけど。

勝手に市で検討して、その辺は、大変疑問ですけど。

今、区長連合会から打診が来て、こういうのがやっぱり必要性を感じたとか、何か理由を言ってもらっていいですか。

何で方針が変わったか分からない。

佐藤正己国道・交通対策課長

管理をしないっていう方針は変わっていないんですよ、現状は変わっておりません。

以前からお話があったように、旭地区とかであれば、もし地元でも管理をできる分があれば、したいとかっていうお話がありましたので、そういった部分から、もし地元のほうでも御協力が得られるならば、うちのほうもJRさんと話をし、できる部分等があれば、お願いしたいっていうふうな考えを、市長協議、3月4日の中で出たところでございます。

(発言する者あり)

久保山日出男委員長

もう一つは、JRのほうは、いつまでに壊すことはないですね？壊すっていう日にちが決まっていれば、延ばすわけいきませんから。我々委員会のほうとしましても。

その辺の確認は取れますか。

佐藤正己国道・交通対策課長

JR九州と2月ぐらいからこういった情報が地区から上がっているとかっていうことになって、3月にもJRにも区長会から言われた内容を1回伝えるとかしておりますので、一応、ほかの九州管内で30駅ぐらい、トイレが閉鎖されているところがあるらしくてほぼ全部が管理をしないっていうことだそうです。

で、うちのほうはこれで地区からの御要望とか上がっているということで、ほかのもう要らないといった駅についてはもう簡易水洗とかのところであれば、便器の撤去とか、モルタルを流して、においが発生しないようにするということですが、一応鳥栖の3駅について

は、今のところの、そういったお話があって、状況が移る可能性があるということで、モルタルを流さずに、閉鎖だけをしておくっていうことでのお話はいただいております。

閉鎖だけですね、ですけど、モルタルとか流して、もうトイレが使えない状態にはしないっていうお話を伺っております。

西依義規委員

方針が変わったことを、先ほどお金の面だけっておっしゃったんですよね、1駅95万4,000円がその額を出さないことは決まっているんですよね？方針は。

例えば、それを地域で受けて、30万円とか安く済んだのであれば、市として1回受けて、それを再委託みたいにするけど、この95万4,000円で受けるということは、しないということですか。

その方針は変わってない。

佐藤正己 国道・交通対策課長

JRからは一切お金が出てきませんので、鳥栖市が全額負担する形になります。

ですから、今市の中で話しているのは、もし地域のボランティアでお願いできるようならば、例えば消耗品の部分であるとか、水道料金の部分であるとか電気料とかですね、うちが出せる部分の費用を出して、そこの部分を地区のまち協ですかね、まち協さんが受けられて、まち協さんに出すとかっていうことは考えているところでございます。

久保山日出男委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後 3 時42分休憩



午後 3 時47分開会

久保山日出男委員長

再開します。

この件に関しましては、正副委員長の内容をまとめまして、最終日に確認させていただくことでよろしいでしょうか。（「どういうまとめ？」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

西依義規委員

今、執行部のほうから御説明いただきまして、経過の中にJR九州から田代駅、肥前旭駅、

令和4年3月18日（金）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 森山信二

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

国道・交通対策課長 佐藤正己

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

河川のしゅんせつ事業（大野川）（曾根崎町）

飯田・水屋線道路改良事業（飯田町）

J R 肥前旭駅トイレ（儀徳町）

旭まちづくり推進センター周辺道路（儀徳町）

陳情

陳情第2号陳状

陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める要望書

陳情第5号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての要望書

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第13号令和4年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第8号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

建設経済常任委員会の委員派遣について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

この陳情協議で多くの皆様方から様々な意見が出ましたので、1個1個ずつ書き出そうかと思いましたが、いろんな御意見でございましたので、一応、道路の維持管理に関し、様々な意見が出ましたということで、最後のまとめだけ、「当委員会としては執行部の説明を踏まえ、道路管理者は道路を良好な状態を保つよう維持管理をし、一般交通に支障を及ぼさないように努めることとされていることから、執行部に対し、適切な維持管理に努めるよう求めていくことで、意見の一致を見ました」ということで、まとめさせていただきました。

よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

このことにつきまして御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御意見を基に委員長でまとめた、このことについて、議長へ申し送りすることの確認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。



陳情第4号肥前旭駅トイレを今後も利用できるように求める陳情書

久保山日出男委員長

それでは、続きまして、当委員会に送付されました陳情第4号についてを協議いたします。

協議結果案を、副委員長のほうより御説明申し上げます。

西依義規委員

2ページ目を御覧ください。

一応最後のほうから、各委員よりっていうところから、皆様方の御意見を、いろんな御意見出ましたけど、一応箇条書きみたいな感じで書かせていただいております。

結果として、「当委員会としては、田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅の各トイレについて、鳥栖市が維持管理すべきであるということで、意見の一致を見ました」ということで、最後の結論は、皆様の意見の一致を書いております。

協議中に頂いた意見も、ほぼ全て書かせていただきました。

以上です。

久保山日出男委員長

ただいま御説明申し上げましたけれども、御意見、御発言、よろしくお願ひいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

では4号につきましても、同じく意見を議長のほうへ申し送りすることにいたしました。

よろしくお願ひいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

陳情第5号旭まちづくり推進センターに係る車両経路の整備についての要望書

久保山日出男委員長

続きまして、3点目でございますが、当委員会に送付されました陳情第5号についてを、協議をいたします。

協議結果案を、副委員長より説明申し上げます。

西依義規委員

これも2ページの結論のほうからだけ見ていただいて、各委員よりというところから、皆さん方の御意見を、これもほぼ全て載せさせていただきました。

で、結論としては「当委員会としては、用地買収も含めて、交差点の改修・改良等道路整備に努めるよう執行部に求めていくことで、意見の一致を見ました」これ、最後委員長がおっしゃっていただいた文章をそのまま載せていただきました。

以上です。

久保山日出男委員長

この形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この陳情第5号につきましても、議長へ申し送りをすることといたしました。

ありがとうございました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

久保山日出男委員長

これより委員間の自由討議を行います。

今回付託されました議案を含め、委員間で協議したことがございましたら、御発言をお願いいたします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてからマイクのスイッチを入れて、御発言いただくようお願いをいたします。

何か。

〔発言する者なし〕

それじゃあ、以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



午前11時26分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

総括に入ります前に、執行部より、追加資料の提出がっておりますので、それぞれ説明をお聞きしたいと思います。

まず、農林課の御説明をお願いいたします。

森山信二農林課長

それでは、委員会参考資料を上げさせていただいておりますので、御説明申し上げます。

まず、2ページのほうをお願いいたします。

栖の宿キャンプ場市内利用率についてでございます。

令和元年度から令和3年度の推移を月ごとの表として、表しております。

市内利用率につきましては、3か年を見まして十数%で、高いところで令和2年度の3月で36%、令和3年度の6月で35%となっております。

高い推移の時期に、県外自粛の要請や市内の感染拡大が落ち着いたことが要因ではなかろうかというふうに判断しております。

次に、3ページのほうをお願いいたします。

多面的機能支払補助金につきましては、取組組織が13組織でございまして、農地の面積に

対しまして、活動内容の農地維持であります、主に田や水路、ため池等の草刈りや水路の泥上げ等の作業活動。

それと資源向上であります、主に水路等の簡単な補修やごみ拾い、植栽などの環境保全の際、両活動に対しての補助金が支払われるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

市町をまたいでおります広域林道九千部山横断線を赤で表示をさせていただいておりますが、その区間が通行止めということになってございます。

中ほど、勝尾トンネル、勝尾大橋を表示させていただいておりますが、その間がのり面の崩土で通行止めとなっております。

基山のほうが起点というふうになっておりますが、基山から鳥栖の河内ダムから北のほうに上っていただいた市道との分岐までが、緑で表示をさせていただいておりますが、その分が約2キロメートル通行可能というふうになってございます。

これは、林野庁から切り出した木材の搬出のため、開放をしているものでございます。

終点側につきましては、みやき町まで通行止めとなっております。

上峰町、吉野ヶ里町は通行可能というふうになっております。

次に、5ページをお願いいたします。

林道巡回管理業務につきましては、8路線を定期的に巡回し、路面等の状況、側溝の詰まりの有無、路肩の崩落の有無、倒木の有無など通行に支障がないかどうかを点検後、報告となっております。

巡回は原則月1回でございますが、雨季や積雪時等に、追加の巡回を行っております。

次に、資料は別となりますが、2点御説明申し上げます。

1点目につきましては、市民の森管理委託料につきまして、委託先と業務内容等の意見がございましたので、まず、下草刈り業務につきましては、地元業者の牟田林業緑化に年2回の委託を行っております。

トイレ浄化槽維持管理、清掃業務につきましては、鳥栖環境開発に月1回の保守点検及び年1回……

久保山日出男委員長

よろしいでしょうか。

資料ある？口頭説明？

森山信二農林課長

口頭で、すみません、資料はございません。

再度説明したほうがよろしいですか。

久保山日出男委員長

いや、いいですよ。

森山信二農林課長

それでは、続きまして、トイレ浄化槽維持管理、清掃業務は、鳥栖環境開発に月1回の保守点検及び年1回の浄化槽の洗浄、清掃を委託しております。

河内町トイレ清掃業務につきましては、地元の河内町に週に一、二回のトイレ清掃及びトイレ消耗品の補充等を委託させていただいております。

2点目に、市民の森イベント委託料につきましては、直近での実績が、令和元年度となりますが、ノルディックウォーキングをフィッ鳥栖へ、イベント業務として委託をしております。

また、熱気球の搭乗体験イベントを同時開催で行っておる関係上、佐賀バルーンフェスタ組織委員会に委託をさせていただいております。

平成30年度には、同じくノルディックウォーキングをフィッ鳥栖へ、イベント業務として委託をしております。

イベントの準備業務委託としまして、コスモレンタルにテントや受付用のテーブル、椅子等の備品や山の手入れ体験イベント準備の業務委託を行っております。

以上で、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたが、何かございましたら。

小石弘和委員

これ、私は、総延長は何キロメートルか、そしてその通行止めの期間というようなことをお尋ねしとったんですが、明確には書いてないものですから。

久保山日出男委員長

資料は別として答えられますか、今のことについて。

森山信二農林課長

すみません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので……

小石弘和委員

そしたら後でいい。

もう口頭で結構ですから、お願いします。

久保山日出男委員長

それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。ほかに。

池田利幸委員

ありがとうございます。

私、多面的機能の分で資料の提出をお願いしとったんですけれども。

多面的機能のところ、これ、農林課のところでもお話しさせてもらったし、維持管理課のところでもお話しさせていただいた部分ではあるんですけれども、今回、陳情が出てきた分の草刈りっていう部分で、あと、田園環境を守るっていう部分と補助金が出ている部分とか、そういう部分。

かねて草刈りって、今大分市内で問題になっている部分。

その整理っていうか、どこまでお願いできるのかとかいう整理とか、ぜひ、課は変わるんですけど、そこで、協議で、どこまでがお願いできるものなのか、どこまでを市がやらなきゃいけないのかとかいう部分の、整理はつけにくいとはもちろん思いますけれども、そこは1回協議していただいて、今、ずっと一般質問もそうですし、陳情も上がってきているような状況。

また、私たちも市民相談として頂く声が大きいいという部分で、どういうふうな整理ができるのか、どういうお願いができるのかとかいう部分は、ちょっと話していただきたいなと思います。

あと、市民の森のところ、小石委員がずっとイノシシの販売会をいつやったのかって、その委託とかどうしたのかっていう、さっきの御説明の中でそのイノシシの分は何も触れられてなかったような気がして。

そこは、どこに委託したもしくは農林課の職員さんたちがやったのか、その辺っていうのはどうなんでしょうか。

森山信二農林課長

委員会の中でも御説明を……、年度につきましては、平成30年度に1回行っております。

委託先につきましては、こちら猟友会の中で、イノシシ肉を個人で扱ってあるところがありますので、衛生上いろいろ問題がありますので、そこに委託をさせていただいております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいでしょうか。

齊藤正治委員

九千部山横断線の件ですけれども、もう、8割、9割ぐらいは通行止めということ。

だから、この間の議会のときに、私はもう県に返したらっていうお話をさせていただいたんですけれども。

こういう状況を見て、佐賀県はどげん考えとっとかですよね。

要するに、鳥栖市が請け負ったら、もうこんなに災害ばかり出てくるような道路の整備の仕方を、これまでやっているっていうことですよ。

だから、それはやっぱり協議の対象にはなっていないんですか、佐賀県と。

森山信二農林課長

以前から、委員会の中でそういうふうな意見を伺っているということは、前任者のほうからも、話は上がっておりますので、今後、今御指摘をいただいた協議につきましても、県のほうとまた改めて、やっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

齊藤正治委員

要は、せっかくの道路が、林業する人たちのために作ったっていうけど、結果的に林業もできなくなっていくということよね。

だから、全然目的と違うお荷物になってしまっているってところをやっぱりもうちょっとしっかり県に言って、そして、お荷物にならんような、道路としての機能を果たすようなことを考えてくれというようなことを、ぜひ、強く要望をお願いしたいと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、商工振興課関係の御説明をお願いいたします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、商工振興課関係分で資料の御要望があったものについて御説明をいたします。

まず、1点目の資料でございますが、小石議員のほうから御要望がありました企業立地奨励金等についての一覧でございます。

2点目、齊藤議員のほうから御要望がございました新産業集積エリア分割造成案に、乗り入れ口を重ねたものの図面でございます。

3点目ですが、西依議員のほうから御要望がございましたプレミアム付商品券先行販売申込状況及び取扱い店舗の数をお載せをしております。

それと合わせまして、皆様の御手元に紙ベースでございますが、とっちゃんPAY、それからとっちゃん商品券、これは今、商工振興課のほうで取り組んでおるところなんですけれども、先行発売を市民優先で行いまして、市民優先の先行発売に関しましては、本日3月18日から先行発売を行っております。

これにつきましては、予約をしていただいた方に、先行発売を行っております。

チラシにございますとおり、4月7日以降に一般発売を開始をいたします。

以上でございます。

久保山日出男委員長

説明は終わりましたが、これに関してどなたか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、国道・交通対策課の御説明をお願いいたします。

佐藤正己国道・交通対策課長

国道・交通対策課関係の資料の説明いたします。

委員会参考資料の2ページ目をお願いいたします。

すいません、最初に数字の訂正をお願いいたします。

西鉄バス6路線の状況の分の合計欄の令和3年度の利用者数でございます。

お渡ししている分は31万9,469人というふうになっているかと思いますが、実際は39万1,469人で1と9の入力を間違えるような形になっています。

大変申し訳ございません。

それでは、まず説明させていただきます。

西鉄バス6路線につきましては、広域線、市内線ともやはり、令和元年度から利用者数も減少してきております。

それから、運行経費につきましては、人件費の関係、バスの維持管理関係がちょっと上昇しているということで、令和元年度から3年度に比べると、若干増加しております。

運行収入につきましても、やはり利用者数が減っておりますので、令和元年度から、2年度、3年度と少しずつ減ってっております。

国庫補助金の広域3路線につきましては、基本的に大体補助金額があれば一緒ですけど、運行係数によって鳥栖市のが、いろいろありますので、その差し引いたところで市の補助金が令和元年度が2,100万円、令和2年度2,900万円、令和3年度3,000万円という形になっております。

市内線につきましても同様で、やっぱり利用者数が減るので、運賃収入が減って、運行経費は上がっておりますので、あと国庫補助との関係を含めると、市の補助金は増加という形になっております。

それでは、3ページ目をお願いいたします。

国道・交通対策課が発行しております鳥栖市ミニバスの回数券の購入状況でございますが、令和元年度は各4コースの合計で、年間133冊、令和2年度が90冊、令和3年度が101冊となっております。

域のトイレとして」っていうお話もあっていたので、私が思うのは、鳥栖市がどれだけこの地域公共交通を大切にしているかっていうところを、しっかり見せていただきたいなと思うことがありました。

例えば、委員会中に申しましたけど、ミニバスを1日置きに、交通空白地に通しているっていうところで満足をしている、市の姿勢。

あと、常にやっぱり地域公共交通は、先ほどのバス路線の補助金でもそうですけど、やっぱり民間の西鉄バスさんも自分のところの利益もあるんで、いつ引かれるかも分かんないんですよね。

そういったところも含めて、JRさんもそうでしょうけど、鳥栖市がどれだけこの地域公共交通をしっかり見ているかっていうところを、私は主として、国道・交通対策課だけじゃなくて、いろんな担当課で私は方針をまとめるべきかなと。

そうしないと、駅のトイレを市で見ます、いや、市で利用者だけの駅のトイレは駄目ですよという方針があったのに、それを反転して、トイレをやっぱり維持しますってなったら、やっぱり市の方針がないんですよ。

だから、駅をしっかり大切にします、バス停もしっかり大切にします、地域公共交通は市民の皆さんの足ですんで絶対守っていきますという方針をしっかり立てていただいて、駅のトイレをせんと、行き当たりばったりに見えます。

ですから、ぜひそういった方針はぜひもちろん高齢化等来ますんで、絶対必要になりますんで、その辺は今後、御検討ください。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、総括を終わります。



採 決

久保山日出男委員長

これより採決を行います。



議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きますして、議案乙第14号令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第8号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きますして、議案甲第8号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きますして、議案甲第9号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、よってそのように決しました。

ただいま議決しました議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

oo

久保山日出男委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時52分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 久保山 日出男

